

体罰等の根絶と 児童生徒理解に基づく指導の ガイドライン

～信頼される学校教育を推進するために～

山形県教育委員会

平成25年7月

巻 頭 言

子どもはかけがえのない存在であり、一人一人が「いのち輝く人間」として生きていることが県民の願いです。

学校においては、子どもたちに「自分を大切に思える気持ち（自尊心）」を育む「いのちの教育」を大切にしていける必要があります。

体罰等の問題を考えるということは、子どもの人格・人権・いのちを考えることです。体罰や暴言等の不適切な行為は絶対にしないという強い意志を持って子どもと向き合い、「共感的な対話」と「毅然とした態度」による指導で子どもたちの心を動かし、自立を促していきけるように努力していくことです。

そして、どのような時でも、「まだまだ未熟な自分が、未来の宝である子どもたちを教育している」という自覚を持ち、絶えず自分の行為を振り返りながら指導に当たることが大切です。

誰もが多くの欠点や心の弱さを持っておりませんが、私たち一人一人が、子どもの手本となる「師表たる教員」をめざす努力をし、学校が一丸となって信頼される学校教育を進めていきましょう。

山形県教育委員会

教育長 菅 野 滋

体罰等の根絶と児童生徒理解に基づく指導のガイドライン ～信頼される学校教育を推進するために～

目 次

- ◇ 巻 頭 言
- ◇ 本ガイドラインの活用にあたって

I 体罰等の正しい理解（p 3～p 8）

1. 体罰について
 - (1) 体罰の定義
 - (2) 体罰の判断
 - (3) 体罰の禁止
 - (4) 正当防衛と正当行為
2. 暴言等の不適切な行為について
 - (1) 暴言等の不適切な言葉の例
 - (2) 不適切な行為の例

II 体罰等の根絶対策（p 9～p 13）

1. 学校全体の体制づくり
 - (1) 指導が困難な児童生徒への組織的な対応
 - (2) 管理職と教職員、教職員同士が気軽に相談できる職場づくり
 - (3) 児童生徒や保護者の相談体制の整備
 - (4) 児童生徒と一体となって進める「規律ある」学校づくり
 - (5) 各学校の状況に応じた「一校一改善」の実践
2. 校長の役割
 - (1) 未然防止に向けた恒常的な取組みと研修の充実
 - (2) 体罰発生時の報告と再発防止の徹底
 - (3) 部活動の指導状況の把握と助言
 - (4) 児童生徒や保護者への説明
3. 教員一人一人の努力
 - (1) 「师表たる教員」としての自覚と継続的な努力
 - (2) 体罰等に関する正しい認識と確認
 - (3) 児童生徒への指導についての「自問自答」による評価・改善
 - (4) 疑問や悩みを抱え込まない、迅速且つ積極的な報告・相談
 - (5) 怒りを自己コントロールする力の強化

III 児童生徒理解に基づく適切な指導（p 14～p 27）

1. 児童生徒理解に基づく指導の基本
 - (1) 児童生徒への深い愛情と親身になった指導
 - (2) 児童生徒理解に基づく個に応じた指導
2. 児童生徒の問題行動への基本的な対応方法
3. 特別な支援を必要とする児童生徒への適切な指導
4. 必要に応じた「厳しい指導」と「懲戒」
 - (1) 必要に応じた厳しい指導について
 - (2) 懲戒について

IV 生徒の自主性を尊重し、一人一人が輝く運動部活動の指導（p28～p38）

◇－運動部活動の意義と役割－

1. 生徒の自主性を尊重した目標や活動内容の決定
 - (1) 目標等の設定と指導計画等の作成
 - (2) 年間の活動内容の工夫
2. 科学的な指導方法の積極的な導入
 - (1) 予想どおりにいかない進歩やつまづきについて
 - (2) 運動の実施の仕方について
 - (3) 努力度合い、運動の配列、練習の効果などについて
3. 必要に応じた厳しい指導の在り方
 - (1) 指導者と生徒たちの信頼関係づくり
 - (2) 生徒たちの意欲、自主的・自発的な取組み、考える力等の育成
 - (3) 厳しい指導

◇－指導力の向上に向けて－

V 児童生徒理解に基づく指導の具体例（p39～p49）

1. 授業や校内生活における事例
 - (1) 授業中における体罰事例と防止のための適切な指導例（小 中 高）
 - (2) 放課後や休み時間、HRにおける体罰事例と防止のための適切な指導例（小 中 高）
 - (3) 障がいのある児童生徒への体罰事例と防止のための適切な指導例
2. 運動部活動における事例

◇ 参考資料

1. 臨時全県公立校長会等議資料（p51～p62）

- (1) 教育長訓示
 - ◇体罰根絶運動の取組み
 - ◇県内体罰の状況（H25年4月発表）
- (2) 基調講演
- (3) シンポジウム

2. 研修資料（p63～p77）

- ◇体罰によって起こる問題や影響
- ◇体罰発生時の適切な対応
- ◇体罰根絶のためのチェックシートの例
 - 管理職用チェックシート
 - 教職員用チェックシート
- ◇アンガーマネジメントについて
- ◇校内研修のための「演習事例」

3. 文部科学省通知（p78～p82）

- ◇平成25年3月13日付け24文科初第1269号
体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）

4. 体罰・いじめ相談窓口（電話）一覧（p83）

（県教育センター 教育事務所 市町村教育委員会）

◇本ガイドラインの活用にあたって

～体罰等の問題を自分の事として捉えることがすべての取組みの基本です～

本ガイドラインは、「体罰等の根絶対策と、一人一人の人格や自主性を尊重し、児童生徒理解に基づく適切な学習指導・生徒指導・部活動指導等」を行うための指針を示したものです。

体罰や暴言等の不適切な行為の問題を考えることは、教員の児童生徒への接し方や指導の在り方の基本を考えるということです。本ガイドラインを活用しての校内研修が効果的に進められるためには、すべての教員が体罰等の問題を自分の事として捉えることが大切です。

本書は、各学校等に3部配布しておりますが、校長・教頭の他、校内倫理委員会の代表者が持ち、校内研修会等で活用して下さい。また、本書の概要版を全教職員に、リーフレットを全保護者に配布しておりますので、併せて活用願います。

1. 本ガイドラインの特色

(1) 体罰等について、正しく理解できるようになっています。

①体罰の定義、具体例を示しています。

※体罰は懲戒の延長上にあるものでなく、懲戒とは違うものであるという考え方

②暴言等の不適切な行為の具体例を示しています。

③体罰の禁止理由と体罰が児童生徒に与える悪影響を示しています。

(2) 体罰等を根絶するための取組を整理して示しています。

①学校全体の体制づくり

②校長の役割

③教員一人一人の努力

(3) 教育は深い愛情と親身になった指導が基本であり、児童生徒理解に基づく個に応じた適切な指導について、下記により示しています。

□ まずは、児童生徒理解に基づく個に応じた指導の基本を確認すること

□ 次に、問題場面でも、「対話」を基本にした指導をすること

□ 問題場面の状況に応じて、毅然とした態度での厳しい指導も必要であること

(4) 運動部活動の指導については、「生徒の自主性」や「科学的な指導方法」を取り入れた具体的な指導方法を示しています。

(5) 児童生徒理解に基づく「体罰によらない適切な指導方法」を例示しています。

(6) 参考資料の中では、校内研修に活用できる資料を載せています。

①体罰によって起こる問題や影響

②体罰発生時の適切な対応

③体罰根絶のためのチェックシート

④アンガーマネジメントについて

⑤校内研修のための「演習事例」

2. 校内研修を進めるにあたって

本ガイドライン及び概要版を活用し、下記の事項に留意しながら校内研修を実施して下さい。

(1) 体罰及び暴言等の不適切な行為について正しい理解をする。

- ① 体罰が懲戒の延長上にあるという考え方をしないことが大切です。研修を進めるにあたっては、体罰につながるような懲戒をしていないか確認して下さい。
- ② 暴言等の不適切な行為については、定義ではなく「事例」を示しています。その他にも児童生徒の心を傷つけるような言葉や行為はないか話し合ってください。

(2) 体罰等の根絶対策については、学校全体で取り組むことや教員一人一人が努力することを全員で話し合う。

- ① 校長は、体罰等の根絶について、「校長としてどのような考えで何をしていくか」について、教職員に説明し理解を求めるようにします。
- ② 学校全体の体制づくりについては、各学校のこれまでの取組や実情に応じて必要な取組を行う。特に、「一校一改善」については、教職員全員で協議し決定していくことが大切です。
- ③ 教員一人一人の努力については、下記のことについて具体的にどう進めるか話し合うことが大切です。
 - ・ 疑問や悩みを身近な教員や管理職等に言える
 - ・ アンガーマネジメントで感情をコントロールする
 - ・ 継続的に体罰等根絶のためのチェックシートを活用する

(3) 教員一人一人が子どもへの接し方や指導について振り返り、児童生徒理解に基づく適切な指導の在り方を考える。

- ① 「児童生徒理解に基づく適切な指導」には、生徒指導の基本が示されています。機会を捉えて確認していくことが大切です。
- ② 特別な支援を必要とする児童生徒への対応については、「特別支援教育に関わる研修」と一緒にすると効果的です。
- ③ 必要に応じた「厳しい指導」や「懲戒」については、どのような状況において効果があるのかについて、教員によるこれまでの経験等を含め、十分に話し合ってください。

(4) 教員一人一人がこれまでの運動部活動の指導について振り返り、子どもの自主性や科学的な指導方法を導入した指導の在り方を考える。

各学校における運動部活動の指導については、全顧問及び外部指導者等が、子どもの自主性や科学的な指導方法を取り入れた指導の在り方を研修し、各運動部活動の実情において指導方針を決めていくことが大切です。

(5) 事例を通じた演習により児童生徒理解に基づく適切な指導方法を理解する。

事例では、教員の目の前での挑発的な態度や暴言、他の児童生徒への迷惑、運動部活動等での無気力な態度等、好ましくない行動をとった場合、どのように対応すべきか、その適切な指導について数多く例示しています。各学校では、例示以外の問題場面も多くあると思われます。それらの事例もあげながら演習を進めると効果的です。

演習にあたっては、適切な指導事例を参考にするとともに、同僚のアドバイスを受けながら、自分なりの指導方法を考えていくことが大切です。

I 体罰等の正しい理解

1. 体罰について

【体罰に関する正しい認識を持ち、「体罰否定」の指導観を持つ】

- 体罰は懲戒ではなく、法律で禁止されている行為です。
- 殴る、蹴る等、身体に対する侵害する行為以外でも長時間の正座などの肉体的苦痛を与えるものは体罰になります。
- 体罰は、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校の信頼を失墜させます。
- 体罰により児童生徒の正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への風潮を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生むおそれがあります。

【体罰と受け取られる行為は回避する】

- 教員自身が「体罰」の意識はなくても、児童生徒は「体罰を受けた」ということもあり得るので、教員は児童生徒の立場に立ってよく考え、体罰につながる行為は回避していくようにしましょう。

【児童生徒の暴力行為については毅然とした姿勢で対応する】

- 児童生徒の暴力行為等に対しては、毅然とした姿勢で教職員一体となってチームや組織として対応し、児童生徒が安心して学べる環境を確保することが必要です。

※ 教員や他の児童生徒に対しての暴力行為が見られ、その行為を抑制するために、止むを得ず、有形力を行使した場合、それは正当防衛又は正当行為になります。

(1) 体罰の定義

体罰は、教員が児童生徒に対し、「身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）」、「肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）」に当たると判断される行為のことで、法律でも禁止されています。

校長及び教員は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行ってはならないし、体罰は、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為であること、体罰により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への風潮を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生む恐れがあることをしっかり認識し、体罰否定の指導観を持つことが大切です。

◇体罰による児童生徒への悪影響

心理面	学習面	人間関係
<ul style="list-style-type: none"> 不安感や恐怖心などの強いストレス、苦痛を感じる。 屈辱感や自虐感を持つ。 自尊感情を減退させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 学習への意欲や集中力の低下を引き起こす。 知的好奇心や興味、関心を失う。 課題への取り組みや作業が遅くなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 暴力で解決する風潮を生じさせる。 自分より強い者に追随し、弱い者を従わせようとする。 善悪の判断力が鈍り、嫌がらせやいじめをする。 教職員全体に対する見方や接し方に変化をもたらす。 過敏に反応し、教職員の顔色をうかがった行動をとる。 教職員への不信感を強め、批判的、反抗的になる。

(2) 体罰の判断

教員が児童生徒に対して行った行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の「年齢・健康・心身の発達状況」「行為が行われた場所や時間等の環境」「行為の態様等の諸条件」を総合的に考え、一つ一つの事案ごとに判断する必要があります。この際、単に、体罰をしたと思った教員等や、体罰を受けたと思った児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断しなければなりません。

◇通常、「体罰」と判断される行為の例

< 身体に対する侵害を内容とするもの >

- 体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。
- 帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして転倒させる。
- 授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。
- 立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席につかせる。
- 生徒指導に応じず、下校しようとしている生徒の腕を引いたところ、生徒が腕を振り払ったため、当該生徒の頭を平手で叩（たた）く。
- 給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかつたため、持っていたボールペンを投げつけ、生徒に当てる。
- 部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片づけが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する。

< 被害者に肉体的苦痛を与えるようなもの >

- 放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。
- 別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない。
- 宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で、正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。

～ H25.3.13 付け文部科学省通知 「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」より ～

(3) 体罰の禁止

① 学校教育法第11条の遵守

体罰は、学校教育法第11条において禁止されている決して許されない行為であり、いかなる場合も体罰を行ってはならないと明確に規定されています。

○ 「学校教育法」

(児童・生徒等の懲戒)

第11条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

② 体罰と人権

児童生徒は、「人格をもった一人の人間として尊重されるべき存在」です。

「児童の権利に関する条約」においても、さらに一層、児童生徒の基本的な人権に十分配慮し、一人一人を大切にしたい教育が行われることが求められています。

○ 「児童の権利に関する条約」

第19条第1項

締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。

(4) 正当防衛と正当行為

～ 通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為 ～

- ① 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使
 - 児童が教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、児童の背後に回り、体をきつく押さえる。
- ② 他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使
 - 休み時間に廊下で、他の児童を押さえつけて殴るという行為に及んだ児童がいたため、この児童の両肩をつかんで引き離す。
 - 全校集会中に、大声を出して集会を妨げる行為があった生徒を冷静にさせ、別の場所で指導するため、別の場所に移るよう指導したが、なおも大声を出し続けて抵抗したため、生徒の腕を手で引っ張って移動させる。
 - 他の生徒をからかっていた生徒を指導しようとしたところ、当該生徒が教員に暴言を吐きつばを吐いて逃げ出そうとしたため、生徒が落ち着くまでの数分間、肩を両手でつかんで壁へ押しつけ、制止させる。
 - 試合中に相手チームの選手とトラブルになり、殴りかかろうとする生徒を、押さえつけて制止させる。

～ H25.3.13 付け文部科学省通知 「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」より ～

2. 暴言等の不適切な行為について

【暴言等の不適切な言葉についての認識を深め、絶対否定の考え方に立つ】

- 暴言等の不適切な言葉は、児童生徒の心を傷つけ、自尊感情を著しく低下させる言葉であり、教員として絶対に使用してはいけない言葉です。
- 児童生徒の存在や能力を否定する言葉や身体や容姿に関する言葉などが不適切な言葉に当たりますが、相手（児童生徒）が傷つく言葉は不適切な言葉であると考えることが大切です。

【不適切な行為についても認識を深め、絶対否定の考え方に立つ】

- 不適切な行為は、児童生徒からの信頼を失い、学級経営や授業に悪影響を及ぼすことを強く認識し、自己の行動を絶えず振り返ることが大切です。
- 児童生徒が、「心が傷つく」「恐怖感を持つ」「不利益を被る」などの行為は不適切な行為に当たりますが、正しいと思ったことも当該児童生徒が著しく精神的・肉体的負担を感じる時は、不適切であると考えることが大切です。

（1）暴言等の不適切な言葉の例

暴言等の不適切な言葉とは、「人格、人権、存在そのものが否定される言葉」「児童生徒の能力を否定する言葉」「身体や容姿に関わる言葉」など、子どもの心を大きく傷つけ、自尊感情を著しく低下させる言葉です。また、児童生徒のために多少のきつい言葉は指導として必要であると考えたり、不適切な言葉だと思っていなかったりしても、児童生徒の心を傷つける場合があります。相手が傷つく言葉は「不適切な言葉」と捉え、教員として、児童生徒理解に基づく適切な言葉で指導することが必要です。

暴言等の不適切な言葉は、児童生徒に「存在そのものが否定された」と受け止められ、非行などの問題行動や不登校につながる場合があります。自尊感情を育む「いのちの教育」の原点を再確認し、体罰同様に絶対否定の指導観を持つことが大切です。

◇不適切な言葉の例

【人格、人権、存在そのものが否定される言葉】

- ・「おまえは学級の仲間じゃない」「じゃまだ出て行け」などの存在を否定する言葉
- ・「人間のくず」「きもい」などの人格を否定する言葉
- ・「犬の方が素直に言うことを聞くぞ」などの動物以下に例える言葉

【児童生徒の能力を否定する言葉】

- ・「やっぱり、お前じゃできないね」
- ・「お前みたいな下手な奴がいるから、・・・」

【身体や容姿に関わる言葉】

- ・「チビ」、「ブス」、「デブ」

☆ その他に、教員は不適切な言葉だと思っていなくても、児童生徒の心を傷つける言葉もあります。相手が傷つく言葉は「不適切な言葉」です。教員として、児童生徒理解に基づく適切な言葉で指導することが必要です。

(2) 不適切な行為の例

不適切な行為とは、「児童生徒の自尊感情を低下させる行為」「児童生徒に恐怖感や不安感を与える行為」「連帯責任を課せられるなど児童生徒が不利益を被る行為」など、児童生徒に行っていない行為です。また、正しいと思って行った指導も、当該児童生徒が著しく精神的・肉体的負担を感じるような指導の程度が過剰であったものも含まれます。

このような不適切な行為は、暴言同様に児童生徒の心を傷つけ、自尊感情を低下させるだけでなく、学級全体の児童生徒のみならず保護者からも信頼を失うこととなり、正常な学級経営や授業にも悪影響を与えることになります。

◇自尊感情を低下させる行為の例

【忘れ物グラフ】

- ・ 忘れ物を減らすために、一人一人の忘れ物の数をグラフにして、教室内に掲示した。しかし、特定の児童生徒の忘れ物は一向に減らず、忘れ物をしてくる児童生徒が、周りの児童生徒から非難されるようになってしまった。

☆ 教師にとっては有効な手立てと思って行ったことも、できない児童生徒にとっては、自尊感情を低下させる結果になってしまっていることがあります。さらに、そのことが原因でいじめに発展することもあります。

【多くの教員や児童生徒の前での叱責】

- ・ 問題行動に関わった生徒を職員室に呼び出し、多くの先生方や来客者のいるところで、叱責する。
- ・ 他の多くの児童生徒たちが見ている中で、「必要以上に大声をあげて怒鳴る」など過度な叱責する。

☆ 多くの人の前で叱られることは児童生徒の自尊感情を著しく低下させ、教員の指導を素直に指導を受け入れることができなくなります。
指導される児童生徒の立場にたって、適切な場所で指導することが大切です。

◇威圧的で恐怖感や不安感を与える行為の例

【周りのものに当たる】

- ・ 椅子を蹴飛ばす
- ・ 黒板や壁を激しく叩く
- ・ 床に物を投げつける
- ・ プリントを破り捨てる
- ・ チョークを投げつける

☆ ものに当たる行為は、児童生徒の不適切な行為を助長する可能性があります。直接児童生徒たちを叩いたり蹴ったりする行為ではありませんが、当該の児童生徒だけではなく、周囲の児童生徒たちにも恐怖心や不安感を高める行為で、決して望ましい指導ではありません。

◇児童生徒が不利益を被る行為の例

【連帯責任】

- ・ 授業中に私語が多く、何度注意しても聞かない生徒がいた。連帯責任として、当該生徒が所属する班の生徒全員に対して、学習プリントを配らなかった。
- ・ 授業にマンガ本を持ち込んで読んでいた生徒がいた。連帯責任として、当該生徒が所属する部活動を一週間停止にした。

☆ 注意しても改善が見られない児童生徒に対して、指導するつもりで行った行為が、実は他の真面目な児童生徒にとって納得のいかない指導になってしまうことがあります。

◇その他の例

【行き過ぎた指導の例】

- ・ 提出期限が翌日であるにもかかわらず、明らかに完成できない量の宿題を課したり、能力的にやり遂げることができないレベルの宿題を課したりすることで、登校しぶりを示す児童生徒が出てしまった。(学習指導の場面)
- ・ 問題行動に関わった生徒に対し、放課後に個別の聞き取りを行った。何も言わずに黙っていたので、問題行動とは特に関係のない毎日の生活や学習態度のことを厳しく指導し続けた。さらには、保護者に連絡をしないまま、通常の帰宅時刻を過ぎても下校させずに聞き取り指導を行った。(生徒指導の場面)
- ・ 休日午後の部活動指導で、納得がいくプレーができるまで練習を続けようとした。午後1時～3時までの2時間の計画であったが、休憩もとらずに午後5時まで活動を続けたため、具合が悪くなって動けなくなる生徒が出てしまった。
(運動部活動の場面)

☆ 「行き過ぎた指導」とは、正しい方向性による指導ではあるが当該の児童生徒が著しく精神的・肉体的な負担を感じるなど、指導の程度が過剰であったものを言います。

Ⅱ 体罰等の根絶対策

1. 学校全体の体制づくり

【指導が困難な児童生徒への組織的な対応】

- 学校は、指導が困難な児童生徒の対応を一部の教員に任せきりにしたり、学級経営や部活動運営の問題を教員が一人で抱え込んだりすることのないよう、組織的な指導体制をとることが必要です。

【管理職と教職員、教職員同士が気軽に相談できる職場づくり】

- 互いのことがよくわかるのは身近にいる人であり、助け合うことや厳しいことを言い合えるのも身近な人です。日頃から教職員同士が相談できる職場づくりを行い、身近にいる教員の体罰や不適切な行為に気づいた場合は、個人で抱え込まずに教職員同士で相談することが大切です。

【児童生徒や保護者の相談体制の整備】

- 児童生徒や保護者の心情をよく考慮した上で、教員の体罰や暴言、不適切な行為の訴えや、教員等との関係の悩みを相談することができる体制を整備し、相談窓口の周知を図ることが必要です。

【児童生徒と一体となって進める「規律ある」学校づくり】

- 規律ある学校づくりのために、教職員はもとより、児童生徒自らも参画できる手立てを講じ、体罰や過度な叱責、暴言等につながる指導を生起させない風土をつくる必要があります。

【各学校の状況に応じた「一校一改善」の実践】

- 体罰、不適切な行為等を根絶するために学校体制を見直し、各学校の状況に応じて取組みの強化をする必要があることについて「一校一改善」を進めていくことが大切です。

(1) 指導が困難な児童生徒への組織的な対応

平成24年度の体罰に係る実態調査から、本県の場合、小学校では授業の場面において、中学校及び高等学校では部活動の場面においての体罰が多い傾向にあります。特に、小学校においては、何度指導しても行動がよくならなかったり、授業に集中できない児童への指導が体罰になったり、中学校、高等学校では短期間で強くしなければという責任の中で、チームの雰囲気を引き締めるための指導が体罰になったりしています。

どちらも、教員が「なんとかしなければ」という指導の責任を一人で抱え込んでしまっていることが体罰に至る要因の一つと考えられる例と言えます。

体罰という有形力を行使しなくても、同じ問題場面で、暴言や恐怖感を与えるような不適切

な行為に至ることもあります。

学校は、指導が困難な児童生徒の対応を一部の教員に任せきりにしたり、学級経営や部活動運営の問題を、教員が一人で抱え込んだりすることのないよう、組織的な指導を徹底し、校長、教頭等の管理職や生徒指導担当教員を中心に、指導体制を常に見直すことが必要です。

（２）管理職と教職員、教職員同士が気軽に相談できる職場づくり

体罰が法律で禁止されていることや、暴言等の不適切な行為も行ってはいけないということはわかっているが、「感情的な怒り」が体罰や暴言になってしまう事実が多くあります。また、自分の行為は体罰だと思っていなかったり、自分自身の不適切な行為にも気づいていなかったりする場合もあります。

互いのことがよくわかるのは最も身近にいる人であり、助け合うことや厳しいことを言い合えるのも身近な人です。身近にいる教員の体罰や暴言等の不適切な行為と受け取られかねない指導に気づいた場合は、教員個人で抱え込まず、まず、当該教員に自分の思いを伝えることや、積極的に管理職や他の教員等へ報告・相談できるようにするなど、日常的に教員同士が相談できる職場づくりを進め、その中で体罰等も防止していくことが大切です。

（３）児童生徒や保護者の相談体制の整備

教員の指導の姿を目の前で見ているのは児童生徒であり、児童生徒から教員の指導等について聞いているのは保護者です。数年前までほとんど報告されなかった体罰事案が、平成24年度に123件となったのは、児童生徒や保護者に積極的に調査した結果です。ここで、明らかになったことは、「体罰を受けた」という苦痛な思いを抱いていたこと、そして、そのことを学校に相談できなかったという児童生徒や保護者が多くいたということです。

学校は、このような児童生徒や保護者の心情をよく考慮した上で、教育相談担当教員や、スクールカウンセラー、教育相談員等への相談日を知らせるなど、教員の体罰や暴言、不適切な行為の訴えや、教員等との関係の悩みを相談することができる体制を整備し、相談の申し込みをする窓口（例：教頭や教務宛てと電話番号）の周知を図ることが必要です。

（４）児童生徒と一体となって進める「規律ある」学校づくり

教員が体罰や暴言、不適切な行為を行ってしまうのは、児童生徒の好ましくない行動が見られた時や、学級全体や部員の規律が乱れていた時です。落ち着いた規律ある生活が送られている学校では、教員が感情的になって指導する場面は非常に少ないことが予想されます。

規律ある学校づくりのために、教職員はもとより、児童生徒自らも参画できる手立てを講じ、体罰や、暴言等の不適切が生まれにくい生活にしていくことが必要です。

（５）各学校の状況に応じた「一校一改善」の実践

学校全体の取組の視点から、体罰、不適切な行為等を根絶するために、各学校の状況に応じて取組みの強化をする必要があることについて「一校一改善」を進めていくようにします。

例として、次のようなことが考えられます。

- ・ 忘れ物が多い児童生徒や授業に集中できない児童生徒の背景には、発達障がいがある原因ということも考えられるので、研修を通して特別な支援を必要とする児童生徒への対応を学ぶ。
- ・ 学校支援地域本部を活用するなどして、学校だけでなく、スポーツ少年団なども含め、地域が一体となって体罰や、暴言等の不適切な行為の根絶を目指す。
- ・ “絶対に体罰や暴言、不適切な行為はしない！宣言”に全職員が署名し、職員室に掲示することにより教職員の意識化を図る。

2. 校長の役割

【未然防止に向けた恒常的な取組みと研修の充実】

- 校長は、体罰に関する正しい理解を徹底させ、体罰を容認する雰囲気がないか確認するなど、体罰の未然防止に恒常的に取り組むことが必要です。

【体罰発生時の報告と再発防止の徹底】

- 体罰を把握した場合、校長は直ちに体罰を行った教員を指導し、再発防止策を講じるとともに、教育委員会へ報告することが必要です。

【部活動の指導状況の把握と助言】

- 部活動は学校教育の一環であるため、校長は部活動指導を適宜監督し、助言するなど、教育活動としての使命を守ることを求められます。

【児童生徒や保護者への説明】

- 児童生徒や保護者に対して、「体罰、暴言等の不適切な行為」と「厳しい指導」等の違いをしっかりと説明し、理解を得ることが必要です。

（１）未然防止に向けた恒常的な取組みと研修の充実

担任が学級の児童生徒を理解し、個に応じた指導をするように、校長は自校の教職員を理解し、教職員評価等を含めて教員の資質・能力の向上を図っていくことが大切であり、特に、教職員の綱紀粛正については危機意識を持って対処していくことが必要です。

教員が体罰や暴言等の不適切な行為を行うことのないよう、校内研修の実施等により体罰に関する正しい理解を徹底させ、「場合によっては体罰も止むを得ない」などといった誤った考え方を容認する雰囲気がないか確認するなど、校内における体罰の未然防止に恒常的に取り組むことが必要です。

（２）体罰発生時の報告と再発防止の徹底

体罰を把握した場合、校長は直ちに体罰を行った教員等を指導し、再発防止策を講じるとともに、教育委員会へ報告しなければなりません。特に、次の5つを確実におさえて対応することが必要です。

- ①適正な情報聴取と正確な事実把握、「体罰事実の認定」
- ②子どもの心身の状況の把握と配慮、保護者への誠意ある対応
- ③教育委員会への迅速かつ正確な報告
- ④全校児童生徒や保護者に向けての説明
- ⑤体罰根絶に向けた実効力のある取組みの強化

（３）部活動の指導状況の把握と助言

部活動は学校教育の一環であるため、校長、教頭等の管理職は、部活動顧問に全て委ねることなく、その指導を適宜監督し、教育活動としての使命を守ることを求められます。

また、一人の教員に指導を任せることのない複数顧問体制にすることや、保護者や外部指導者等に対して、「本校における部活動指導の在り方」について、学校としてしっかりと説明し対応することが必要です。

（４）児童生徒や保護者への説明

学校においては教育上必要がある場合には、児童生徒に対し「懲戒」を行うことができるし、毅然とした態度で「厳しい指導」を行うこともあります。

児童生徒や保護者に対して、「体罰、暴言等の不適切な行為」と「懲戒」や「厳しい指導」についての違いをしっかりと説明し、理解を得ることが必要です。

3. 教員一人一人の努力

【「師表たる教員」としての自覚と継続的な努力】

- 教員は、「師表たる教員」になろうという意識を持ち続け、そうなるために努力すること、つまり「師表たる教員」を絶えず目指していくことが必要です。

【体罰等に関する正しい認識と確認】

- 教員は、決して体罰や暴言等の不適切な行為を行わないよう、どのような行為が体罰や不適切な行為に当たるかについての考え方を正しく理解しておくことが必要です。

【児童生徒への指導についての「自問自答」による評価・改善】

- 機会あるごとに自身の体罰や暴言等の不適切な行為に関する認識を再確認し児童生徒への指導の在り方を見直すことが必要です。

【疑問や悩みを抱え込まない、迅速且つ積極的な報告・相談】

- 児童生徒への指導で困難を抱えた場合や、他の教員の体罰や不適切な行為と受け取られかねない指導を見かけた場合には、身近な教員に相談することや、管理職へ報告することが必要です。

【怒りを自己コントロールする力の強化】

- 体罰や暴言等の多くは、感情的な怒りの中で行われることが多いので、自らの怒りをコントロールする力を身に付けることが必要です。

(1) 「師表たる教員」としての自覚と継続的な努力

「師表」とは、世の中の模範・手本となることであり、平成23年度より本県教職員が目指している教員としての目標です。完璧な人間がないように、誰しも完璧な師表にはなり得ません。大切なことは、師表たる教員になろうという意識を持ち続け、そうなるために努力することです。教員は「師表たる教員」を絶えず目指していくことが必要です。

(2) 体罰等に関する正しい理解と確認

教員には、教育上必要がある時は、注意や叱責の他に、「授業中、教室内に起立させる」「学習課題や清掃活動を課す」などの懲戒を加えることができます。また、毅然とした態度での厳しい指導も教育では求められます。

しかし、叱責の際、心を傷つけるような暴言、自尊感情を著しく下げるような不適切な言葉を使ってしまふことがあります。また、反省の様子が見えないと、長時間、教室内に立たせてしまう場合もあります。

教員は、決して体罰や暴言等の不適切な行為を行わないよう、どのような行為が体罰や不適切な行為に当たるかについての考え方を正しく理解しておくことが必要です。

(3) 児童生徒への指導についての「自問自答」による評価・改善

次の2つの事例は、教員は「体罰」とは思っていないが、受けた児童生徒は「体罰」と捉えた例です。

- ① 教員は、「励ましの意味で、肩や背中をたたくことは体罰とは思っていなかった」という認識であったが、児童生徒のアンケートでは、「叩かれた」と記入された。
- ② 「駄目だぞ」＝「次はしないよな」と頭を軽く叩いたことが「体罰」と捉えられた。

多くの児童生徒は、このような行為を、体罰ではなく指導の流れだと思って理解し受け入れてもいますが、「叩かれた」「体罰を受けた」と感じている児童生徒がいることも事実です。

教員は、自分の一方的な思いでの行為を、相手の立場に立って自己の行為を振り返ることが大切です。そして、体罰等根絶の「セルフ・チェックシート」を活用して、機会あるごとに自身の体罰や暴言等の不適切な行為に関する認識を再確認し、児童生徒への指導の在り方を見直す必要があります。

(4) 疑問や悩みを抱え込まない、迅速且つ積極的な報告・相談

学校の児童生徒は、教職員みんなで育てるという考え方に立つことが大切です。

A教員の暴言が混じった叱責や、B教員の部活動における体罰に気づいても、「どうしようか?」と迷うこともあるかもしれません。体罰や不適切な行為と受け取られかねない指導を見かけた場合に、児童生徒のことを第一に考え、まずは身近な教員に相談したり、管理職へ報告したりすることが必要です。

自分自身が児童生徒への指導で困難を抱えた場合も、悩みを抱え込まず相談するようにしましょう。

(5) 怒りを自己コントロールする力の強化

人間は様々な感情をもっており、それらの感情をなくすことはできません。「怒り」が感情である以上、「怒り」を人間からなくすことは無理な話です。つまり、大切なのは、怒らないことではなく、怒りを感じていたとしても適切に対応する力を身に付けることです。一方で、教員が「怒り」の感情をコントロールせずにそのまま子どもにぶつけてしまうと、「体罰」につながる可能性があります。

本県でも、体罰や暴言等の多くは、感情的な怒りの中で行われています。特に教員は、自らの怒りをコントロールする力を身に付ける必要があります。

◇自分の怒りをコントロールするポイント

【感情を理解すること】

自分に湧いた感情は、何（だれ）に対する、どのような、どの程度の感情か、また、相手の表情等から、相手はどのような感情をどの程度抱いているか、など。

【怒りを理解すること】

怒りはどのような状況で感じやすいか、どのような感情か、怒るとどうなるか、など。

【怒りに対処すること】

どうやって自分の怒りをコントロールするか、どうすれば自分も相手も傷つけないように表出できるか、など。

Ⅲ 児童生徒理解に基づく適切な指導

【児童生徒への深い愛情と親身になった指導】

- 教員は、一人一人の児童生徒をかけがえのない存在として認め、内面を理解し、共に歩もうとする共感的態度を持つことが大切です。
- 親身になって指導していくためには、児童生徒について、生育歴や環境など含め客観的事実を知る必要があります。

【児童生徒理解に基づく個に応じた指導の基本】

- 成長を促す個別指導（第一次支援）
すべての児童生徒を対象に、個性を伸ばすことや、自身の成長に対する意欲を高めることが大切です。
- 予防的な個別指導（第二次支援）
ちょっと気になる一部の児童生徒を対象に、深刻な問題に発展しないように、初期段階で諸課題を解決することが大切です。
- 課題解決的な個別指導（第三次支援）
深刻な問題行動や悩みを抱え、なおかつその悩みに対するストレスに適切に対処できない特別に支援を必要とする児童生徒に対して、課題解決に焦点を当てた個別指導及び支援をすることが大切です。

【問題場面でも体罰によらない適切な指導】

- 「対話」を基本にした対応を心がけることが大切です。
 - ① 頭ごなしに叱責する前に「一呼吸」を入れて、状況をよく把握すること
 - ② 「共感的な対話」で、問題場面や行動等を振り返らせること
 - ③ 理由をもとに反省を促し、これからの行動を共に考えること
 - ④ 子どもとしっかりと向き合い、教員の思いを語ること
- 周囲に悪影響を与える場合は、厳しく対応し、後でじっくり向き合い対話していくことが大切です。

【特別な支援を必要とする児童生徒への適切な指導】

- 一般的な障がいの特性をおさえつつも、障がいがある児童生徒について親の協力も得ながら理解することが必要です。
- 発達障がい（LD ADHD 自閉症等）の特性や当該児童生徒の行動の特徴に応じた適切な指導について理解することが必要です。

【教育上必要と考えた時の「厳しい指導」と「懲戒」】

- 学校では、下記のような状況の時には、児童生徒の成長を考え、厳しい指導をしていくことが必要です。
 - ① 児童生徒が、弱気になって自分自身に負けそうな時
 - ② 人として恥ずかしい、周囲に迷惑をかける行動をとった時
 - ③ 危険な行動やいじめなど、自他の生命を粗末にするような行動をとった時
- 一時の感情に支配され、安易な判断で懲戒が行われないう、児童生徒の自己教育力や規範意識の育成を期待し、よく考えて実施することが大切です。

1. 児童生徒理解に基づく指導の基本

(1) 児童生徒への深い愛情と親身になった指導

本県では、下記のような教員を求めており、その一番に掲げていることが、「**児童生徒に対する深い教育愛にあふれ、強い使命感を持っている**」ということです。

【山形県が求める教員】

(1) 児童生徒に対する深い教育愛にあふれ、強い使命感を持っている

- (2) 広く豊かな教養と教科等に関する優れた専門性と技能を身につけている
- (3) 明るく心身ともに健康で、教育公務員にふさわしい高い倫理観を持っている
- (4) コミュニケーションを大切にし、協働してよりよい学校や地域社会を築こうとする

児童生徒への深い愛情とは、言い換えれば「**親身**」になることであると考えています。児童生徒一人一人の後ろには「子を思う親」がいることをしっかり心にとめ、親の身になって教育にあたっていくが大切です。

そのために、教員は「児童生徒に共感すること」が大切であるといわれています。すなわち、教員が児童生徒を一人の人間として認め、内面を理解し、共に歩もうと努めることが大切であるということなのです。教員のそのような姿勢によって、児童生徒もまた、そのような教員のもとでこそ初めて素の自分として本音を言い、心を開いてくれます。

児童生徒が、自分をわかってもらおうと心を開くのは、自分を人間として認め、励まし、新しい可能性を切り開いていくことを援助してくれる人に対してです。もっと平易に言えば、「この先生は、私のことを親身になって考えてくれている。」「私の気持ちや考え方を分かってくれる。」「私の苦しみ、つまずきをわかってくれる。」と児童生徒が思ったとき、教員と児童生徒の人間的なふれ合いが強まり、児童生徒の「やる気」も力強く育つものです。そして、ここに、教員と児童生徒の信頼関係が育まれます。

「児童生徒を共感的に理解し、親身になった指導」をしていくためには、児童生徒について、また、児童生徒の生育歴や環境などについて客観的事実を知ることが必要です。

例えば、児童生徒の能力、適性、興味、関心、現段階の意欲や目標、家庭状況、これまでの指導の経緯など、常に本人との対話や保護者、クラブ活動、部活動や教科の担当者など、現在及び前年度までに直接関係していた教員等から情報を収集することは、一人一人の児童生徒へより効果的に働きかけることができるため、期待した効果を得やすくなります。

また、児童生徒の学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症やアスペルガー症候群等の広汎性発達障がい（PDD）について理解を深めると同時に児童生徒にその傾向はないかを把握しておくことは大切です。児童生徒の客観的事実を知ることにより、児童生徒の立場に立った対応ができます。そして、それは児童生徒の内面を開き、さらに児童生徒理解を深めていくこととなります。

(2) 児童生徒理解に基づく個に応じた指導

児童生徒理解が深まるほど、「ちょっと気になる児童生徒」や「特別な支援を必要とする児童生徒」に対する支援が課題になります。

教育は、すべての児童生徒に対して支援を行うものであり、日々の教育活動のすべてが一次支援（**成長を促す個別指導**）といえます。

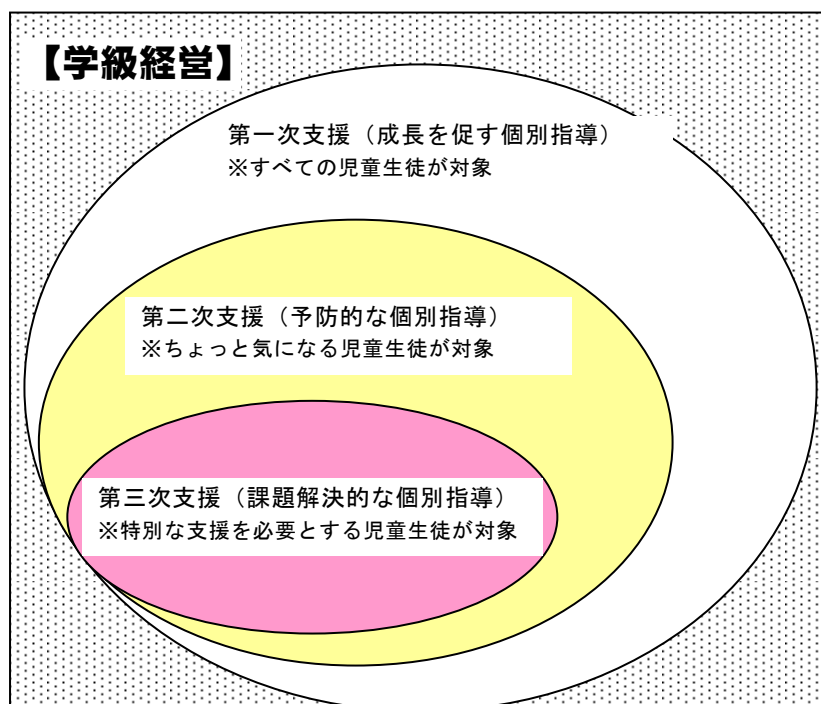
この教育活動を日々実践、評価、改善していただくだけでもかなりの努力と工夫が必要です。

しかし、どの学級にもちょっと気になる二次支援の必要な児童生徒（**予防的な個別指導**）は複数名おり、また、三次支援（**課題解決的な個別指導**）等、特別な支援を必要とする児童生徒も1～2名いる状況にあります。

このような中で、「こうしたのだけど・・・できない。」「どうしたらいいかわからない。」というジレンマを感じて悩み、それが、ストレスになり、一次支援まで十分にできなくなる場合が多くなり、通常の学級経営が困難になることもあります。

本書Iで掲げた体罰や暴言等の不適切な行為は、このような状況下の中で行われることが多く、教員と児童生徒との信頼関係、さらには保護者との信頼関係も悪化します。

ここで、体罰や暴言等の不適切な行為を行わないためにも、まず、「**児童生徒理解に基づく個に応じた指導**」をしていくこと大切になります。



①第一次支援《成長を促す個別指導》について

第一次支援である「成長を促す個別指導」とは、すべての児童生徒を対象に、個性を伸ばすことや、自身の成長に対する意欲を高めることをねらいとしたものです。

例えば、個々の児童生徒に応じた情報提供方法、各種の基礎的な技能や学習技術についての習得や熟練の機会を与えたり、将来の生き方などについて話をしたりするなどの働きかけが考えられます。また、集団の形態で行われている学習指導にしても、一人一人の児童生徒の学力の向上を図ろうとするならば、当然、学力の個人間の差異に十分な考慮をした個別指導の必要があります。したがって、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動の授業、朝の会や帰りの会の時間、給食の時間、休み時間、放課後など、学校で行われるあらゆる教育活動を通して臨機応変に個別指導を行うことが大切です。

学習や生活の行動で良好な状況にある児童生徒でも、取り巻く環境の変化により、好ましくない行動に至る場合もあります。そんな時、日頃の個別指導による児童生徒理解が、体罰によらない適切な指導につながっていくものと考えています。

②第二次支援《予防的な個別指導》

予防的な個別指導とは、一部の児童生徒を対象に、深刻な問題に発展しないように、初期段階で諸課題を解決することをねらいとしたものです。

例えば、ある時期に遅刻・欠席が増加する傾向が見られたり、身だしなみなどにも変化が見られたりする児童生徒に対しては、早期に面接などをする働きかけが考えられます。学校教育においては、早期発見・早期対応などの未然防止につながる効果的な取組みが大切になります。

どの児童生徒も、学習、進路、対人関係、健康、経済的困難などの点で多少なりとも悩みを持っています。このような悩みが原因で、学校生活にも支障をきたす可能性は少なくありません。したがって、諸課題を持つ児童生徒への個別指導は、児童生徒の不安や悩みが大きくなる前段階で解決をする必要があります。

この段階で個別指導を行うためには、教員が生活習慣等に変化が見られる児童生徒を早期に発見し、次のことに留意していくことが大切です。

- ア) 日頃から、児童生徒に「耳を傾ける」「声をかける」「手をかける」中で変化を察知していく。
- イ) 児童生徒の様子を連続的に見て、変化を捉える。
- ウ) 他の教員との情報交換を活発にする。
- エ) 学級集団アセスメント（質問紙による調査）による学級集団と個々の児童生徒の状況を客観的に把握する。
- オ) 保護者とも連絡を密にする。

教員は、学習や生活の行動で良好な状況にあった児童生徒が、ある日突然、目の前で、「無気力、反抗的な態度や言葉、身だしなみの乱れ、規則違反」を見せるようになると、感情的になり、強く叱責したり、思わず叩いてしまったりすることがあります。

前述したように、「どの児童生徒も、学習、進路、対人関係、健康、経済的困難などの点で多少なりとも悩みを持っており、それがストレスとなり、学校における学習や生活の中で好ましくない言動に表れるものである。」という児童生徒理解に立っていれば、感情的にならず、

○一呼吸入れて指導する

○児童生徒の話をじっくり聞く

○状況をよく見届け（観察し）、時間をおいて対応する

などの適切な対応ができるはずです。

また、このような個別指導を効果的に進めるためには、日常の学校生活を通して、児童生徒と教員の信頼関係をつくるように努めることが大切です。一般的に、コミュニケーションで伝わる内容は、言語的内容は 30%で、非言語的内容が 70%といわれています。教員は言葉だけではなく、次のような、言葉と同じメッセージを態度でも伝える必要があります。

○廊下を歩くときはゆっくり歩く。

○児童生徒とすれ違うときは、目を合わせる、声をかける、笑顔を見せる。

○廊下で児童生徒に声をかけられたら、足を止める、身体を児童生徒に向けて話を聴く。

○職員室などで仕事中に声をかけられたら、ペンを置く、キーボードから手を離す。

③第三次支援「課題解決的な個別指導」

課題解決的な個別指導とは、深刻な問題行動や悩みを抱え、なおかつその悩みに対するストレスに適切に対処できないような特別に支援を必要とする児童生徒に対して、課題解決に焦点を当てた個別指導及び支援をすることをねらいとしたものです。

課題解決的な個別指導は、学級担任一人だけでは解決に導くことが困難な場合が多く見られます。学級担任が児童生徒本人や保護者から相談を受けたときには、話をしっかりと聞く姿勢を持ち、そして、自分一人だけでは判断せずに、必ず管理職などと相談し、養護教諭やスクールカウンセラー等の専門家の意見を踏まえて対応することが、課題解決的な個別指導には必要なことです。学級担任の抱え込みにより、課題が悪化してしまい解決までに長期間かかってしまったなどのケースも少なくありません。

児童生徒が持つ課題の背景には、個人の性格や社会性などの個人的問題、家庭内暴力・家庭内不和・経済的困難など家庭の問題、LD・ADHD・高機能自閉症・アスペルガー症候群などの発達障がい、また、友人間での人間関係に関する問題などが多く見られます。

学校としては、このような課題の背景を十分に理解し、管理職、生徒指導主任等、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー等で、チームとしての支援体制をつくることが求められます。そして、チームとして当該児童生徒の見立てをし、場合によっては、早急に医療機関などと連携することが必要です。

【「発達障がい」について】

自閉症の定義 <Autistic Disorder>

自閉症とは、3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がいであり、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

高機能自閉症の定義 <High-Functioning Autism>

高機能自閉症とは、3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がいである自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。
また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

学習障がい（LD）の定義<Learning Disabilities>

学習障がいとは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。

学習障がいは、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障がいがあると推定されるが、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、情緒障がいなどの障がいや、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

注意欠陥多動性障がい（ADHD）の定義 <Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder>

ADHDとは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障がい、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。

また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

2. 児童生徒の問題行動への基本的な対応方法

【その1】

すべての児童生徒が問題行動の要因を内包している可能性があり、問題行動を解決していく過程は、児童生徒の生き方の学習であるという考え方に立つ。

児童生徒から大人になる段階での問題行動ととらえ、一過性の逸脱行為、社会的に自立していくための試行錯誤と考えることが大切です。特に、心身の変動の激しい思春期は、好ましくない社会的な影響を受けやすく、いつでも、だれもがなる可能性があります。

問題行動を起こした場合でも、「児童生徒の生き方についての大切な学習が始まる」「問題行動を起こす児童生徒は困った子どもではなく、困っている子どもだ」という考え方に立ち、指導していくことが大切です。

【その2】

児童生徒の発する問題行動のサインをキャッチし、早期対応を心がける。

問題行動につながるサインとして、下記のようなものがあります。このような児童生徒の発するサインを見逃さないことは重要ですが、これはあくまで目安であり、このことをもって直ちに問題行動の前兆であると判断して指導することは難しい場合もあります。

しかし、これらのサインは問題行動の前兆であるかも知れず、教員が当該児童生徒の理解を進め、指導の手を差し伸べる必要があるとの意識を持って、教職員が注意深く児童生徒を観察し、働きかけを行うことによって、問題行動を未然に防ぐことができるようになります。

児童生徒の問題行動のサイン

① 服装など

- ・ 髪型、服装などに気を配り、際立って目立つようになります。
- ・ 学校のきまりを守らなくても平気になります。

② 言葉遣い

- ・ 保護者や教員の指導に対して、言い逃れ、うそ、反抗、無視をします。
- ・ 投げやりで乱暴になります。下品な言葉や児童生徒が通常使わない言葉を言います。

③ 友人関係・人間関係

- ・ 急に人間関係が変わり、孤立します。
- ・ 遊び仲間との時間が多くなり、頻繁に連絡します。
- ・ 性に関する関心が強くなり、異性に対してことさら目立つ言動をします。

④ 学級・ホームルーム・授業中などの態度

- ・ 無断欠席、遅刻、早退が多くなります。
- ・ 夜遊びや深夜のテレビ・ゲーム・インターネットなどで、授業中に居眠りが多くなります。
- ・ 勝手に違う席に座っています。
- ・ 教員の指示に従わず、私語を繰り返します。
- ・ 携帯電話が鳴り、急いで教室を出る場合があります。
- ・ 顔色が悪く元気がなく、無力感が感じられます。また、視線が一定でなく常に他人を気にしています。
- ・ 学級での役割を平気でさぼります。学校行事に参加しません。

⑤ 持ち物

- ・ タバコを持っています。
- ・ 教科書を持たずにいても平気です。
- ・ 漫画、化粧品を学校に持ってきます。菓子などを教室などで食べています。
- ・ 高額なお金を持っています。金遣いが荒くなります。他人に食べ物などをおごったり、逆におごられたりする場面が多くなります。

⑥ 家庭

- ・ 食欲がないと言って朝食をとらずに学校に来ます。
- ・ 夜間外出が多くなります。帰宅時間が遅くなります。
- ・ 顔や体に傷やあざがあります。

【その3】

教員の目の前で挑発的な態度や暴言、他の児童生徒への迷惑、部活動等での無気力な態度等、好ましくない行動をとった場合でも、「児童生徒への深い愛情と親身になった指導」「児童生徒理解に基づく個に応じた指導」を心がける。

〈基本的な対応A〉

- ① 一呼吸入れて、状況をよく把握する。
- ② 「好ましくない行動の裏には理由がある」という考え方に立ち、頭ごなしの叱責はしないで、共感的に対話する。
 - ア) 好ましくない行動をとった理由を引き出す。
 - イ) 児童生徒のとった行動を振り返らせ、よくなかったことを反省させる。
 - ウ) これからの行動の仕方を一緒に考える。
 - エ) 教員の思いを伝える。

〈基本的な対応B〉

- ① 一呼吸入れて、状況をよく把握する。
- ② 周囲に迷惑をかけるなど悪影響を及ぼす場合は、機を逃さず、その場で厳しく指導する。
- ③ 事後、その日のうちに個人面談で共感的に対話する。
 - ア) 好ましくない行動をとった理由を引き出す。
 - イ) 児童生徒のとった行動を振り返らせ、よくなかったことを反省させる。
 - ウ) これからの行動の仕方を一緒に考える。
 - エ) 教員の思いを伝える。

〈基本的な対応C〉

- ① 一呼吸入れて、状況をよく把握する。
- ② 規則を守らなかった場合の「罰」等については、認められる懲戒の範囲で罰を課し、反省させる。

※教育上必要がある時は罰を課す（懲戒）ことについては保護者にも説明しておく。

※個々の体罰事例に基づく適切な対応方法については、p 39からの「児童生徒理解に基づく指導の具体例を参照

児童生徒の問題行動への基本的な対応方法【その3】は、体罰や暴言等の不適切な行為を直前に防止する対応策でもあります。ここでは、「児童生徒への深い愛情と親身になった指導」「児童生徒理解に基づく個に応じた指導」の考え方が基本になっています。

次頁の事例は、小学校での「繰り返し、何度も忘れ物をする児童を叩いてしまった」体罰事案と児童生徒理解に基づく適切な指導について示したものです。

【体罰事案】

宿題を忘れてきた児童に対して、教卓の横に呼び、理由も聞かずに、「昨日も宿題をやってこないし、どういう事だ！」と怒鳴り、頭を「げんこつ」で叩いた上、持っていた教科書の平らな面でその子の頬を叩いた。

【不適切な行為】

- ①自分で自分の頭をげんこつさせる。
- ②罰として、本人の力量以上の課題を課す。
- ③連帯責任で、班内の子ども達に同一の罰を与える。

【適切な対応】

- 宿題を忘れた理由について、休憩時間を活用して聴き取ったり、紙に書かせたりして、振り返りや反省をさせる。
- 「これなら次はできそうだ！」という今後の見通しを持てるような具体策を考える等、その子に応じた支援を行う。
- 放課後に「やってこなかった内容」をしっかりと提出させてから帰宅させる。また、保護者と連携し、指導方針を伝える。

繰り返し、何度も忘れ物をする児童をなんとかしたいという「思い」だけはわかるが、「児童生徒への深い愛情と親身になった指導」「児童生徒理解に基づく個に応じた指導」にはほど遠いものです。さらに、感情的に叱責し、頭や頬を叩くという「体罰」は許されない行為です。体罰に至らなくても、「自分で自分の頭をげんこつさせる」「罰として、本人の力量以上の課題を課す」「連帯責任で、班内の子ども達に同一の罰を与える」なども不適切な行為です。

適切な指導について考えてみます。

指導①

宿題を忘れた理由について、休憩時間を活用して聴き取ったり、紙に書かせたりして振り返りや反省をさせる。

まず、担任は、宿題を忘れたことは、本人自身の問題であり、周囲に迷惑をかけることではないので、授業中やみんなの前での叱責を避け、休憩時間や放課後に指導したことは適切な対応であると言えます。

また、好ましくない行動をとった理由を引き出し、児童のとった行動を振り返らせ、よくなかったことを、きちんと書かせるなどして反省させています。

指導②

「これなら次はできそうだ！」という今後の見通しを持てるような具体策を考える等その子に応じた支援を行う。

次に、「児童生徒理解に基づく個に応じた指導」をしていることです。児童の宿題を忘れる理由を完全否定せず、ある部分では理解しながら、児童ができそうな対策を一緒になって考えています。この児童の能力、適性、興味、関心、現段階の意欲や目標、家庭状況などよく理解していることが基本になっています。

指導③

放課後に「やってこなかった宿題の内容」をしっかりと提出させてから帰宅させる。また、保護者と連携し、指導方針を伝える。

最後に、「児童生徒への深い愛情と親身になった指導」をしていることです。本人の家庭事情等を考慮し忘れてきた宿題を学校で取り組ませていること、保護者と連携した指導で児童の基本的な生活習慣や学習に向かう態度を改善しようとしています。

3. 特別な支援を必要とする児童生徒への適切な指導

LD、ADHD、高機能自閉症のような発達障がいのある児童生徒は、個別の場面よりも通常の学級の集団生活の中でつまずきや困難を示している場合が多く見られます。このような児童生徒は学級での学習活動において、できることとできないことのギャップが大きいため、教員からは、能力的な遅れや偏りが分かりにくいのです。そのため、発達障がいは見えにくい障がいとも言われています。

うまく取り組めない原因を、発達障がいによるつまずきや困難というよりも、「わがまま」や「努力不足」「やる気がない」等の問題であると受け止められがちです。その結果、支援がないままに見逃されていたり、本人にとっては、無理強いするような強引な対応をされたりするなど、適切な対応がされないために、状態が改善されない場合も多く見られます。厳しい叱責や体罰、暴言等の不適切な行為もこのような時に行われることがあります。

発達障がいのある児童生徒は、物事の見方、とらえ方、感じ方などに他の児童生徒とは少し違う特性があることを理解して対応することが大切です。

【LDのある児童生徒】

LDのある児童生徒は、知的発達には遅れはなく、指示を聞いて、取り組むべき課題については理解することができます。しかし、頭ではすることが分かっているにもかかわらず、実際に読んだり、書いたり、計算したりなどの学習が難しいために、失敗経験とともに学習に対する不安がとても強くなります。

他の児童生徒と同様にできることと、同様にはできないこととのアンバランスさが大きいのがLDの特性といえます。「発表はよくできるのに簡単な文章が書けない。」「視覚的な手がかりがあれば取り組めるのに、話を聞いただけでは活動できない。」など、取り組めない理由が周りの大人にとっても理解できないことが多くあります。やる気の問題や努力不足と見られてしまい、苦手なことを何度も繰り返し練習させられたり、無理強いされたりして、さらに失敗経験を積み重ねることになります。

【ADHDのある児童生徒】

ADHDのある児童生徒は、故意に不適切な行動をとるのではなく、自分の気持ちや行動をコントロールしきれずに無意識にとった行動が、結果として問題となる行動につながってしまうことがよくあります。不注意な誤り、早合点が多く、落ち着いて考えればできることでも、あわてて取り組んでしまうため、なかなか良い結果につながりません。

また、抑えきれない多動や衝動的な行動は、自分勝手な振る舞いに見えたり、他者の邪魔をする状況になったりすることから、友達とのトラブルも多くなり、対人関係がうまく保てなくなります。指示が聞けない、ルールや約束が守れなかったりすることで、周りからの信頼も失ってしまいがちです。生活を共にする人たちにとって、様々な不都合が生じてくれば、当然、注意や叱責をすることが多くなります。その結果として、「自分はダメな人間である。」「どうせやってもできないに決まっている。」などと、自己評価が下がってしまいがちです。

【自閉症のある児童生徒】

自閉症のある児童生徒に対する配慮として気を付けたいことは、先の見通しが持てないことへの不安感がとても大きいということです。本人にとって、予想外の出来事が多い学校生活では、集団の中にいるだけでたくさんの不安になる要素を経験していることとなります。

知的障がいを伴わない高機能自閉症も含め自閉症のある児童生徒は、対人関係やコミュニケーションに障がいがあります。多くの児童は、経験の中から文脈を理解し、場面状況を把握し、暗黙の了解なども学んでいきますが、それらのことが苦手なことも自閉症の特性です。相手の気持ちを推し量ることや自分の言動が周りにどのような影響を与えているのかを把握することにも難しさがあるため、周りの児童と同じ行動が取れなかったり、指示に従えなかったりすることが多く見られます。わがままで自分勝手な行動と受け止められることもあります。

LD、ADHD、高機能自閉症などの特性は、生まれつきの特性であり、生涯にわたる特性です。発達障がいのある児童は 特性に応じた適切な支援があれば、適応状態は改善していきます。行動観察からつまずきや困難さの実態を把握し、対応を考えていく際には、担任の教員が一人で考えるのではなく、同学年の教員をはじめとして、特別支援教育コーディネーターなど複数の目で検討し、理解を図ることが大切です。必要に応じて、外部の専門家から助言を得たり、校内で事例検討を行ったりして、個別の指導計画を作成し、校内の協力体制のもとで対応を工夫していく必要があります。

◇LDの特性に応じた対応のポイント

LDの特性に応じた対応のポイントは、難しいこと、できないことなどのつまずきや困難さを把握するだけでなく、得意なこと好きなことを把握しておくことが大切です。うまく取り組めずに自信や意欲を失いかけている児童に対し、得意なことやできていることを認めることで、自尊感情や自己肯定感を高めます。

◇ADHDの特性に応じた対応のポイント

ADHDの児童生徒には、行動面や感情面の自己コントロールの仕方を身に付けさせるとともに、全体ができていなくても、部分的でも本人が努力していることを認めることができる環境を整備することが大切です。また、必要に応じて、薬の利用など医療機関との連携を図ることが有効な場合もあります。

◇自閉症の特性に応じた対応のポイント

突然の予定変更が苦手な自閉症の特性のある児童生徒は、「先の見通しを持たせる」「何をすればよいか具体的に指示する」「予定変更の可能性がある場合にはあらかじめ伝えておく」などの対応が大切です。相手や周りの人たちとの関係をつくるのが苦手なので、対人関係や社会における基本的なスキルを習得できていない場合があります。場面や状況ごとに言葉かけや対処の仕方について具体的に教えていくことがとても重要になります。

先にも述べたように、これらの障がい特性は単独で見られる場合もあれば、重なっている場合もあります。学校生活のどのような場面でどのような行動が見られるのか、「障がい」として理解するのではなく、日常の行動観察により、個々の児童生徒の「特性」として理解し、対応の工夫をすることが大切です。また、うまくいかなければ対応を変えていく柔軟性も求められます。適切でない「かかわり」や「環境」は、二次的障がいを招いてしまうことにも留意する必要があります。

4. 必要に応じた「厳しい指導」と「懲戒」

(1) 必要に応じた厳しい指導について

①児童生徒理解に基づく「厳しい指導」

校長、教員、その他の学校関係者は、生徒指導や運動部活動での指導等での必要以上の大声での叱責や、恐怖感を与える威嚇的な行動、体罰等を厳しい指導として考えることは誤りであるという認識を持つことが大切です。児童生徒についての理解がしっかりなされていれば、好ましくない行動をとった場合でも冷静且つ毅然とした態度でしっかり向き合って「対話」し、その中で、教員の思いを伝える「指導」ができるはずです。

②教育で求められる「厳しい指導」

児童生徒への厳しい指導は、一人一人の児童生徒をよく理解し、その時の状況を把握している教員が、児童生徒の成長を願い、よく考え、判断して実施すべきことであるが、厳しく対応することが適切であると考えられる場面を下記のように捉えています。

【子どもに厳しく対応しなければならない時】

(教育活動全般において)

- 困難を克服できる力があるのに、すぐ諦め、投げやりな態度になっている時
- 人として恥ずかしい行為、周りの人に迷惑をかける行動をとった時
- 危険な行動やいじめなど、自他の生命を粗末にするような行動をとった時

(特に運動部活動指導において)

- 技能や体力の向上に向け、肉体的、精神的負荷のかかる反復練習が必要な時
- 運動部活動の規律やチームプレーを乱すような行動をとった時

厳しく対応する場合の基本的な指導の例としては、次の3つが考えられます。

【叱咤激励】

励まし、奮い立たせ、元気づけること

人により、状況によっては厳しく叱り、自己の生き方を考えさせること

※ パワーハラスメントにつながる「必要以上の大きな声での叱責」は好ましくない

【諭す】

物事の道理をよくわかるように話し聞かせ、納得するように教え導くこと

【運動部活動での適度な肉体的・精神的負荷を伴う指導】

技能向上に向け、肉体的、精神的負荷のかかる反復練習等の指導をすること

いずれにしても、「厳しい指導」は子どもとの信頼関係の上にならなければ実施し、子どもと真剣に向き合い、子どもの成長を願う教師の思いを伝えていくことが大切です。また、厳しい指導の考え方や実践が個々の教師によって違いがないよう学校全体で共通理解して進めることや、学校教育の指導方針として、保護者や地域住民に理解していただくことも大切です。

【「叱咤激励」について】

第5次山形県教育振興計画後期プランの重点施策テーマが、「変化する時代を主体的に生きぬく力を育む『いのちの教育』」であり、社会情勢が大きく変化する今日、時代の変化を読み取り、自らの人生を主体的に切り拓いていく、健やかでたくましい心と体をもった人材の育成を強く求めています。そのためには、「困難を克服しながら自己実現をめざす教育」を充実していくことが大切です。

ここには、目標に向かって困難を克服していく「強さ」や、自分自身を甘やかさない「厳しさ」が必要です。子どもが目の前の困難を克服できず立ち止まり、弱気になって自分自身に負けてしまいそうな時は励ましていくことが必要です。困難を克服していく力があるにもかかわらず、すぐ諦めて投げやりな行動をとっている場合は厳しく指導し、自己の生き方を考えさせていくことが必要です。

【「諭す」について】

平成20年度に開催された中央教育審議会において、「子どもの生活行動を見た時、我が国の子どもたちは、生命尊重の心や自尊感情が乏しいこと、基本的な生活習慣の確立が不十分、規範意識の低下、人間関係を築く力や集団活動を通じた社会性の育成が不十分である。」といった指摘がなされています。

本県においても、全国学力・学習状況調査において、「学校のきまりを守って生活している」と回答している児童生徒は50%前後で、児童生徒の規範意識は低い状況にあります。

このことを受け、新学習指導要領の道徳の改善点として、「自他の生命を尊重すること」「あいさつなどの基本的な生活習慣」「人間として、してはならないことをしないこと」「集団や社会のきまりを守ること」を重点として扱うことが示されています。

これらは、道徳の時間を中心にしながら全教育活動を通して学習していくこととなりますが、個々の子どもに目を向けると、通常の学習や生活において、「人として恥ずかしい行為、周りの人に迷惑をかける行動をとる」「危険な行動やいじめなど、自他の生命を粗末にするような行動をとる」ことも少なくありません。このような時に、機を逃さず、行動の改善を促すために物事の善悪や規範意識などを厳しく指導し、納得するよう教え導くことが必要です。

【「運動部活動での適度な肉体的・精神的負荷を伴う指導」について】

運動運動部活動での指導では、学校、指導者、生徒、保護者の間での十分な説明と相互の理解の下で、生徒の年齢、健康状態、心身の発達状況、技能の習熟度、活動を行う場所的、時間的環境、安全確保、気象状況等を総合的に考えた科学的、合理的な内容、方法により行われることが必要です。

計画に則り、生徒へ説明し、理解させた上で、生徒の技能や体力の程度等を考慮した科学的、合理的な内容、方法により、技能向上をめざし、「様々な角度からのボールをレシーブする練習」「技に対応できるような様々な受け身の練習」を反復して行わせる等の「適度な肉体的、精神的負荷を伴う指導」を行うことは運動部活動での指導において想定されるものと考えられます。

但し、生徒の健康管理、安全確保に留意し、例えば、生徒が疲労している状況で練習を継続したり、準備ができていない状況で故意にボールをぶついたりするようなこと、体の関係部位を痛めているのに無理に行わせること等は当然避けるべきです。

(2) 懲戒について

①児童生徒に対する懲戒

学校における懲戒とは、非違行為や問題行動を行った児童生徒に対して、教育上必要があると認められるとき、児童生徒を叱責したり、処罰したりすることです。

懲戒は、校長と教員が行う「事実行為としての懲戒」(注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、学校当番の割当て、文書指導など)と、校長が行う「法的効果を伴う懲戒」(退学・停学・訓告の処分)に大別することができます。

【根拠法・通知等】

○学校教育法

(児童・生徒等の懲戒)

第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

○学校教育法施行規則

(懲戒)

第26条 校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当つては、児童等の心身の発達に应ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長(大学にあつては、学長の委任を受けた学部長を含む。)が行う。

3 前項の退学は、公立の小学校、中学校(学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの(以下「併設型中学校」という。)を除く。)又は特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き、次の各号のいずれかに該当する児童等に対して行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者

(3) 正当の理由がなく出席常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者

4 第2項の停学は、学齢児童又は学齢生徒に対しては、行うことができない。

平成19年2月5日18文科初第1019号

「問題行動を起こす児童生徒に対する指導」について(文部科学省初等中等教育局長通知)

3 懲戒・体罰について

(1) 校長及び教員(以下「教員等」という。)は、教育上必要があると認めるときは、児童生徒に懲戒を加えることができ、懲戒を通じて児童生徒の自己教育力や規範意識の育成を期待することができる。しかし、一時の感情に支配されて、安易な判断のもとで懲戒が行われることがないように留意し、家庭との十分な連携を通じて、日頃から教員等、児童生徒、保護者間での信頼関係を築いておくことが大切である。

②認められる懲戒

学校教育法施行規則に定める退学・停学・訓告以外で認められる懲戒は、**注意や叱責**の他に下記のようなことが例として考えられます。

- ア) 放課後等に教室に残留させる。
- イ) 授業中、教室内に起立させる。
- ウ) 学習課題や清掃活動を課す。
- エ) 学校当番を多く割り当てる。
- オ) 立ち歩きが多い児童生徒を叱って席につかせる。
- カ) 練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

◇具体例

【教室外に退出させる場合の留意事項】

- ① 単に授業に遅刻したこと、授業中学習を怠けたこと等を理由として、児童生徒を教室に入れず又は教室から退去させ、指導を行わないままに放置することは、義務教育における懲戒の手段としては許されない。
- ② 他方、授業中、児童生徒を教室内に入れず又は教室から退去させる場合であっても、当該授業の間、その児童生徒のために当該授業に代わる指導が別途行われるのであれば、懲戒の手段としてこれを行うことは差し支えない。
- ③ また、児童生徒が学習を怠り、喧騒その他の行為により他の児童生徒の学習を妨げるような場合には、他の児童生徒の学習上の妨害を排除し教室内の秩序を維持するため、必要な間、やむを得ず教室外に退去させることは懲戒に当たらず、教育上必要な措置として差し支えない。

平成 19 年 2 月 5 日 18 文科初第 1019 号

「問題行動を起こす児童生徒に対する指導」について（文部科学省初等中等教育局長通知）より

③懲戒を行う場合の留意事項

懲戒は、教育上必要であると考え、「社会的秩序を維持し、児童生徒の自己教育力や規範意識の育成」を期待する教師の教育的指導ですが、「怒られる、罰を与えられる」ということが、児童生徒にどのような影響を及ぼすかについて、実施前も常に考え、実施後も「これでよかったのか」という省察とともに、日頃から次の3つのことに留意していくことが大切です。

- ア) 一時の感情に支配されて安易な判断のもとで懲戒が行われることがないようにすること
- イ) 当該児童生徒の性格、行動、心身の発達状況、非行の程度等諸般の事情を考慮のうえ、それによる教育的効果を期待し得る限りにおいて行使していくという考え方に立つこと
- ウ) 日頃から、児童生徒、保護者との信頼関係を築いておくこと

特に、懲戒のつもりで行った行為が、「体罰」や「不適切な行為」にならないよう、十分に留意していく必要があります。

- 肉体的苦痛を与える行為は懲戒として認められません。それは、「**体罰**」です。
- 自尊感情を傷つけるような叱責も懲戒として認められません。それは、「**暴言**」です。

IV 生徒の自主性を尊重し、 一人一人が輝く運動部活動の指導

運動部活動については、指導者の熱心な取組み、適切な指導方法によって多くの成果をあげてきましたが、その指導において、厳しい指導と称して体罰を行うことが許されるのではないかとの認識は誤ったものです。

学校教育の一環という面からのみならず、スポーツの指導の面からも体罰は不必要、不適切なものであり、現に多くのトップアスリートには指導される中で体罰を受けた経験が無いと述べる方もおられるように、優れた指導者、適切な指導方法を実践できる指導者は、体罰を行うことなく、生徒たちの技能や記録の向上で実績をあげてきました。

運動部活動・スポーツ活動を指導するすべての者は、適切な方法により指導を行っていくことが必要です。

本県では、運動部活動の意義について下記のように捉えています。

◇運動部活動の意義と役割

ア. 学校教育の一環として、「生きる力」の育成を目指す

運動部活動は、文化部活動とともに学校教育の一環として、各学校において主体的に計画・実施する活動であり、その活動が適切に実施されたとき、生徒の調和のとれた発育・発達と体力向上に寄与し、豊かな人間性や生活の充実など、生徒の「生きる力」を育むものである。

イ. 生涯スポーツの振興に資する

中学・高校時代に実施される運動部活動は、生徒の運動に親しむ資質や能力を育成し、生涯に渡ってスポーツに親しむ基礎をつくるものである。

ウ. 自主性・社会性の涵養に資する

運動部の活動は、生徒が自らスポーツに取り組み、自己の判断で実施することによって、学習意欲の向上や責任感など自己を高める態度と自主的・自律的な心が養われる。また、学級や学年を超えて行われる集団活動を通して、互いの思いやりの心や好ましい人間関係、連帯感などの社会性を養うことができる。

エ. 個性の伸長に資する

運動部活動は、スポーツを通じた自己表現活動であり、生徒の個性の伸長が図られる。また、運動部活動で培われる競技力は、本県競技スポーツの振興の基盤にもなっており、意欲のある生徒にとっては、その素質を伸ばし、高い水準を目指すなど、生徒の個性がより伸ばされる。

「これからの運動部活動運営の在り方について」(H22.3 県教育委員会) より

継続してスポーツを行う上で、勝利を目指すこと、今以上の技能や記録に挑戦することは自然なことであり、それを学校が支援すること自体が問題とされることではありませんが、運動部活動は生徒たちに上記のような意義・役割を持つものであるため、大会で勝つことのみを重視し過重な練習を強いることがないようにすることが必要です。健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むためのバランスのとれた運営と指導が求められます。学習指導要領には下記の用の示されています。

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。

学習指導要領(中学校H20.3 高等学校H21.3告示)より

1. 生徒の自主性を尊重した目標や活動内容の決定

【生徒のニーズを把握し、目標を設定する】

- 生徒たちの運動部活動参加には、多様なニーズが存在します。学校運動部活動では、勝つことのみを目指すことのないよう、適切に活動の目標を設定することが必要です。

【指導計画を作成する】

- 活動を具体的に展開できる、時期を区切った計画を立案することが必要です。

【活動の振り返りと、その後の活動へ反映させる】

- 取り組んだ成果と課題を、具体的な観点を定めて生徒とともに振り返りましょう。

(1) 目標等の設定と指導計画等の作成

学校では、勝つことのみを目指すことのないよう、生徒が生涯にわたってスポーツに親しむ基礎を育むこと、発達の段階に応じた心身の成長を促すことに十分留意した目標や方針等の設定に留意が必要です。設定した目標の達成に向けて、各部活動では、簡単なものでも、中・長期的な期間や各学年等での活動内容とそのねらい、練習方法、活動期間・時間等を明確にした指導計画を作成して、目標、指導計画等を参加する生徒たちや保護者等に説明し、理解を得ることが重要です。

【例】

【目標設定について】 以下のような観点による目標設定、達成に向けて考えることが勧められます。

◇ 設定したい目標の種類

- ① 大会等において達成したい順位や記録についての目標（結果目標）
- ② 活動や取組みを充実させることについての目標（行動目標）

※それぞれについて： ・個人として ・集団として ・個人が集団の一員として

◇ 到達段階を意識した目標の設定

① 本年、自分の能力が最大限に発揮・引き伸ばされた場合の可能性目標（希望目標）

② 本年、ほぼ順調にトレーニングをこなし、予定どおりの成長がなされた場合の現実的目標（メイン目標）

③ 本年、多少のケガや、活動上のトラブルが発生したとしても、最低でもこの程度は達成したい目標（ノルマ目標）

④ 本年に限らず、可能性が長期的に最大限に伸ばされた際の生涯にわたる究極の目標

◇ その目標が達成された場合、自分にとってのその価値は？ もしくは達成できないことがあるにせよ、それに向かって努力することの意味は？

◇ 目標を達成するために、最も重要になると思われる点（Key!）は何か。また、重要度の高低にかかわらず、すぐ実行できること、具体的行動は？

【活動計画について】

段階的には、活動日を設定するだけの簡単なものから、活動実績を積み上げることで、子どもたちが、何を、何のために、どのように活動するか、どう評価するか、等をより具体的に考慮し、課題と内容を予め設定した詳細なプランも可能になっていきます。

留意点 ① 活動日を明らかにすること

② その時期に取り組みたい課題と、それが次にどうつながるかがわかること

③ 目標達成までの途中現在地が見えること

④ 活動の途中に評価を組み入れること

◇計画の段階

- 年間計画（学校年間行事予定）：大会、合宿・遠征、連続した休止、
時期の区切り（準備期・試合期・オフ）、学校・部としての行事
- 3～6ヶ月での計画：大会、合宿・遠征、大会までの残り週数、時期の区切り（準備期・試合期）、
月ごとの課題と主な練習手段・方法、学校・部としての行事、評価
- 1ヶ月での計画：大会、大会までの残り週数・日数、週ごとの課題、
日ごとの課題と主な練習手段・方法、大会への集団としての臨み方、
- 日ごとの計画：主な課題と具体的練習手段・方法

学校としての年間の行事予定に合わせ、大まかな活動計画を示し、具体的な大会等をポイントにし、3～6ヶ月の計画を立て、子どもたちの意見を十分反映させながら、チームの目標や、行動のきまりなどを設定することが有効です。新キャプテンの選出・新チーム体制に移行するときなどはその好時期と考えられます。

（２）年間の活動内容の工夫

厳しい練習とは、休日なく練習すること、長時間練習することとは異なるものであり、1週間の内で適切な間隔により活動を休む日を設けることや活動を振り返る、考える日を設けたり、一日の練習時間が長時間にならないよう適切な時間を設定したりすることが望まれます。充実したスポーツ活動を行うには、活動そのものへの取り組み方とともに、それ以外の生活の中において、少し体の調子に気を遣ったり、他の活動にも集中して取り組む意識を持つことなどが影響を与えることも、生徒たちに教えたことであり、それが望ましい生活習慣・食習慣の獲得・定着にも通じるとも考えられます。

<活動の振り返りと、その後への反映>

それまでの活動を整理することが大切なことはもちろんですが、自分と仲間の取組みを振り返る時間、振り返る行為自体が重要なこととなります。競技記録や大会成績のみならず、生活面や学業への取組み方なども含めた包括的な振り返りの仕方も是非、導入したいものです。

【例】【振り返り項目】

①大会や練習試合ごと、もしくは1週間など期間のまとまりで：活動や生活の反省・感想、次へ向けた抱負

②年間（半年間）や学期の区切りで

ア. 記録や大会成績 体調や意欲、生活状況等

イ. 試合についての詳細な振り返り

最もうまくいったと思える試合

最もうまくいかなかったと思える試合

それぞれについて

それまでの取組み、意欲、情緒面、体調、天候、試合中の気持ち、前日の過ごし方、人間関係、学業状況……等

ウ. 成長過程について

改善／向上：プラス成長が認められる点

変化無し／低下 マイナス成長と思われる点

体力面：スタミナ、瞬発力、器用さ、柔軟性、スピード、筋力

技術面：個人的な技能、 集団的な技能、 習得したことを発揮する力

心的面：謙虚さ、情熱、積極性、意欲、集中力、自己観察、切り替え、情緒安定、粘り強さ、我慢

生活面：あいさつ、返事、整理整頓、時間管理、学習習慣、授業態度、起床、食事、

身だしなみ、生活リズム、金銭管理、家族関係、友人関係、携帯電話

部内の一員として貢献できたと思える点、こうすればよかったと思える点

2. 科学的な指導方法の積極的な導入

【根拠のある内容と、生徒たちへの説明と理解により練習を実施する】

- 運動部活動での指導の内容、方法は、科学的な根拠がある、又は、社会的に認知されているものであることが必要であるとともに、生徒たちに対する説明と理解により行われることが必要です。

【段階を踏んだ練習実施を心がける】

- 動きを習得する、動きに慣れる、自分の動き・チームとしての動きのイメージを描ける、数多い反復練習ができるようになる、そうした活動の段階・習熟過程を重視した練習を心がけましょう。
ゆっくりでもまずはできるようになろう、という全体的な動きを覚える段階から、精度を高める、実施の速さを増す、どんな状況でもできるようにする、という細かなところも意識して、定着や応用を意図する段階へと発展させていくことが大切です。

【ねらいに応じた練習実施の方法を工夫する】

- 同じ運動でも、実施の仕方によって、期待できる効果は違ってきます。「何をやるか」、より「どうやるか」に注目し、個人・チームとしてどんな技能・体力を高めたいのかを意識し、それに対応した実施の仕方を工夫することが大切です。実施の仕方には生徒たちの発想も積極的に取り入れていくべきです。

【PDCA を継続的に積み重ねることで、より効果的な練習に結びつける】

- どういう技能・体力・精神面の成長を目指すのか、どういう効果を期待して、どのような手段・方法を使ったのかを明確にし、その結果がどの時点でどうであったのかを少しずつ蓄積していくことが、よりよい指導に結びつきます。その場で、修正を試みる指導、中・長期的に計画を修正していく作業、両者ともに疎かにはできません。

(1) 予想どおりにいかない進歩やつまずきについて

計画した実施内容が、なかなか指導者の思い通りに展開しない、向上が認められないことはよくあることです。生徒たちの意欲不足、理解不足、努力不足と短絡的に考えず、なぜできないのかを生徒たちとともに考える習慣を定着させるべきです。

指導者からの効果的・効率的、目的に合致した練習実施と、生徒の意欲・発達の段階・技能レベル等がうまくかみ合ったときに大きい効果が期待されます。生徒たちへの接し方については、次のようなことが考えられます。

①否定的な評価より、前向きな練習方法を提示する

結果として試みた動き・プレーが達成できなかった場合には、できなかった・失敗した動きや場面そのものよりも、その動き・プレーに至る前段階に目を向けるとか、精度や安定度を高める練習に再度取り組むなど、ミスを単に責める・否定的な評価をするだけにとどまらず、前向きな練習方法・再試行へと結びつけることが大切です。

②緊張感を高めるための注意等は、生徒に与える悪影響も考えて行う

練習や試合の場面で、緊張度を高めたり発奮させる意図で、強い口調で注意することも時として必要ですが、それにより生徒たちが単なる自責の感情だけにかられたり、ミスを恐れる不安感ばかりが大きくなり、前向きな気持ちや冷静に対処する姿勢が崩れては、本来の目標への到達はかえって難しくなると思われます。

③指導者の苛立ちや叱責は「マイナス要因」、称賛と助言は「プラス要因」になる

指導者は、それぞれの段階を見抜き、できるようになりそうな時の励ましや、できたとき・進歩が認められたときの称賛、困っている場合の解決についての助言などにより、積極的に生徒たちにかかわるべきです。できないことへ苛立つ気持ちを落ち着かせながら、成長・進歩をじっと待つ時間も大切になります。

(2) 運動の実施の仕方について

生徒の心身状態とともに、運動の、実施回数・実施速度・反復の際における回復時間の長さ、複数の運動の配列順序等、実施の仕方次第で得られる効果は異なる場合があることに留意すべきです。

①技術の向上のためには反復練習は不可欠である

スポーツ技術の練習は、簡単なことから難しいことへ、ゆっくりから速く、単純な動き（単一の動き）から複雑な動き（組合せた動き）へ、単数回の反復実施から連続複数回の実施へ、というように、段階を追った練習実施とその反復を欠かすことはできません。また、逆につまづいたり、ある動き・プレーができなくなったりした場合には、できるところまで戻って再度やり直す必要もでてきます。

②ある程度、練習の方向性（習熟的方向・強化的方向）を定めて行う

同じ運動でも、実施方法の大きな区別として、丁寧にゆっくりと細かいところを点検しながら、その動きの習得や洗練を目的に習熟的な方向を目指すやり方と、全体の滑らかさや速度の低下など少々動きが雑になっても比較的多く反復し、専門的な体力の向上とともに定着度・安定度を高める強化的な方向を目指すやり方があります。どちらの方向を目指すのかにより、反復の仕方や活動の中への組み入れ方に違いが出てきます。

③一人一人の技能に応じた練習方法を考える

定着度の低い初心者が早期の段階で強化的な方向で実施したり、逆に習熟度の高い生徒が長期にわたって習熟的な方向ばかりで実施を続けたりすることは、個に応じた適切な方法とはいえない場合もあると考えるべきです。似たようなことで、比較的強度の低い運動の量的確保を経て徐々に強度を高めていくという過程は、基礎技術・基礎体力の養成から専門技術・専門体力へ移行していくことと合わせて、必要な段階的進行であることを指導に際し意識することが大切です。

④個の運動能力や体力に応じた練習が大切

成長期の生徒たちは、同年代であってもその発育程度には大きな差があり、それまでの運動経験の差も合わせて考えると、その体力、技能の習得や進歩の速度には大きなばらつきがあることも考慮することが大切です。一斉に同じ内容で活動する場合でも、それぞれが、この練習をやってこういうことができるようになった・できそうな予感が持てたという実感を得て、次の段階へ進んでいけることが望ましい姿です。種目特性に応じた体力テストや簡単なスキルテストなどを用意しておき、各自が成長を確認できる方法を活用していくことも勧められます。

⑤体育理論を活用する

中学・高校で学ぶ「体育理論」（保健体育）では、運動技能の学習の仕方や、運動に必要なエネルギー供給に係わることなど、運動に応用できる内容の学習が含まれます。是非、教室で学んだことを積極的に活用することも取り入れてみるべきです。

（3）努力度合い、運動の配列、練習の効果などについて

目に見える頑張りだけに目を奪われて、生徒たちの取組みを評価することより、力の入れ方や、運動の配列の仕方を工夫し、どうしたら生徒たちがより力を発揮できるようになるかをより重視して指導することが大切です。

①苦しさに耐えることが活動の目的ではない

生徒たちが顔をしかめ、歯をくいしばる、苦しさに耐えるような姿を、頑張ること、懸命に取り組む全力発揮ととらえられることもあります。当然、懸命な取り組みの表出としてそのような表情も認められることがあります。活動の目的は苦しさ・辛さに打ち克つ努力ばかりでは無いはず。ましてや、そうした苦しむ姿や辛さに耐えるような様子により、その生徒たちの取組みを評価するようなことは適切とは言い難いものです。

②100%以上の努力より、少しの「ゆとり」を持った練習を

努力の程度については、様々な新しい動きに挑戦したり、動きの精度を高めたり、安定性を向上させようとする場合には、むしろ少しゆとりのある方が効果的であることも多いはず。 「力み」と呼ばれる力が入りすぎた状態が、往々にして全体のまとまりを崩したり、タイミングをはずしたりすることは多くの運動で見られる現象です。指導者は「全力で！」が全てではないことにも気づく必要があります。

③運動科学の視点に立った効果的な運動メニューの構成

何種類かの運動をメニューとして提示・指導する場合は、求める効果に照らし合わせ、その効果・動きの構造をとらえ、配列する順序性にも気を配る必要があります。一日の中でどう並べるか、または、数日間の中でどう配列するか、同じ活動時間を費やすにしてもその求める効果には違いがあるものです。難しいかもしれませんが、こうした点に関しての工夫が、指導者が生徒の一步先に行く指導の一つです。

また、練習・活動により、その場ですぐ効果が認められるような性質のものと、比較的時間をかけて変化が認められる性質のものとの区別にも、気づく・意識することも必要です。

3. 必要に応じた厳しい指導の在り方

【信頼関係は不可欠、しかしそれで全てが許されることはない】

- 生徒と指導者との信頼関係が運動部活動の前提となりますが、信頼関係があれば指導に当たって何をやっても許されるはずとの意識は決して認められません。それまでいかに真摯な態度で指導に当たっていたとしても、一度の不適切な指導により長い期間をかけて築き上げた信頼関係も一度に崩れてしまうこともありうるということを肝に銘じるべきです。

【恐怖心による硬直感を与えず、信頼に基づく安心感での運動実施を】

- 体罰等の恐怖心による緊張に縛られた硬直した心身での運動実施ではなく、大事な試合での緊張した場面で、指導者の姿に安心感を得た適度な集中の下での運動実施が、個人・集団の実力発揮や充実感、その後の成長には、より望ましいことです。

【体罰や暴言等の不適切な行為は絶対に行わない強い意志を持つ】

- 指導の手段は、指導者の年齢や経験、人柄等にもよりますが、学習・生活指導の場面と同様に体罰は許されません。加えて、人格を否定する、心を傷つけるような言葉の使用は行ってはなりません。

(1) 指導者と生徒たちの信頼関係づくり

運動部活動に参加する生徒たちにとっては、指導者の言葉は指導者が想像するよりはるかに重みを持つものです。何気なく冗談のつもりで発した一言が子どもたちの心を傷つけることもあれば、ほんのちょっとした褒め言葉や励ましが、一層のやる気を引き出すだけでなく、生涯にわたってそのスポーツに携わるきっかけとなることもあります。

指導者の中には、生徒たちと継続的な日誌による活動の記録と意見・感想の交換や、活動の様子を紙面（便り）にしての配付、また、年度ごとに部員のコメントと活動の記録をまとめた部報の発行などを実践している例もあります。

①体罰の否定と前向きな指導姿勢

プレーのミスや好ましくない行動については、ミスや行動自体について注意をしても、子どもたち自身が否定されるべきではなく、注意を促し反省させ、次の改善へ前向きに向かう言葉掛けを心がけることが大切です。態度や行動面については、生活全体のかかわりが大きいところなので、なかなか改善することは困難な場合があるかもしれません。しかし、注意と反省に加え、改善すれば別の希望に向き合えるようなことを感じさせながら、根気強く指導に当たる必要があります。

②声掛けは粘り強く、丁寧に、時機を逃さずに、毅然とした態度も不可欠

たとえすぐには表面的な変化が見られなくとも、心には届いていると信じることです。粘り強く、丁寧に、いろいろな場面でタイミングも計りながら、声掛けしてあげることが、見ている・気にかけてくれているというサインとなり、信頼関係を築くことにも役立つはずです。

また、他人を不快にさせる、傷つけるような行為については、その場で直ちに、毅然とした態度で指導に当たることが、生徒たちからの信頼を得るには欠かせません。

(2) 生徒たちの意欲、自主的・自発的な取組み、考える力等の育成

生徒たちにとって、指導者の指導とともに大きな影響を与えるのが、仲間との関係、先輩・後輩としての関係です。指導者が示す活動内容以上に、好ましい集団づくりが部活動の充実を左右する場合も少なくありません。多くの生徒たちにとっては、集団内で自分なりの役割を受け持ち、良好な人間関係の中で活動に取り組めることが、技能向上もさることながら有意義な時間を支える大きな条件の一つとなります。

指導者が、生徒たちは当然わかっているはず、以前にも注意していた、ととらえていることが、実は生徒たちには十分理解されてなかったりする場合もあります。失敗を繰り返しながら、学んでいく以外にないこともあるわけですので、生徒たちの良いところを伸ばす姿勢とともに、丁寧に教え成長を助けていきたいものです。

①きまりをつくり、守れなかった場合のペナルティは指導者と生徒・保護者の同意で決める

ミーティングの持ち方や、部内での役割分担、指示系統、部の実態に沿ったきまりと行動のあり方、場合によってはきまりを守れなかったときのペナルティなどについて、指導者と子どもたちが協力して作り、保護者にも理解してもらうことが大切です。

活動を停止させる、練習会場の清掃や用具の準備・後片付けさせる、試合の出場を制限する、全体での活動後に残して考えさせ反省を促す、翌日まで反省文の提出を求めるなど、の具体的なきまりについても予め設定する方法も考えられます。

また、ペナルティとして練習中の負荷を極端に増大させることは、本人や周囲の生徒たちに、運動は罰則手段というとらえ方を無意識に持たせてしまうことも考えられ、好ましいことではありません。

②先輩と後輩、技能の差を超えて、部全体が互いに支え合う関係性をつくる

先輩を敬うことと迎合することの違いや、技能・体力で優位の者であっても部内の一員としては他と同等であること、部全体が良好に活動できるためには誰一人不快な思いをしないような互いの心配りが不可欠であることなどを理解させることが必要です。悩みや不安は仲間・指導者に相談したり、互いに支え合ったりできるような雰囲気をつくることが望まれます。ミーティングの中で話し合いや発表する習慣づくりや、他の部員の優れていると思える点を認め合う活動などを取り入れている部活動もあるようです。

(3) 厳しい指導

①運動部活動での「厳しい指導」として効果的なこと

ア) 冷静にミスの原因を振り返らせること

プレー中のミスについて原因を自分なりに考えさせ、気づかせるために、練習中であれば、活動を停止させ、冷静にミスの原因を振り返らせる。

イ) 集中的な反復や矯正を求めること

チーム全体の活動予定を変更し、再度同じ内容の実施や、部分的に動きを取り出して集中的な反復や矯正を求めることや、そのミスがその後のプレーに及ぼす影響などについて理解させる。

ウ) 大きな声や厳しい口調、大げさな身振りで生徒の情緒面に訴えること

士気を鼓舞したり、より集中度を高めたりするためや、即時的にわからせるために、大きな声や厳しい口調、大げさな身振りなどで、生徒たちの情緒面へも訴えることで、生徒達が奮起し集中度を高め、動きやプレーの改善を生徒たち自身に感じさせる。

②厳しい指導をする場合の留意点

ア) 厳しい指示・言葉を発する場合は、その後の変化を予測する

「～はしない」「～はダメ」という禁止事項や否定的な言葉より、「～をしよう」「～だとOK」という積極的に試みたい事項を示すことや、肯定的な言葉を用いることを心がけている指導者の方もおります。厳しい指示・言葉を発する場合には、その後の変化についても予測し、ふさわしい対応をする心構えを指導者は持つべきです。

イ) 高い集中力により、自分自身の動きを把握した反復練習をする

特定のスポーツ種目に長く関わってきた人には、言葉で表す動きが鮮やかに実際の動くイメージとして描くことが可能ですが、経験の浅い生徒たちや初めて試みるなど慣れない動きについては、それが個人的なものでも集団的なものでも、なかなか鮮明なイメージを持つことができない場合が普通です。まずは自分がどんなふうにいるのかを把握できるような反復練習や、意識の持ち方を指示してあげてその結果どうなるのかに気づかせるような手立てが有効な場合もあります。高い集中力とやろうとしていることへの意識を継続して保つ中での反復練習は、疲労する中で思考を停止し、ただ機械的に繰り返す形態の練習よりも、はるかに厳しいものであるという認識を持ちたいものです。

ウ) 生徒の行動や態度の変化を現象だけで判断しない

行動や態度に関しても、本人の意識と表面に表れることに食い違いがあることは十分考えられることであり、見た目からはやる気が無くとも、実は本人なりに一生懸命に取り組んでいるということもあるのではないのでしょうか。その生徒なりの様子は、日頃からの目配り・観察の継続の中でしか気づけないものであり、学校・家庭での様々な事情がもたらす影響を受けたものかもしれないということも考慮する必要があります。

エ) 好ましくない行動については、自己認識と自己改善の手だてをとる

意欲が感じられない様子や、好ましくない行動について注意する場合、指導者はまず生徒たち自身に何がいけないのかについて理解させることが不可欠です。自分自身を客観的に見つめ、自分のどんな行動が、部員・生徒として、何のために改善が必要なのかを考えさせることが望まれます。

◇肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導の区別について

肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導について、その例を次に示します。

通常のスポート指導による肉体的、精神的負荷として考えられるものの例

(例)

- ・バレーボールで、レシーブの技能向上の一方法であることを理解させた上で、様々な角度から反復してボールを投げてレシーブをさせる。
- ・柔道で、安全上受け身をとれることが必須であることを理解させ、初心者生徒に対して、毎日、技に対応できるように様々な受け身を反復して行わせる。
練習に遅れて参加した生徒に、他の生徒とは別に受け身の練習を十分にさせてから技の稽古に参加させる。
- ・野球の試合で決定的な場面でスクイズを失敗したことにより得点が入らなかったため、1点の重要性を理解させるため、翌日、スクイズの練習を中心に行わせる。
- ・試合で負けたことを今後の練習の改善に生かすため、試合後、ミーティングで生徒に練習に取り組む姿勢や練習方法の工夫を考えさせ、今後の取組内容等を自分たちで導き出させる。

学校教育の一環である運動部活動で教育上必要があると認められるときに行われると考えられるものの例

(例)

- ・試合中に危険な反則行為を繰り返す生徒を試合途中で退場させて見学させるとともに、試合後に試合会場にしばらく残留させて、反則行為の危険性等を説諭する。
- ・練習で、特に理由なく遅刻を繰り返し、また、計画に基づく練習内容を行わない生徒に対し、試合に出さずに他の選手の試合に臨む姿勢や取組を見学させ、日頃の練習態度、チームプレーの重要性を考えさせ、今後の取組姿勢の改善を促す。

有形力の行使であるが正当な行為(通常、正当防衛、正当行為と判断され则认为られる行為)として考えられるものの例

(例)

- ・生徒が顧問の教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、生徒の背後に回り、体をきつく押さえる。
- ・練習中に、危険な行為を行い、当該生徒又は関係の生徒に危害が及ぶ可能性があることから、別の場所で指導するため、別の場所に移るように指導したが従わないため、生徒の腕を引っ張って移動させる。
- ・試合中に相手チームの選手とトラブルとなり、殴りかかろうとする生徒を押さえ付けて制止させる。

体罰等の許されない指導と考えられるものの例

(例)

- ・長時間にわたっての無意味な正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。
- ・熱中症の発症が予見され得る状況下で水を飲ませずに長時間ランニングをさせる。
- ・相手の生徒が受け身をできないように投げたり、まいったと意思表示しているにも関わらず攻撃を続ける。
- ・防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。

【H25.5 文部科学省】より

◇ 指導力の向上に向けて

経験の有無にかかわらず、生徒の成長過程を重視した段階的・継続的な指導

- 学生時代などの種目経験に基づいた指導が、必ずしも生徒たちにとって最良のものとなっているとは限りません。生徒たちの成長過程を重視した段階的・継続的な指導を実施できるよう心がける必要があります。

これまでの指導方法に固執せず、生徒の実態に応じた適切な指導を考える

- 前任者から引継いだ事項であっても、その内容ややり方が理解しがたい部分があり、より効率的なやり方などに気づく場合もあるかもしれません。そうしたときには、先輩や同僚の意見を参考にしながら、変更していくことも必要です。

生徒の健康・安全を最優先させ、具体的な目標を設定した活動にする

- 顧問の教員・外部指導者等は、学校全体としての運営方針のもと、生徒の健康・安全を最優先させ、具体的な目標を設定し、その目標達成に向けて様々な工夫を試み、自信を持って取り組んでいくという当たり前の指導姿勢を大切にするべきです。顧問の教員・外部指導者等が置かれた状況の中で、校内で自分が担当する部活動のみならず、学校部活動全体の在り方など、様々なことに問題意識を持って可能な取組みを実施していくことが大切です。

外部指導者等の協力確保、連携協力を得る場合の校内体制の整備

- 顧問の教員の状況や生徒のニーズ等によっては、当該スポーツ種目の技術的な指導は、地域などでの優れた指導力を有する外部指導者等が中心となることが効果的である場合も考えられます。
- 運動部活動は学校全体の教育活動であることから、外部指導者等の協力を得る場合には、顧問の教員と外部指導者等の相互理解による指導は勿論ですが、校長等は、学校全体の部活動に関する取り組み方等について説明していくことが必要です。
- 技術的な指導においても、必要などときには顧問の教員は外部指導者等に適切な指示を行うこととして、指導を外部指導者等に任せきりとならないようにすることが必要です。

生徒たちの将来への影響も十分考える

- 体罰による虐待を受けた生徒は、才能豊かなスポーツ選手でも正当な自己評価が不可能になり、自信を喪失し、十分に力を発揮することができなくなることに繋がります。また、その時の肉体的・精神的な痛みとともに、次第に心が荒み、将来的には、他者への暴力についての抵抗感が無くなり力による支配が他者との関係を保つ中心的手段となるような人格を形成することも考えられます。運動部活動の顧問、外部指導者等、保護者、及び生徒に関係する全ての者は、最も柔らかな心・精神性を持つ時期に、信頼すべき指導者からの体罰によって、将来的に修復不可能な痛手を与える恐れを持つことを、十分認識する必要があります。
- 顧問の教員・外部指導者などの言葉が、生徒たちが一步を踏み出す勇気や夢を追い続ける支えになることは、決して少ないことではありません。
生徒たちの身近にいる大人の一人として、信頼される人物でありたいものです。生徒たち以上に体が動く明るく爽やかな若者の年代から、経験を重ね洞察力に富み、よりの確な指示が出せるようになる中高年の年代まで、目の前にいる生徒たちの将来での成長する姿を楽しむに、愛情ある指導に携わって行くことが大切です。

V 児童生徒理解に基づく指導の具体例

1. 授業や校内生活における事例

(1) 授業中における体罰事例と防止のための適切な指導例

◇宿題を忘れたことをごまかす児童への指導例

【体罰事例1 小学校4年生】

算数の授業中、前日に出した宿題である計算プリントの答え合わせをリレー方式で行っていた。その際、宿題を忘れた児童Bは、隣の席の子のプリントを覗き込みながら、自分の順番に答えを発表し、ごまかそうとした。そのことに担任のA教諭が気づき、「昨日も宿題を忘れたら。今日は忘れただけでなく、ごまかすのか。」と怒鳴り、児童Bの左頬を平手打ちした。

- 【不適切な行為】
- ▲ 「お前は最低な奴だ！」とみんなの前で怒鳴る。
 - ▲ 「忘れ物表」を掲示し、×を積み上げる。
 - ▲ 罰として、本人の力量以上の課題を課す。

【適切な指導の一例】

- まず、その場では、敢えて何も言わずにおく。
- 放課後、落ち着いた口調で、「Bさん、今日も宿題の計算プリントを忘れたよね。どうして、ごまかしたの。」と尋ね、事実を確認する。その後、児童Bへの思いや願いを語って聞かせ、それについてどう思うかを児童Bに話をさせる。
- 家庭で宿題をすることがなかなか困難な状況の場合は、アドバイスをしながら翌日提出の宿題を一緒にやり、提出できたら、大いに褒めるなどして、自信をつけさせる。

◇繰り返し、何度も忘れ物をする児童への指導例

【体罰事例2 小学校5年生】

小学校5年生の児童Aは、基本的な生活習慣も確立しておらず、学習用具などの忘れ物の多い児童である。ある日、宿題を忘れてきた児童に対して、B教諭は、教卓の横に呼び、理由も聞かずに、

「昨日も、一昨日も宿題をやってこないし、どういう事だ!」と怒鳴り、頭を「げんこつ」で叩いた上、持っていた教科書の平らな面でその子の頬を叩いた。

- 【不適切な行為】
- ▲ 自分で自分の頭をげんこつさせる。
 - ▲ 罰として、本人の力量以上の課題を課す。
 - ▲ 宿題をしてきた班内の子ども達にも同一の罰を与える。

【適切な指導の一例】

- 宿題を忘れた理由について、休憩時間を活用して聴き取ったり、紙に書かせたりして、振り返りや反省をさせる。
- 「これなら次はできそうだ!」という今後の見通しを持てるような具体策を考える等、その子に応じた支援を行う。
- 放課後に「やってこなかった内容」をしっかりと提出させてから帰宅させる。また、保護者と連携し、指導方針を伝える。

◇反抗的な態度をとる児童への指導例

【体罰事例3 小学校6年生】

小学校6年生の児童Aは、授業中に周囲の人に迷惑をかけるなどの生徒指導上課題があり、前担任からも引継ぎを受けていた。児童Aと話し合いながら、粘り強く指導し、徐々に改善が見られていた。しかし、ある日、児童Aは朝から落ち着かず、授業中に近くの子にちょっかいを出したり、無駄話をしたりしていた。B教諭は、児童Aの近くに行き、「どうしたの。」と尋ねたが、「うるせえ。」という返事が返ってきたために、かっとなり、手に持っていた教科書で児童Aの頭を叩いてしまった。

- 【不適切な行為】
- ▲ あの子は「馬鹿だから…」とみんなの前で非難する。
 - ▲ 罰として、本人の力量以上の課題を課す。

【適切な指導の一例】

- 児童Aのその日の様子がおかしいと感じた教師の思いをその場で伝える。
- 改善が見られていた矢先、いつもと違った様子であるときには、何らかの原因があると考え、(例. 登校中、友だちと口げんかした。) 休み時間等に別室でじっくりと話を聞く。
- 授業中に友だちにちょっかいを出してしまったり、友だちの発言に口をはさんでしまったりした際には、教師は2回目まで注意し、3回目にはきつく叱るなどのルールを一緒に作り実行する。(連続して守れた日数を知らせるなど、本人のがんばりや伸びを価値づける。)

◇私語やいたずら、居眠りが多い生徒への指導例

【体罰事例4 中学校1年生】

中学校1年生の生徒Aは、中学生にしては幼く、落ち着きのない行動が目立っていた。今日も、いつも隣の生徒にいたずらをしたり、わざとペンや消しゴムを落としたりして授業を邪魔していた。ところが、いたずらをやめたと思ったら居眠りを始めた。

B教諭は、そのいい加減な行動に激怒し、胸ぐらを掴み、「いい加減にしろ。正座だ」と言い、教室の後ろに長時間正座させた。

【不適切な行為】 ▲ 「迷惑をかけるのは、人間のくずだ！」と怒鳴る。

【適切な指導の一例】

- いたずらを止めさせ、担任の前に椅子を移動して学習させる。
- 学級に迷惑をかけたことで、みんなに役に立つ活動を考え、実行させ、みんなから認められる場面を設定する。
- 保護者にも連絡し、「指導」「見届け」を確実に行う。

◇授業中、他の生徒にいたずらをしている生徒への指導事例

【体罰事例5 中学校1年生】

中学校第1学年担当のA教諭は、3校時の美術の時間に、以前から前の席の生徒Bの背中をくすぐるなどちょっかいを繰り返しかけていた当該生徒Cを見つけ、「何やっているんだ」と尋ねた所、「やっていません」と答えたことに憤慨し、授業を中断して隣の美術準備室に腕を引っ張って連れて行った。

それでも自分の非を認めようとしない生徒Cに対し、A教諭は「何で正直に自分のやったことを認めないのか！」と叫び、思わず生徒Cの顔の両方の頬を引っ張ってしまった。

【不適切な行為】 ▲ 理由も聞かずに、怒鳴り続ける。
▲ 放課後も延々と説教し、実現不可能な罰を課す。
▲ 美術準備室の椅子を蹴飛ばし、恐怖感を与える。

【適切な指導の一例】

- 授業規律のルールに違反しているため、まずは当該生徒Cの行為を止めさせる。それでも止めない場合は、厳しく叱る。
- 授業終了後、別室に呼び、なぜそのようなことをしたのか、なぜその時に認めなかったのか、本人の振り返りを聴き、授業中の規律や人の嫌がることはしないことについて再確認・約束させる。
- ちょっかいをかけられた前の席の生徒B及びその周りの生徒から話を聴き取り、なぜ当該生徒Cがちょっかいをかけていたのかその原因を探る。

◇注意してもふざけ続ける生徒への指導事例

【体罰事例6 高等学校2年生】

理科の授業で、普段から落ち着きのない生徒Aが、話をよく聞かずに、友達を小突いたりしていたので、「静かにしなさい。」と注意したが、またすぐに生徒Bとふざけ合ったりしていたため、「何度言ったら分かるんだ！」と怒鳴り、持っていた教科書で生徒Aの頭を叩いた。憤慨した生徒Aが「何で俺だけ叩くんだ」と叫んだため、担当教員はさらにカッとなり、「うるさい！お前からちよっかいをかけたからそうなんだろう！」と怒鳴り、持っていた教科書で生徒Aの頭を5回叩いた。

【不適切な行為】 ▲ 「邪魔だ、消えろ！人間のくずだ！」と怒鳴る。

【適切な指導の一例】

- 教員間の連絡・調整で、生徒Aの性格行動等について理解し、座席の配置を工夫したり、いたづらをした場合の対応を考えたりしておく。
- 他の生徒の学習を妨げるような行為をし、注意にも従わない場合は教室外に退去させ、課題を与えて別室で学習させる。(教育上必要な措置)
- 放課後に、担任と一緒に個人面談をし、次のような対応をする。
 - ア) 自分の行動について振り返る
 - イ) 授業中、ふざける理由を引き出す
 - ウ) 教員の思いを伝え、これからの行動を一緒に考える

(2) 放課後や休み時間、HRにおける体罰事例と防止のための適切な指導例

◇担任の注意を素直に聞けない児童への指導例

【体罰事例7 小学校2年生】

児童Aは給食準備の時間にふざけていたり、当番の仕事をまじめにしなかったりすることが多く、繰り返し言って聞かせてもなかなか改善が見られない。まわりの子どもたちからも「A君が、今日もふざけていて困った」と苦情が相次いだため、B教諭は「まじめに準備をしないと、他のみんなが困るから、しっかり仕事をしなさい」と指導した。その際、ふてくされたような態度をとったため、頭部をこぶしで叩いた。

【不適切な行為】 ▲ 自分で自分の頭をげんこつさせる。
▲ 連帯責任で、班内の子ども達に同一の罰を与える。

【適切な指導の一例】

- 給食準備の際に、「いつ・どのような行動をとればいいのか」、給食当番の役割ごとに、「どのような仕事を・どんな順番で行えばいいのか」を具体的に理解させる。
- 「しっかり準備・仕事をしなさい」という声かけだけではなく、「この時間は、座っている→ 当番が教室に来たら、ここに並んで、この順番で配膳をする」、「給食当番の〇〇の仕事は、まず～をして、次に～をする…」など、具体的な行動の仕方をスモールステップで丁寧に教え、「できたね！よし、次は〇〇をしよう」と励ましていく。
- 状況に応じて、学年担任団で交代しながら指導することも効果的である。

◇トラブルを起こした理由を答えない児童への指導例

【体罰事例8 小学校5年生】

小学校5年生の児童Aは、中間休みや昼休み等に遊んでいる時に、下級生とトラブルを起こすことが多い。サッカーをしている時に、4年生のボールを遠くに蹴り出したことでトラブルになり、4年生から苦情がきた。理由を聞いても答えないため、そのまま1時間立たせておいた。

- 【不適切な行為】 ▲ 「グラウンド30周」等、過度な罰を課す。
▲ 休み時間に一切の休養も取らず、課題を与える。

【適切な指導の一例】

- 理由の聞き方がポイントである。「上級生として恥ずかしいとは思わないか。どうしてそんなことをやったんだ？」など、初めから本人を責める聞き方は逆効果だと理解する。
- 「□□君は、何の理由もなく下級生のボールを蹴り出すなどということはしないよね。何か、腹が立ったり、納得がいかなかったりしたことがあったんじゃないか？」と、本人がその行動をとった背景・理由を聞く。
- 本人が、「4年生がその前に、～をしたから自分はすごく頭にきてボールを蹴ったんだ。」などの経緯を話したら、「それは確かに頭にくるよなあ。」と共感し、「その時、ボールを蹴る以外に、どんな方法があったかな？」と、より適切な行動について考えさせ、本人の選択肢を増やす支援を行う。

◇校則違反且つ、注意にも反抗的な生徒への指導例

【体罰事例9 中学校3年生】

中学校第2学年担任のA教諭は、昼休み昇降口で携帯電話を使用している3年生男子生徒Bを見かけた。A教諭の問いかけに生徒Bは「携帯なんか持ってね～よ。」と素知らぬ顔をしていた。A教諭が「ここにあるだろう。」と生徒Bの上着のポケットに手を入れようとしたとき、生徒Bが「関係ね～だろ！」と逆上して抵抗してきた。生徒Bがその場から逃げようとしたため、A教諭は生徒Bの腕をつかんで取り押さえ、続けて胸ぐらをつかんで「正直に答えろ！」と迫った。この時、生徒Bが「ちえっ。」と舌打ちをしたため、カッとなったA教諭は、生徒Bの頬と頭を素手で1回ずつ叩いた。

- 【不適切な行為】 ▲ 「お前みたいな奴がいるから、本校の評判が悪いんだ。」と言って、携帯を取り上げ、しばらく返さない。

【適切な指導の一例】

- 生徒Bのような指導上配慮しなければならない場合は、その性格・行動の特性や問題行動への対応の仕方を共通理解しておく。
※ルールや約束違反を行う生徒に声をかけることは間違いではない。むしろ、見過ごす方が問題である。
しかし、生徒の性格・行動の理解なしに対応すると今回のようなケースになってしまう。
- 生徒Bを別室に連れて行き、3学年の担任、学年主任、生徒指導主事等の関係者と一緒に対応する。反抗的な態度を取るようであれば3学年の先生を呼び複数で対応する。
- 当該生徒の保護者にも連絡し、協力を求める。

◇服装の注意に反抗的な態度をとる生徒への指導例

【体罰事例10 高等学校1年生】

男子生徒1名が変形学生服を着用し登校した。

朝の会で、その生徒の服装に気づいた担任のA教諭（男性）は、HR教室で、口頭で注意した。しかし、当該男子生徒は、注意を受け入れず反論してきたので、HR教室から廊下連れ出し、当該男子生徒の頭を平手で2回叩き、脚を1回蹴った。

【不適切な行為】 ▲ 家庭に連絡せずに、変形学生服を没収する。

【適切な指導の一例】

- 変形学生服を着用し登校した理由を求めるとともに、再度、変形学生服を着用した場合の指導の在り方について、予め教職員間で統一した指導ルールを定め教員間で差が出ないようにする。〔教員間の共通理解〕
- 当該生徒には、変形学生服の着用は「校則違反である。」ことを伝え、授業後、別室等を活用し、学年主任や生徒指導主事等の協力を得ながら複数での指導を行う。
- 当該生徒の保護者には変形学生服を今後着用しないこと、また、学校指定の学生服を着用させることを伝え、家庭に協力を求めるとともに、今後着用した場合の措置についても予め周知しておく。

◇約束やきまりを守らない生徒への指導事例

【体罰事例11 高等学校2年生】

A高等学校では、学校における生活規律をよくしようと、生徒会が中心になって「学校のきまり」を守る活動を頑張っていた。そんな活動に反抗するように、3名の男子生徒と2名の女子生徒が、不要物の持ち込みや、髪の毛の着色、化粧等をしてきた。

生徒指導担当のB教諭を含めた3名の教諭で、5名の生徒を別室に連れて行き、「バカ野郎」と怒鳴って、平手で全員の頬を殴った。

【不適切な行為】 ▲ 5名の生徒を職員室に連れて行き、多くの人の前で、存在そのものや人格を否定するような暴言で叱責する。

【適切な指導の一例】

- 本人たちに「自由と責任」の意味を考えさせるとともに、生徒会や学級での問題として、学校全体で全員に考えさせる。
- 家庭へ状況を説明し、不要物の「一時預かり」や服装等の改善について協力を得る。
- 服装については、期限を決めて改善することを約束させ、学校のルールを守るよう全職員で同一歩調の指導を行う。

(3) 障がいのある児童生徒への体罰事例と防止のための適切な指導例

◇予定変更 pani ックを起こし、担任の指示に応じない児童への指導例

【体罰事例 1 2 特別支援学級（知的） 小学部 2 年生】

運動会の全体練習時、特別支援学級の徒競走において、自分の順番になっても走ろうとせず、担任による再三の言葉がけにパニックを起こした児童 A に対し、強引に腕をつかんで走らせようとした。

それでも全く走ろうとしない B 児を担任が後ろから強く押したところ、勢いあまって前のめりに転倒し、顔面を地面に叩きつけ、鼻骨骨折及び擦過傷を負った。

運動会の全体練習は、全体の都合で、急遽 3 校時から 2 校時に変更になっていた。

【児童 A について】

- ・こだわりの強い自閉症急な予定変更等にはパニックになることもある。
- ・言葉によるコミュニケーションが難しいが、絵カードや実物の提示により指示を理解し行動できる。

【適切な指導の一例】

- 無理に走らせようとはせず、児童 A の状況に素直に対応する。
※児童 A が走らない理由は急な予定変更にある。児童 A が理解できるような手立てが事前にとられべきであった。（絵カード、スケジュール表、等）
- 児童 A の様子やそれを招いた文脈を考えれば、「走ること」よりも、気持ちの調整を図る十分な時間が必要である。
- 後ろから押すことは大変危険であることを強く認識し、遅れてもいいから横に寄り添い、担任も一緒に走る。

◇注意や制止されると暴力をふるう生徒への指導例

【体罰事例 1 3 特別支援学校（知的） 中学部 2 年生】

生徒 A は、作業学習で、ぞうきんの縁をミシンで縫う活動に取り組んでいたが、自分で決めた 5 枚の雑巾を縫い終わり、作業部屋から廊下へ出ようとした。担当の B 教諭が出張で不在で、他の生徒を担当していた C 教諭が、生徒 A を呼び止め、「まだ終わってないよ」と生徒 A の目前に立ち、廊下に出るのを制止した。生徒 A は、C 教諭の胸にいきなり拳でパンチをした。C 教諭は、少しひるんだが、止めようと生徒 A の手をつかんだ。生徒 A は振り払おうと暴れ出したので、C 教諭は廊下に出て、生徒 A の足を払って倒し押さえた。その勢いで生徒 A は頭を廊下の床に打ち付け、大きなこぶができた。

【生徒 A について】

- ・発達障がいもある。
- ・好きな活動以外は学習活動に参加できる時間は少ない。
- ・集団での活動困難
- ・注意されたり制止されたりすると、素直に聞けず逃げたり暴力をふるう傾向がある。

【適切な指導の一例】

- 生徒 A の集中できる時間や内容を事前に十分検討し、作業計画を立てる。計画した内容については、本人と十分に話し合い、納得した上での活動とする。
- 担当教諭が不在の場合は、引継をしっかりと行う。
- いらいらしたときに落ち着くことができる、クールダウンの場所（部屋）を決めておく。その場所を使う時間やルールについても、本人と話し合い約束しておく。
- 対教師に対する暴力に関しては、毅然と対応するが、力と力の争いにならないように、複数での対応を心がける。また、暴力や物を投げることが他の生徒に向かわないように、普段から安全な作業配置を心がける。

◇集中力が足りないADHD傾向の児童への指導例

【体罰事例14 小学校2年生】

児童AはADHD傾向があり、自分の興味のない授業になると学習への集中力がなくなってしまうことが多い。

特に、国語の漢字練習の時、勝手に立ち歩いたり、大声を出したりすることが多かったので、口頭で注意し席に着かせてきた。しかし、その日は、指導を素直に聞き入れずに反抗し、無視したので、かっとなり、お尻を叩き、頬を引っ張って席に着かせた。

【児童Aについて】

- ・ADHD傾向
- ・自分を抑えきれなくなると、無意識に多動や衝動的な行動につながることもある。
- ・ちょっとしたことでの友だちとのトラブルが多い。

【適切な指導の一例】

- 発達障がいの可能性のある子どもの「特性」や「困り感」等を理解し、教職員や家庭との共通理解のもと、適切に指導する。
- 複数回注意しても聞かない場合は、落ち着くまで別の場所で過ごすことができるよう、本人や保護者と事前に約束しておく。
- 「ユニバーサルデザイン」の視点を取り入れた学級・授業づくりを積極的に推進し、みんながわかる・できる喜びを大事にする。

2. 運動部活動における事例

◇危険なプレーで退場になった生徒への指導例

【体罰事例15 中学校2年生】

A教諭は学習指導、生徒指導、そして、サッカーの部活動等、生徒の指導に対しては情熱的で且つ厳しく指導しており、生徒や保護者からも信頼があった。また、自分の指導力に自信も持っていた。

ある日の練習試合で、生徒Bが相手を転倒させる危険なプレーで退場となった。ベンチから見ていたA教諭は、生徒Bがわざと仕掛けたように思い、スポーツマンシップに反するプレーで許せなかった。ベンチに戻ってきたB男をいきなり怒鳴りつけ、手のひらで頬を叩いた。

- 【不適切な行為】 ▲ 「見苦しい、消えろ！」と言って退部を促す。
▲ サッカーボールを本人に思い切り投げつける。

【適切な指導の一例】

- 生徒Bの危険なプレーについてA教諭の見方・考え方を伝え、生徒B自身からも理由を聞く。
- 試合の流れを冷静に分析し合いながら、「何が悪いことなのか」「なぜ悪いのか」を言葉で丁寧に伝える。
- 感情的に危険なプレーを行なわないようにするための方法を考え、部活動日誌に書いてくるように指示する。

◇ふざけた雰囲気で笑いながら練習している生徒への指導例

【体罰事例16 中学校3年生】

中学校体育大会の地区大会の2週間前、緊急会議のため放課後の活動に出られなくなった男子バスケット部顧問のC教諭は、昼休みに部長を呼び、練習メニューを指示した。活動の監督は副顧問も出張で不在であったため、女子バスケット部の副顧問D教諭にお願いした。

予定より早めに会議が終了し、部活動に顔を出すと、指示した練習メニューにないフリースローの練習をしていた。ふざけた雰囲気笑いながらシュートしている姿に腹が立ち、部員全員を怒鳴った後に、部長を呼びつけ、理由も聞かずに「何やっていたんだ！」と平手で頬をたたいた。

- 【不適切な行為】 ▲ 部長にだけ、過度の責任をおしつける。
▲ 翌日からの部活動を拒否し、活動場所にもこない。

【適切な指導の一例】

- 思い込みとその場の現象だけで判断せず、女子バスケット部の副顧問D教諭にいなかったときの練習状況を聞く。
- 部長を呼び、メニューにないフリースローの練習をしていた理由について聞く。
- 指示された練習メニューをすべて終えての自主的判断によるフリースローの練習だとしても、ふざけた雰囲気笑いながらシュートしている姿に対しての教諭の思いを伝える。

◇プレーのミスが多くなったチームの雰囲気を引き締める指導事例

【体罰事例17 中学校3年生】

大会も近くなってきたのに、遅れてくる生徒もいたし、チーム全体にプレーのミスも多くなっていた。A教諭は、一人一人に気合いが感じられなかったため、「気持ちがあるんでいる！」と大声で怒鳴り、部員全員を並ばせ、頬を平手で叩く往復ビンタを行った。その時、鼻を強く叩かれた生徒Bが鼻血を出した。

- 【不適切な行為】 ▲ 椅子や机を蹴飛ばして、生徒に恐怖を与える。
▲ 一人でも遅れてくると、部員全員に罰を与える。

【適切な指導の一例】

- どのプレーがミスにつながっているのか具体的に指摘し、これからのプレーで気を付けることを冷静に指導する。
- 目標達成に向けて、リーダーを中心に話し合わせたり、スモールステップの練習計画を確認したりする等、生徒の自主性を高める。
- 「部員との信頼関係はできている」という勝手な思い込みによる恫喝の指導ではなく、丁寧な対話で教師の思いを伝える。

◇「精神力を鍛える」ために過度の負担を課した指導事例

【体罰事例18 高等学校3年生】

野球部顧問のA教諭は、大会も間近に迫ってきたので、休憩も惜しんで練習をさせ、熱心に指導していた。ある日、炎天下で練習し、ふらふらの生徒が出てきたことも感じていたが、大会に勝つための精神力を鍛えるためと、練習時間終了後に、休憩もさせず、水も飲ませないで、さらに、1時間のランニングをさせた。

- 【不適切な行為】 ▲ 脱落した生徒に対して、さらに罰ゲームを行う。

【適切な指導の一例】

- 一人一人の体調や健康管理に努め、科学的な理論のもと、「目的」に応じた必要なトレーニングの仕方を丁寧に指導する。
- 「勝利至上主義」ではなく、お互いに励まし合い、相手も大事にするような「スポーツマンシップ」の精神に則った指導する。
- 万が一、具合の悪い生徒が出た場合は、事前に確認しておいた緊急マニュアルに従い、迅速に対応する。

◇嘘をつき言い逃れを重ねる生徒への指導例

【体罰事例19 高等学校2年生】

A教諭は運動部活動の顧問であり、当該部活動に所属している生徒は「学校の模範であれ」を身上とし、部活動の練習はもちろんのこと、学校生活のすべてに厳しく指導をしていた。

校内でのミーティングで、夏休みの宿題の提出状況を確認した。未提出の科目のある生徒Bに理由を問いただしたところ、嘘をつき言い逃れを重ねたことに腹を立てたA教諭は大声で叱責の中、生徒Bを手で突き飛ばし、そのことで生徒Bは壁に頭をぶつけた。

- 【不適切な行為】**
- ▲ 「学校をやめてしまえ」等、罵声を浴びせる。
 - ▲ 感情的になり、宿題プリントを破り捨てる。

【適切な指導の一例】

- 嘘をついたことについては、人間として恥ずかしい行為であることを説き、厳しく指導するが、同時に、「嘘をついた理由」を聞く。
- 「学校の模範であれ」という教師の思いを伝えつつ、運動部活動と学習と両立していくための方法を一緒に考える。
- 単純に、生徒に問題があった場合には、どうして宿題に取り組むことができなかったのかを振り返らせるとともに、どうすればよかったのかを考えさせる指導を行う。

◇遅刻したあげく、準備運動もしないで活動に入る生徒への指導例

【体罰事例20 高等学校1年生】

顧問のC教諭から怪我に注意して活動するよう指導があり、念入りの準備運動のあと練習が始まった。その数分後、遅刻してきた生徒Dが、準備運動を終えて次の練習に入っている選手と同じメニューから活動を始めた。C教諭は、準備運動もしないで平然と活動に入っていることに腹が立ち、生徒Dを呼びつけ、自分が持っていたラケットで生徒Dの頭を叩いた。

翌日生徒Dが担任のE教諭にそのことを報告したことから、この体罰が発覚した。

- 【不適切な行為】**
- ▲ 遅刻を理由に、練習に全く関係ない辱めを与える。

【適切な指導の一例】

- 準備運動をしないで活動に入った時点で、「D子さん、部活動の規則を守って準備運動をしてから活動に入りなさい」という指示を出す。
- 準備運動をしている生徒Dの所に行き、「なぜ練習に遅刻してきたのか」その理由を聞き、生徒理解に努めるとともに、運動をするうえでの準備運動の大切さを繰り返し理解させる。
- 生徒に問題があった場合には、部活動終了後に、どうして遅刻してしまったのか、準備運動をせずに練習に加わったのかを振り返らせるとともに、どうすればよかったのかを考えさせる指導を行う。

参 考 資 料

1. 臨時全県公立校長会等議資料（p 5 1～p 6 2）

- (1) 教育長訓示
 - ◇体罰根絶運動の取組み
 - ◇県内体罰の状況（H 2 5年4月発表）
- (2) 基調講演
- (3) シンポジウム

2. 研修資料（p 6 3～p 7 7）

- ◇体罰によって起こる問題や影響
 - (1) 児童生徒への影響
 - 心理面 学習面 人間関係
 - (2) 保護者や地域への影響
 - (3) 教職員への影響
 - 行政上の責任（懲戒処分） 刑事上の責任 民事上の責任 社会的道義的責任
- ◇体罰発生時の適切な対応
 - (1) 関係者への適正な事情聴取と正確な事実把握及び「体罰事実の認定」
 - (2) 子どもの心身の状況の把握と配慮及び保護者への誠意ある対応
 - (3) 教育委員会への迅速且つ正確な報告
 - (4) 全校児童生徒や保護者に対する説明
 - (5) 体罰根絶に向けた実効力のある取組みの強化
- ◇体罰根絶のためのチェックシートの例
 - (1) 管理職用チェックシート
 - (2) 教職員用チェックシート
- ◇アンガーマネジメントについて
- ◇校内研修のための「演習事例」

3. 文部科学省通知（p 7 8～p 8 2）

- ◇平成25年3月13日付け24文科初第1269号
体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）

4. 体罰・いじめ相談窓口（電話）一覧（p 8 3）

- （県教育センター 教育事務所 市町村教育委員会）

1. 臨時全県公立校長等会議資料

(1) 教育長訓示

全県公立校長等会議 訓示「体罰のない学校に」

平成 25 年 6 月 11 日

山形県教育委員会教育長 菅野 滋

1 はじめに

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

ただ今、菅間教育次長から、本日の会議の趣旨説明がありました。私からは、体罰の根絶に向け、校長先生方・教職員の皆様方をお願いしたいことなどをお話しさせていただきたいと思っております。

現在、県内の各学校においては、第5次山形県教育振興計画の締めくくりに向けた大切な時期であり、各校長先生方が創意工夫して学校経営を進め、その中で、多くの先生方が、児童生徒とともに学び、ともに汗を流し、時にはともに悩みながら課題の解決に向けて努力するなど、児童生徒に寄り添って精力的に教育活動に取り組み、着実に成果をあげていただいております。

例えば、「全国学力・学習状況調査」、「児童生徒の問題行動等調査」の結果や、今春の「高卒就職希望者の就職率」が過去最高を記録したことなど、素晴らしい成果をあげております。学校教育は、児童生徒、保護者、地域の皆様の信頼がなければ、成り立たないものであります。これらの成果は、そのような信頼の上にある訳ですので、我々はこれまでの取組みに自信をもって良いと考えます。

しかしながら、ひとたび教職員の不祥事が起こりますと、それまでの努力でようやく築いた信頼を失ってしまうとともに、児童生徒の心に大きな傷を残し、学校としても大きな痛手を受けることとなります。これは改めて申し上げるまでもありません。

2 教職員一人一人が自分の問題として児童生徒と向き合う

さて、4月30日に公表した本県の体罰実態調査結果は、大変残念なものであり、それを受けて、昨日、体罰に係る処分を行いました。停職や減給処分をはじめ、指導措置を含めると、対象者は100人を超える多人数となりました。

まことに遺憾な事態であり、児童生徒、保護者をはじめ県民の皆様にお詫び申し上げます。

処分は非常に厳しい内容であります。体罰という悪しき流れにけじめをつけるためのものであります。この厳しい試練を乗り越えていくことこそが、県民の信頼に支えられた教育の確立に不可欠であると考えております。

今回の処分の中には、調査の後、今年度に入ってから発生した2件の体罰事案も含まれております。この2件については、いずれも調査では体罰の報告がなかった学校で起こったものです。教育界全体が体罰問題の渦中にある中において、当事者意識をまったく欠いた行為であったと言わざるを得ません。

皆さんは、このような状況をどのようにお感じになられるのでしょうか。体罰はどこの学校でも起こる可能性があり、教育に携わる者一人一人が、体罰は絶対ダメという確固たる信念をもって、子どもたちに向き合い、取り組んでいかなければならないことを再認識させられるものであります。

3 児童生徒の気持ちに寄り添う指導を目指して

実際の体罰の状況を聞いてみますと、児童生徒の言動に対して感情的になっている事案が多く見受けられました。感情のままに体罰被害を受けた児童生徒の身体的な苦痛や、精神的な苦痛を考えますと、いたたまれない気持ちになります。

このたびのアンケートでは体罰を見たという児童生徒の報告も多数あったことにも注目しなければなりません。これは、体罰が行われている場面を見て、不快感を持ったり、動揺したりして、自分にはそうしてほしくないという意思表示であるとも言えます。体罰の影響は、けっして被害児童生徒だけにとどまらず、周囲の児童生徒全体に及ぶものです。

中学校や高校の部活動時の体罰事案においては、顧問が勝ちたいために、さしたる非もない生徒達に暴力を振るっているのではないかと疑われるような例があり、被害を受けた生徒の一人が「自分は勝ちたいから厳しい練習には我慢してついていくけど、叩かれるのはいやだ」と言っていたと聞きました。この生徒は、まさに「厳しい指導」と「体罰」や「暴力」との違いをしっかりと理解しており、そんな生徒に対して教員が理不尽な暴力を振るっていたことを考えますと、本当に申し訳ない気持ちで一杯になりました。

4 児童生徒及び保護者と学校の望ましい信頼・協力関係の構築に向けて

また、先日開催した「体罰の根絶と児童生徒理解に基づく指導のガイドライン」作成検討委員会においては、暴言についても言葉の暴力であり、体罰と同様に根絶していかなければならないという指摘を受けました。そのような中、県立高校での暴言の事案がマスコミで報じられ、現在調査中ではありますが、大変残念なことであります。

体罰や暴言によって子どもの人権を侵害しますと、子どもや保護者からの教員に対する信頼が失われるばかりでなく、学校への信頼が失われてしまいます。そして、これまで培ってきた本県教育に対する信頼が一気に失われてしまいます。

今回の体罰調査が、児童生徒や保護者からのアンケートを含めたものだったため、学校現場に混乱が生じた部分があったことも否めません。しかしながら、体罰が根絶されなければ、児童生徒およびその保護者と学校、あるいは管理職と教職員の間で望ましい信頼・協力関係は生まれません。そのような関係を構築していくことが、学校における教育活動を大きく前進させていく原動力になって行くものと確信しております。

5 一丸となった体罰根絶運動の展開について

今、私たちは、体罰や暴言等の許されない指導を根絶するため、あらゆる方策を講じて行動し、信頼を確かなものにしていかなければなりません。県教育委員会としては、学校現場や市町村の皆さんとともに「体罰根絶運動」を展開していきたいと考えております。

(1) ガイドラインによる校内研修会

資料をご覧ください。

1点目として、現在、「体罰根絶と児童生徒理解に基づく指導のガイドライン」の作成作業を進めております。このガイドラインは、体罰を中心に暴言等の許されない指導についても取扱っています。7月中には各校にお届けし、そのガイドラインを使って夏休み中に校内研修会を実施していただきたいと考えております。

(2) 教育委員による学校訪問

2点目は、教育委員による教職員への意識高揚の働きかけであります。教育委員が学校を訪問し、体罰の根絶に向けて、あるいは、これからの教育について、現場の教員の皆さんと思いを一つにする取組みを進めます。

（３）教職員研修の充実

３点目は、教職員研修の充実であります。教育委員会としては、初任者研修、１０年経験者研修等において指導を徹底してまいります。校長先生方には先ほどのガイドラインを用いての校内研修の実施をお願いします。

（４）体罰根絶に向けた一校一改善

４点目は、各学校での指導を徹底していただきたいということです。そのために、学校体制のあり方として、体罰に関する相談体制が整っているか、校内に体罰を引き起こす土壌がないか、「場合によっては、体罰は止むを得ない」といった考えを容認する体質がないか点検していただきたい。また、教育活動全体を通して、一人の教員あるいは一部の教職員だけで指導するなどの抱え込み指導がなされていないか点検してください。もしあったならば、学校全体で組織的に連携がとれるよう学校体制の見直しをお願いします。

このような形で、点検によって把握した各学校の状況に応じ、「一校一改善」を進めていただきたいと考えています。「一校一改善」は、「体罰根絶運動」の重要な柱と位置付けております。取組みテーマとして、次のようなものが考えられます。

- ・ 忘れ物が多い児童生徒や集中できない児童生徒の背景には、発達障害が考えられるので、発達障害についての研修を深め、特別支援を要する児童生徒への対応を学ぶ。
- ・ 学校支援地域本部を活用するなどして、学校だけでなく、外部の視点を取り入れて、地域と一体となって体罰根絶を目指す。
- ・ “絶対に体罰はしない！宣言”に全職員が署名し、職員室に掲示することにより職員の意識化を図る。

各校のテーマは、職員研修会等の中で議論して決定していただきたいと思っています。

もう一点重要なことは、規律ある学校作りのために、教職員はもとより、児童生徒自らも参画できるよう手立てを講じていただき、いじめと体罰の両方を学校からなくしていきましょう。

（５）児童生徒と保護者への丁寧な説明

５点目は、児童生徒とその保護者そして先生方に「厳しい指導」や「懲戒」と「体罰」の違いをしっかりと説明してほしいということです。

いろいろな方々とお会いして、体罰についての話題になりますと、必ず「先生方が萎縮しないようにしてください」と言われます。本人が苦痛に感じるとそれは体罰だという誤った認識が児童生徒や保護者のあいだに広がらないか心配です。宿題をしてこなかった児童生徒に放課後に居残り学習をさせる、罰掃除をさせることは「懲戒」であり、「体罰」ではありません。先生方が萎縮せずに、「ダメなものはダメ」あるいは「やらなければならないものはしっかりやりなさい」と毅然とした態度で厳しく指導をするためには、この説明が不可欠だと考えます。現在、ガイドラインと一緒に、保護者向けのリーフレットを検討していますので、これも活用しながら、保護者の皆様にきちんと説明くださるようお願い致します。

（６）スポーツ指導者のレベルアップ

６点目として、スポーツ競技団体等との連携を強めてまいります。ガイドラインを活用していただくなど、指導者のレベルアップをお願いしていきます。

6 倫理観や規範意識を高め、教育への信頼を確固としたものにするために

以上6点についてが「体罰根絶運動」の概要でございます。

いろいろとお話し申しあげましたが、本県の教職員は、日ごろから努力を怠らず、日々、児童生徒のために真剣に力を尽くしており、その努力は、保護者や地域の皆様方から認めていただいていると確信しております。

しかしながら、どのような人間であっても過ちを犯す可能性はあります。未然に防止するために、一人一人の教職員の「倫理観」や「規範意識」をより一層高めることは、私どもの大きな責務と言えるかと思えます。

体罰を含めた不祥事が起こらないよう、そして、教職員への信頼、教育への信頼をより確固としたものにしていくことができるよう、県や市町村の教育委員会はもちろんのこと、すべての学校、そして、すべての教職員が一丸となって、「綱紀の粛正」、「体罰の根絶」に一緒に努めてまいりましょう。

7 おわりに ー新しい山形の教育を拓くためにー

本日は、これから仙台大学の菊地先生の講演、そして、日本PTA協議会の武田会長さんにもご参加いただいて、パネルディスカッションを予定しております。本日の成果を、各学校にお持ち帰りいただき、現場の教員の皆さんとの話し合いに活用くださるようお願いいたします。今回の事態は非常に深刻に受け止めなければならない事態です。しかし、この事態を新しい山形県の教育の展開のきっかけになると考え、新しい望まれる教育を目指し県教育界一丸となって、ぜひ前向きに、取組みを進めてまいりましょう。

◇体罰根絶運動の取組み

(1) 「体罰根絶を目指す指導のガイドライン」の策定

有識者・専門家、学校、保護者、スポーツ関係団体の代表者からなる検討委員会を設置し、7月中旬を目途に「体罰根絶を目指す指導のガイドライン」を策定する。このガイドラインは、教職員の研修、部活動やスポーツ競技団体の指導指針、保護者向けリーフレットなどに活用していく。

(2) 教育委員による意識高揚活動

教育委員が学校を訪問し、体罰根絶について教職員に直接訴え、意識の高揚を図る。

(3) 教職員研修の充実

- ・ 初任者研修、10年経験者研修等において指導を行う。
- ・ 事例に基づいた校内研修の実施や、体罰防止のためのチェックシートでの点検を行う。

(4) 各学校における指導徹底

- ・ 臨時校長会議（6月11日開催）において、体罰根絶に向けた指導の徹底を図る。
- ・ 各学校における体罰に関する相談体制の整備を促していく。
- ・ 市町村教育委員会は所管校の取組みが徹底するよう指導する。
- ・ 各学校の状況に応じた自発的な体罰根絶の取組みを行う「一校一改善」を進める。
- ・ 規律ある学校づくりのため、教職員はもとより、児童生徒自らも参画していく手だてを講じていく。

(5) 保護者と一体となった取組み

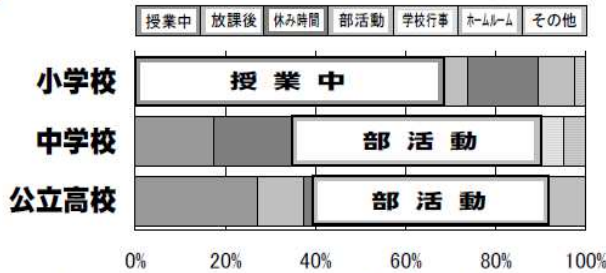
保護者に対しリーフレットを配布し、体罰はあってはならないものであること、一方で必要な指導は毅然として行っていくことについて理解を得ていく。

(6) スポーツ競技団体等との連携

- ・ 各団体における自主的な取組みを促していく。
- ・ 上記ガイドラインを指導者の研修等で活用してもらう。

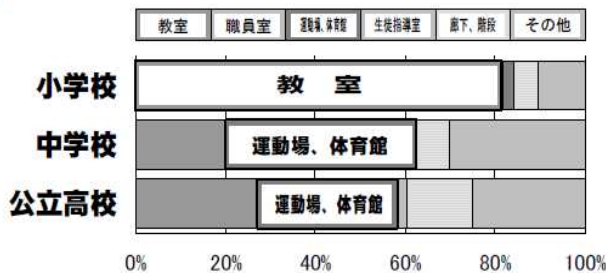
県内体罰の状況 （「山形県体罰実態調査結果」平成25年4月より）

体罰が行われた「場面」



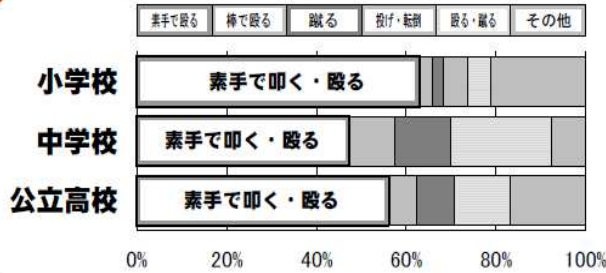
小学校では、「教室」での「授業」の場面で、「集中できない児童」への体罰が多くなっています。

体罰が行われた「場所」

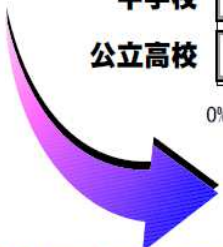


中学校や高校では、「体育館」等での「部活動」の場面で、「雰囲気を引き締める」ために行った体罰が多い傾向にあります。

体罰の具体的な「態様」



体罰の具体的な態様は、とっさに「平手やげんこつで叩く」行為がほとんどです。



体罰の背景や原因として考えられること

教師の指導観に問題が…？

- 責任感、気負い、あせり、感情
「自分がやらねば」「最初が肝心」
「示しがつかない」
- 指導の行き詰まり
「何度言っても繰り返す」
「どう指導したらよいのかわからない」
- 勝利至上・精神主義の部活動
「何が何でも勝ちたい」

子どもの態度がきっかけに…？

- 挑発的な態度、暴言
「きまりを守らず反抗する」
「うそをつく」「授業に参加しない」
- 他の児童生徒への迷惑
「授業中ふざける」
「集団行動を乱す」
- 部活動での態度
「練習をさぼる」「部員をいじめる」

(2) 基調講演

スポーツ指導における体罰の構造と人格形成への影響

仙台大学 菊地 直子 准教授

1. スポーツ指導における体罰の構造

①「日常的な体罰」の背後にある複雑な人間関係

～体罰を訴える行為に、「部のみんに迷惑をかけるな」と止める親の集団～

日本のスポーツの多くは、学校の部活動を基盤に成り立っている。全国大会も学校単位での出場になっているため、越境入学して強豪校に入学する例も多数みられる。そのような中には、特待生制度やスポーツ推薦、卒業後の進路に関する暗黙の了解など、スポーツの成果をあげることによる便宜の存在がある。

この便宜には、当然親も関わることになる。親は子どもに期待し、物心両面において子どもをサポートしようとする。子どもはそれに応えようとするし、あまりにその色合いが濃いと子どもが後に退けない状況に陥る要因となることもある。子ども自身もまた、これまでに多くを競技に捧げてきた場合、「競技以外で自分に何ができるのか」といった他の可能性の模索が困難になる人もいる。

一方、子どものサポート資源として友人関係は重要な位置を占めるが、ともに同じ目標やつらさを共有するチームメイトに限定されやすくなる傾向がある。子ども同士がお互いの境遇や思いを共有する一方で、相互の思いが複雑に絡み合っていることもある。一部の部員が「もう我慢できない、警察に駆け込もう」と数名で相談していたところ、それを聞きつけたチームメイトの親に「みんなに迷惑をかけるな」と止められた事例があった。子どもと親、チームメイトとその親、それぞれの思惑が複雑に絡み合い、体罰が秘匿される構造が垣間見える。こうした構造は、蛸壺式、閉鎖的、視野狭窄に陥っている状態と考えられるが、潜在化しているため、普段は表面化しにくい。

子どもはこうした状況におかれると「自分さえ我慢すれば、丸く収まる」と考えるようになる。

②信頼する教師から守ってもらえないこと

～体罰を知っても、何もしてくれなかった教師集団～

学校の中には、体罰に直接関係しない先生の存在がある。

子どもにとって学校とは、家庭の次に、場合によっては家庭よりも安心・信頼できる場であるはずだ。学校の先生は、自分をだましたり、悪いようにしたりするはずはないという基本的な信頼がある。事実、学校は子どもが家庭の次に自分を預け任せている所であり、教職員は、子どもが無意識に感じているこうした思いを常々自覚すべきだと考えている。

しかし、先生方の中には「(体罰を止めさせるために) 関係することはできない」という人もいる。(体罰の現場は) 学校の営みとは違った次元の問題であり、自分が関われるようなものではない。生徒の言葉を借りれば、「治外法権」であるという。したがって、自発的な介入ができにくい。

また、余計なことをしたくないという思いもある。余計なこととは、つまり「暴力はダメだ」という価値観が必ずしも正しいとは限らないという戸惑いによる。実際に、顧問は成果をあげ、保護者からの苦情もなく、進路にも影響力がある場合、(自分が関わることによって) 顧問と生徒の関係を悪くし、結果として生徒の利益を損なうかもしれないと考えるためだ。

先生方は自分のとるべき行動に葛藤を感じて苦しむことになる。練習があるということで、クラスの活動を免除したり、疲れ切って授業で寝ている生徒に対して注意したりしないなど、競技以外の場面で生徒をサポートしようとするようになる。これは、うまくいっている間

はいいが、実は彼らの持つ閉鎖的な構造を強化するものになりうる危険性がある。

体罰を受けた経験のある学生への調査によると、およそ5割超が「(体罰を)知っていたが何もしてくれなかった」と感じていることがわかっている。

生徒は、日ごろから教師同士の人間関係やそれぞれ固有の価値観などから、先生方を見極めていくといっても過言ではない。生徒は非常にセンシティブな感覚を持っている。先生方の態度から学校全体の意向をも推し量ろうとする。このような状況下においては、部活で先生から暴力を受けていることを知っているにもかかわらずそこに介入できないことは、生徒にとっては自分をだましたり、悪いようにしたりするはずのない先生から、必要な保護を得られない体験を重ねているということになる。

③スポーツ現場での体罰は虐待と似ている構造であること

～「自分は(監督にとって)駒でしかなかった」と言う生徒～

こうした蝸壺的な状況において、監督は、ますます支配的傾向を強めていくことになる。競技成績が伴っている間は維持される体制も、競技成績が低下すると問題視されることにもつながる。したがって成果は、監督にとっても非常に重要となっている。また、監督は、私生活を犠牲にして一生懸命競技指導に打ち込んでいる。監督は当然成果を求めるようになる。監督にとっては、生徒が自分の作戦や考えを実現するための存在であると認識してしまうかもしれない。「俺の言ったとおりにすればいいんだ」「余計なことはするな」などはよく耳にする言葉である。子どもを尊重していない点が問題である。「自分は(監督にとって)駒でしかなかった」と言った生徒もいる。監督の成果をあげるために生徒に暴力を振るうという側面と言える。プレーヤーでない監督が、勝利を渴望し、焦るという反転した構図が見られる。このような監督の多くは、「自分が勝たせてやった」と考える傾向がある。

④監督の愛情を信じ、体罰をも受け入れる生徒

何より悲しいのは、「監督に認められたい」、「殴られるのは自分が悪いからだ」、「自分のために殴ってくれている」など、半分以上の生徒は監督を慕っており、こうした心境の子供に暴力を振るっているということである。監督は、部内では親と同じ、絶対的な存在であり、監督の愛情がなければ意味のある存在として生きていくことができない。これは、虐待に非常に似ている。虐待の定義は、簡単に言えば「信頼している年長者から自分の気持ちを無視され、感情、身体面で勝手に扱われること」である。生徒にとって教師や大人は、信頼したい対象である。暴力を振るう監督はもちろん、子どもたちに関わる周りの大人も心ならずも共犯関係にあることもある。このように大人が、子どもに対して必要な保護を与える義務があるにもかかわらず、意図的にか、無意図的にか保護していないことが考えられる。

2. 中・高校と発達期に体罰を行うことによる人格形成への影響

①暴力で選手の限界を超えさせることは大変危険なこと

～瞬間的に成果が上がったとしても、その人の人生においては、百害あって一利なし～

多くの指導者から、「あいつらは限界を超えようとしなさい、いわゆる防衛が働く、特に女子がそうだ、だから超えさせてやらなければならない。」ということをよく耳にする。しかし暴力をもって、超えさせようとするのは心理的にも非常に危険なこと。スポーツ選手が自分の現在の限界を超えるためには心理的に安全な環境があってこそ挑戦できる。暴力は、瞬間的に成果が上がったとしても、その人の人生においては、百害あって一利なしといっても過言ではない。自分の限界を自分ではなく他者によって否応なく越えさせられる、これは子どもが自分を守ろうとする防衛機能を麻痺させて実行されることになる。

この経験は、自分を大切にできない、自我機能が健全に働かない状態を作り出す。自分にとって重要な大人から大切に扱われないため、自分が大切な存在であると認識できなくなる恐れもある。カウンセリングをしている印象として、競技能力が非常に高いにもかかわらず、自分を大した存在に思えず、自分に満足できないと考えている子どもがいる。これは、謙虚であるということとは違う。不全感から来るものである。そのため、その監督の下でなんとか成績を残せても、卒業後に実力を発揮できなくなるという事例は多い。自分のために殴ってくれる人がいないから実力が発揮できないと思う選手も少なくない。

②過剰な体罰により、心理的に重篤な影響を受けた事例

～自分で考えて練習しようとしても、何をしたらいいかわからない～

次に挙げる事例は、過剰な体罰により心理的に重篤な影響を受けた事例。

大人になってからも、自分の限界を限界と感じられない人、すでに限界を超えているにもかかわらず仕事を引き受け、自分を窮地に陥れたりする人がいる。「誰も言ってくれないから自分が限界を超えているかどうかわからなかった。」誰かが評価してくれないと、自分の状況を認識できない。なぜかと本人に尋ねると「自分ではわからない。そんなに自分がやっているとは思えない。できているうちはやれるはず。」という。自分の限界がわからないので、悲鳴を上げている自分をも無視してしまう。

また、数年前にメンタルトレーニングに訪れた学生がいた。全国大会で優勝するような高校の出身者であった。高校時代に、自分の意向を全く無視してやらされてきたので、競技が好きなのかもわからなくなった。でも、大学に来て自由な雰囲気の中で競技をやり直したいと思った。いざやろうとした時に、何をしたらいいかわからない。「やろうとしても、三日坊主になってしまう。自分はダメな人間だ。」と言いき、「やれと言われたことは何でもやりたい、どうすればいいですか。」と尋ねられた。自分で何をすればいいかわからず、人の指示で動くことしか知らないで、カウンセラーにそれを求めたという事例である。

③体罰により心身に失調をきたした事例

～ボールをもつと手が震える、ラケットを振ると肩がぬける～

身体に失調をきたすという事例もある。失調というのは、ケガやところどころからのバランスが崩れてしまうということ。たとえば、ボールをもつと手が震える、ラケットを振ると肩がぬける、腰痛を患うなど、その競技に取り組もうとすると体が拒否するかのよう^ににネガティブに反応してしまう。

また、「朝起きた時、どちらが夢かわからなくなる。」と訴える高校生の事例。

朝起きると、これから夢が始まるのか、つらい現実が夢なのかかわからない。涙が出てきたりする。虐待を受けた人が解離性障害（多重人格等）になる例が報告されているが、余りにも辛すぎる現実、逃げ出したいくても逃げ出せない状況、それを受け入れられず解離が起こる。この人は体罰を受けている間、痛みを全く感じなかったと言っている。寝るときに、今日一日が終わるのかどうかかわからない。人から、「君はオブラートに包まれたような人だね。」と言われる。現実世界に適応できない。

④常習化した体罰は、子どもの心理機能を破綻させ、防衛機能を麻痺させる

体罰の常習化は、子どもの心理機能を破綻させたり、防衛機能を麻痺させたりと重篤な問題が生じる可能性がある。発達期の子どもが、叩く、蹴るなど、人間として尊重されない扱いを受けると、10～20年後に影響が出る可能性もある。しかし、こうした人たちの中には、体罰の容認派となる人もいる。「辛かった、でも、必要だった。」と。なぜなら、「だって、勝てたから。」

子どもたちは、辛そうな顔を見せない、特にスポーツをやっている人は顕著。弱みを見せられなくなっている。学校でも容易には見せないし、暗くなく、むしろ明るく振る舞っている。

これは一般にも言えることだが、本当につらいことを話す時、笑って話すことがある。これは、相手に心理的な負担をさせまいとする精一杯の配慮でもあり、自分自身の心の平穏を保とうとする防衛でもあるということ。自殺のサインを見逃したなどということは、こういったことも関係しているのかもしれない。周りの大人はそのような目で、子どもたちを見守るべきである。

繰り返しになりますが、体罰は虐待です。特に学校現場ではそうです。それゆえ、絶対にしてはならないし、与してはいけません。

(3) シンポジウム

テーマ～「体罰の根絶と児童生徒理解に基づく指導について」～

シンポジスト 菊地 直子 氏 (仙台大学准教授)
武田 岳彦 氏 (日本 PTA 全国協議会会長)
大貫 英一 氏 (米沢興譲館高等校長)
阿部 善和 氏 (県教育庁総務課教職員室長)
コーディネーター中井 義時 氏 (県教育庁義務教育課長)

① 協議 1

協議題 1

児童生徒への指導の際に、「叩くつもりはなかったが、つい感情的になってしまい 叩いてしまった」という体罰をなくすためにはどうしたらいいか。

事例 1) 何回も何回も丁寧に指導してきたにもかかわらず、相変わらず提出物を出さない。今までの指導は何だったのかと思うと腹が立って「叩いてしまった。」

事例 2) 立場の弱い子をいじめる。何回も指導してきたのにまたいじめた。つい、かっとなって「叩いてしまった。」

事例 3) 児童生徒への期待が大きかっただけに、約束を破ったときは、感情的になってしまい、「叩いてしまった。」

(大貫英一氏)

教員には未熟な側面もあるので、「自分を見失わない心の強さ、柔軟さ」が必要である。

しかし、体罰の問題は、その解決を一人の教員に任せることなく学校全体の組織力で体罰の根絶をめざしていかなければならない。

今回の調査に対して謙虚に捉える必要あると考えている。学校現場はさまざまな感情の行きかう場所である。それに教員も加わって多様な展開をしており千変万化している。複雑多岐にわたる突発的なものに対する感情的なものもある。

教員側に目を向けると、「つい感情的になる」「かっとなる」「あせり」「不信感」「自らを見失う状況」などがある。これらは、誰にでも起こり得るものと思われる。だからといって、体罰がいいはずはない。決して行わないという強い意志を持つことが大切である。

教員には未熟な側面もあるので、「自分を見失わない心の強さ、柔軟さ」が必要であると考えている。しかし、この体罰の問題は、その解決を一人の教員に任せることなく学校全体の組織力で体罰の根絶をめざしていかなければならない。

1 職場環境の改善が必要である。

① 困難な場面で、一人の教員が抱え込まないこと。

- ・ 組織的対応
- ・ 客観化させながら、風通しをよくする。

② 気軽に相談できる体制、職場環境の改善

③ 研修会の実施

- ・ ストレスマネジメント

繰り返し継続。チームとして展開することが必要。

2 教育に携わる専門職としての誇りの確認

- ・ いのちへの畏敬の念というものが我々の仕事の根幹。

(武田岳彦氏)

感情的に「叩く」ということは、一般社会の仕事の中では考えられないことである。

フコの先生として、もっと、自分の感情をコントロールする力を鍛えていくことが大切である。

なぜ「たたく」という行為をするのか理解できないし、残念である。一般社会の企業の中では、社員がお客さんを「たたく」ということはないし、思いつかない。接客している際に、あまりにもマナーが悪いお客に対して感情的になり、思わず「叩いてしまった」という行為は通らない。また、営業の仕事で、電話で契約する約束をとっていたのに、実際に会ったときに断られたとしても、そのことが理由で腹が立って叩くということはない。なぜ、学校現場だとこのようなことが起こるのか。相手が子どもだからか。まず、率直に疑問を感じている。

事例が挙がって理由がそれぞれ違っているが、それに至る理由は私的には考慮すべきことではなく、全て同列の問題としてとらえるべきではないかと考える。個別にいろんな事例を考えて、その是非を問う必要性がどこにあるのか疑問である。誰しも人間なので、感情的になることは理解できる。しかし、一般的社会では感情をコントロールすることが大人に求められている。私達は常にメンタルトレーニングをしながらその自己コントロールする力を鍛えている。だからこそ、日々の仕事の中で、感情的に行動するようなことは極力出でないようにする。もし、そのような行為があれば、会社全体の責任として発展していく大きな問題となる。

先生は、抵抗のできない弱い子どもを相手にしているのだから、自分の感情をコントロールする力を鍛えていくことが大切である。それがプロを目指していく教師であると思う。

(菊地直子氏)

自分本位で怒るのは間違い。「なぜ？」と自問しながら子どもを理解する態度が大切である。

怒っても良いときがある。それは、真に子どものことを考えて「怒る」ときである。その時には、体罰という行為は発動されないはずである。

この事例を見ると、先生方が「今までの指導は何だったのか」と、思い通りにならない事に怒っているのが、教師自身に問題があるのは明らかである。「自分が何かをしてあげたのに、自分の意に沿わなかった。」という自分本位の考え方になっており、そこに、相手の立場になった考え方は見えない。

子どもの問題だけではなくて、先生方の見方・考え方を変えてみるのが大切である。

「なぜ、自分は怒っているのか」「なぜ、提出物を繰り返し出さないのか？」と自問してみる。「なぜ？」ということを一生涯懸命考えてみると、いろんな可能性が見えてくるものである。もしかしたら発達障がいがあるのではないか。家庭での養育環境など、これまでの育ちの中に課題があるのではないか。このように考えていくと、教師が感情的になることはまずないのではないかと思う。問題を抱えている子を見ているときに、「このようにしてかかわってきたんだなあ」と見取ることがある。その行動の意味、その背後にあるものが手掛かりになる。必然的にそのような行動をしていたことが理解できる。まず、本当の意味で、お子さんに興味を持つことが大切ではないかと考える。「なぜ、そのようなことをするのか不思議だ」「何で何回言っても聞かないのか？」自問してみることで子ども理解につながると考える。

でも、怒ってもいい時がある。それは、こちらの指導が入らないからと言うことではなく、それは、真にその子をよく理解し、その子成長を願って、その子のために怒ることである。そのときの「怒るとき」には体罰は発動しないはずである。

② 協 議 2

協議題2

叱咤激励、励ますつもりでの「軽く叩く」等という行為は、子どもが「体罰を受けた」と思ったら体罰になってしまうのか。このような行為もしてはいけないことなのか。

事例1) 教師は、「励ましの意味で、肩や背中をたたくことは体罰とは思っていなかった」という認識であったが、児童生徒のアンケートでは、「叩かれた」と記入された。教員のショックは大きく、「身体を一切触ってはいけないのか」と児童生徒との関わり方や指導に対して困惑する状況も見られる。

事例2) 「駄目だぞ」＝「次はしないよな」と頭を軽く叩いたことが「体罰」と捉えられた。「叩いたというよりは、頭に手を置いただけなのにどうして？」と戸惑いを感じている。

多くの児童生徒は、このような行為を、体罰ではなく指導の流れだと思って理解し受け入れてもいるが、「叩かれた」「体罰を受けた」と感じている児童生徒がいることも事実である。

(武田岳彦氏)

リスクにつながるグレイゾーンはつくるべきではない。

「どこまでが許され、どこからが体罰か」などということにエネルギーを注ぐのは得策でない。

プロの教師なら、言葉で心を伝える術を身につけて欲しい。

今、提示された話題は、「体罰か、体罰でないかというグレイゾーンにかかわる教師の対応」ではないかと捉えた。

まず、先生方は数多くのグレイゾーンに日々対応されているわけで、その御苦勞に敬意を表す。そのことを踏まえつつ、「これは体罰か？体罰じゃないのか？」というグレイゾーンについて、いつも判断を迫られるし、エネルギーを注がなければならないのは得策ではないということである。むしろ、「グレイゾーンをつくらない」ことを第一に考えるべきである。

私は、若い時、海上自衛隊に勤務していたが、最初に叩き込まれるのは「ロープをまたがない」ということである。船上には多くのロープがあり、そのロープは船員の命を守っているし、一歩間違えば大きな危険につながる。ロープをまたいでいけば簡単にとれる物も遠回りして取りにいった。つまり、危険かどうかを判断するのではなく、危険に踏み込まないということが大切なことである。先生方には、叱咤激励のつもりでも、叩くなど体罰と受け取られると手段を使わずに、言葉によって心を伝える方法を考え、そのような指導方法を身につけるべきである。

(大貫英一氏)

児童生徒に真摯に正面から向き合い、双方向のやりとりの中で、「自分は大切にされている」と感じるように、言葉を通して「心」を伝えていくことが重要である。

同じ行為をしても10人のうち1～2人の生徒に、「体罰」と捉えられるようなことはあり、そこに教師との決定的なずれが生じてしまう場合がある。それは、大変、残念な思いである。3月に文科省から出された通知における体罰の判断基準は、我々の絶対的なスケール（ものさし）になると考えている。

別の観点から申し上げると、「体罰」という言葉は、明治12年の「教育令」に既に登場している。その後、明治33年（1900）に公布された改正小学校令第47条で、「小校長及教員ハ教育上必要ト認メタルトキハ児童ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得、但シ体罰ヲ加フルコトヲ得ズ」と、初めて教師による法制上の懲戒権が示された。この規定は、昭和16年の国民学校令でも踏襲され、昭和22年の学校教育法第11条「校長及び教員は、教育上必要あると認めるときは、監督庁の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない」と明記され現在に至っている。

そういったことから考えても、「心」を伝える、交感するためには、「言葉」の重要性をあらためて認識する必要がある。教育の場においては、「体罰」は相容れないものである。師弟関係は信頼関係が基本であるということ踏まえて、私たちは、日常的な活動の中で、児童生徒に真摯に正面から向き合い、双方向のやりとりの中で、「自分は大切にされている」と感じるように、「心」を伝えていくことが重要である。

(菊地直子氏)

「何が体罰か」ということよりも、「相手を知っている」という過信から脱して、「相手をさらに理解しようとする」こと、そして常に自問自答することが大切である。

先生方の悩みの深さはよくわかる。「何が体罰なのか」を考えるのではなくて「どうして行き違っているのか、行き違ってしまったのか」を考える必要がある。

そもそも「身体にふれる」という行為は、通常は慎むべきことである。「身体にふれる」時には、「さわるよ」と前置きをしたり、許可を得たりする。そうすると、こちらが身体にふれることを相手が許可する場合は、身体の力が抜けて、心の力も抜ける。こちらの配慮を感じることで、相手との信頼関係が築けるということである。しかし、どんなに信頼関係があっても、後ろからいきなり身体にふれられれば、嫌な感情を抱く場合もある。

私たちは、「こちら側の思いと、相手の思いは、必ずしも一致しない」ということを、まず認識すべきである。そして、場の空気や相手の発している雰囲気というものを察して、行動しなければならない。「何が体罰か」ということよりも、「相手を知っている」という過信から脱して、「相手をさらに理解しようとする」こと、そして常に自問自答することが大切である。

2. 研修資料

◇体罰によって起こる問題や影響

(1) 児童生徒への影響

体罰は、体罰を受けた児童生徒に対して、肉体的・精神的な苦痛を与えるだけでなく、その場にいた他の児童生徒をはじめ、保護者や地域にも大きな影響を与え、学校や教職員の信用失墜にもつながります。

① 心理面

心の成長を阻害する。

- ・ 不安感や恐怖心などの強いストレス、苦痛を感じる。
- ・ 屈辱感や自虐感を持つ。
- ・ 自尊感情を減退させる。

② 学習面

学習に大きな影響を及ぼす。

- ・ 学習への意欲や集中力の低下を引き起こす。
- ・ 知的好奇心や興味、関心を失う。
- ・ 課題への取組みや作業が遅くなる。

③ 人間関係

人間関係に歪を生じさせるなどの影響を及ぼす。

- ・ 暴力で解決する風潮を生じさせる。
- ・ 自分より強い者に追随し、弱い者を従わせようとする。
- ・ 善悪の判断力が鈍り、嫌がらせやいじめをする。
- ・ 教職員全体に対する見方や接し方に変化をもたらす。
- ・ 過敏に反応し、教職員の顔色をうかがった行動をとる。
- ・ 教職員への不信感を強め、批判的、反抗的になる。

(2) 保護者や地域への影響

- ・ 体罰を行った教職員だけでなく、学校全体に対する児童生徒や保護者からの信頼を失い、不信感を増幅させる。
- ・ 学校の様々な取組みへの信頼が大きく崩れ、学校の教育活動に支障が出る。
- ・ 地域において、学校教育方針や指導体制についての不満や不信感を生じさせる。
- ・ 学校のよさや今までの教育実践が理解されにくくなる。

(3) 教職員への影響

体罰を行った教職員は、行政上、刑事上、民事上の責任を問われるほか、社会的・道義的責任も負うことになる。

① 行政上の責任（懲戒処分等）

体罰を行った教職員は、職務義務違反（地方公務員法第 29 条）として、免職、停職、減給、戒告の懲戒処分の対象となる。

なお、懲戒処分に該当しない場合でも、指導措置（文書訓告、口頭訓告、嚴重注意）の対象となる。

◆懲戒処分を受けると…

1) 児童生徒や保護者への影響

免職となった場合→教職員としての身分を失い、教壇に二度と立つことができません。

停職となった場合→その期間、授業はもちろん、職務に従事することができません。

2) 経済的影響

免職の場合は退職金が支給されません。停職の場合はその期間給料が支給されず、減給の場合はその期間給料が減額されることになります。懲戒処分を受けると、退職するまでに受け取る給与だけでなく、退職手当の額にまで大きく影響を与えます。

3) 履歴に与える影響

懲戒処分は履歴に記載されます。停職処分を受けた場合は生涯、履歴から消えないことになります。

地方公務員法

(懲戒)

第29条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

② 刑事上の責任

体罰を行った教職員は、傷害罪、暴行罪、監禁罪等の刑事上の責任を問われることがある。

なお、禁錮以上の刑（禁錮、懲役、死刑）に処せられた場合、地方公務員法第28条第4項の規定に基づき当然に職を失う。

刑法

(傷害)

第204条 人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(暴行)

第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(逮捕及び監禁)

第220条 不法に人を逮捕し、又は監禁した者は、3月以上7年以下の懲役に処する。

③ 民事上の責任

体罰を行った教職員は、国家賠償法又は民法による損害賠償責任を問われ、傷害に対する治療費や慰謝料などの損害賠償責任を負うことがある。被害者の物質的損害のみならず、精神的損害についても補償しなければならない。

国家賠償法

第1条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

- ② 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。

民法

(不法行為による損害賠償)

第709条 故意又は過失によつて他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

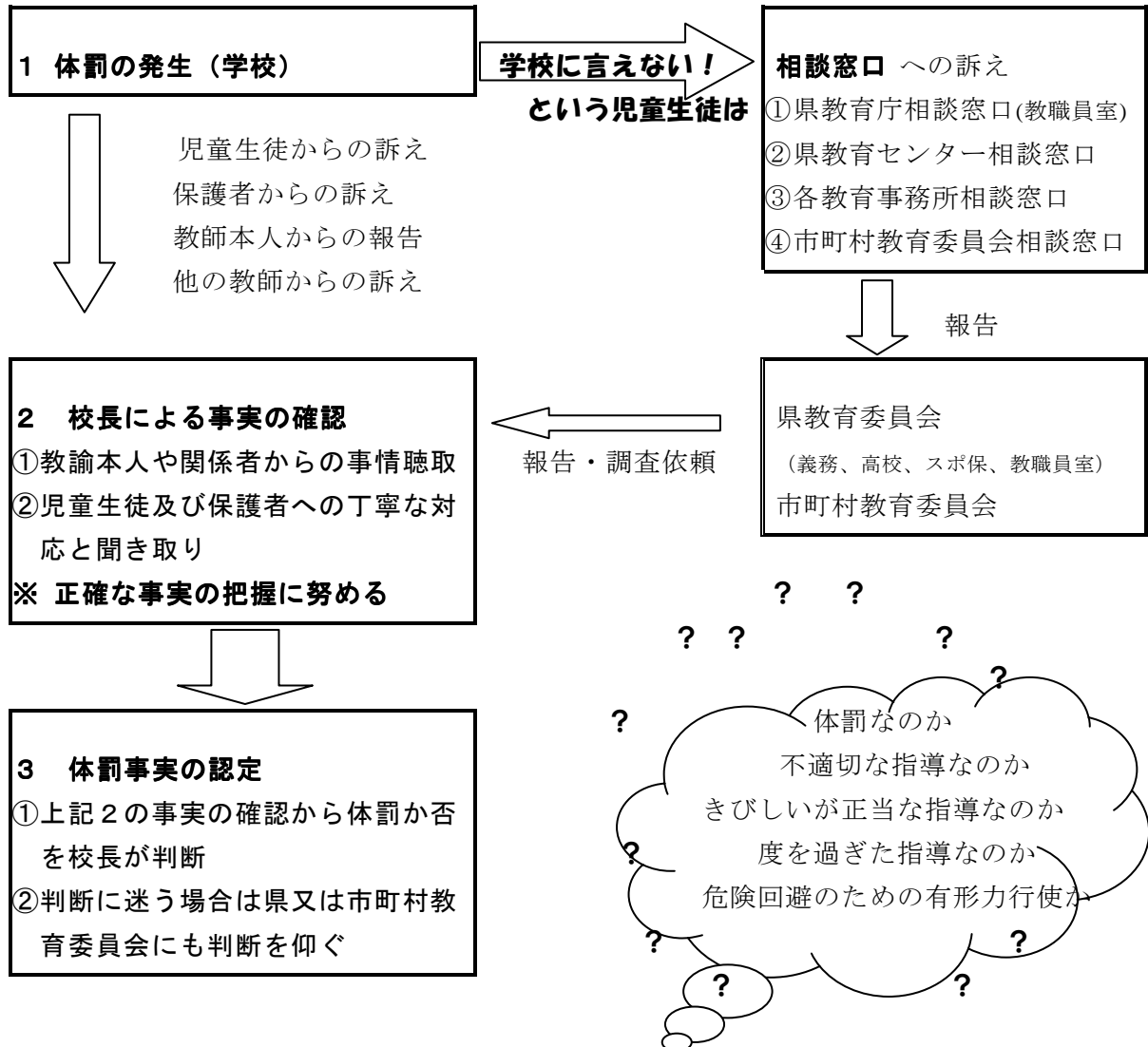
④ 社会的・道義的責任

教員が禁錮以上の刑に処せられ失職したときや、懲戒免職の処分を受けたときには、教育職員免許法第10条第1項の規定に基づき、免許状はその効力を失うこととなり、教員としての資格を失うなど、社会的・道義的責任を負うことになる。

日ごろ、児童生徒に対し、社会ルールや校則の遵守などを指導している立場上、基本的な社会規範に反する行為は、子どもたちや保護者の信頼を裏切ることになる。

◇体罰発生時の適切な対応

(1) 適正な情報聴取と正確な事実把握及び「体罰事実の認定」



(2) 子どもの心身の状況の把握と配慮及び保護者への誠意ある対応

① 児童生徒の心身の状況を把握する際、下記の影響に留意する。

児童生徒への影響

- ・ 身体的な傷を与える。
- ・ 深い心の傷を残す。（恐怖心）
- ・ 萎縮したりストレスを感じたりする。（それを見ていた周囲の児童生徒も感じることも）
- ・ 教師への不信感や不安感を与える。（心を閉じてしまう）
- ・ 学習意欲を低下させる。（無気力）
- ・ 暴力を肯定する意識を生じさせる。（やり返してやる） 等

②保護者への誠意ある対応に欠けた場合、下記の影響が考えられる。

保護者や地域への影響

- ・長年地道に築きあげてきた学校への信頼を一瞬で失う。
- ・どんな対応策をとっても理解されず、保護者との溝が深いまま修復できなくなる。
- ・学校への不信感を招き、教育活動への理解と協力を得ることが困難になる。
- ・些細なことでも学校が批判され、学校が萎縮し十分な教育活動ができなくなる。
- ・PTA活動への協力が得にくくなる。等

③保護者への対応の際に留意すべきこと。

留意すべきこと

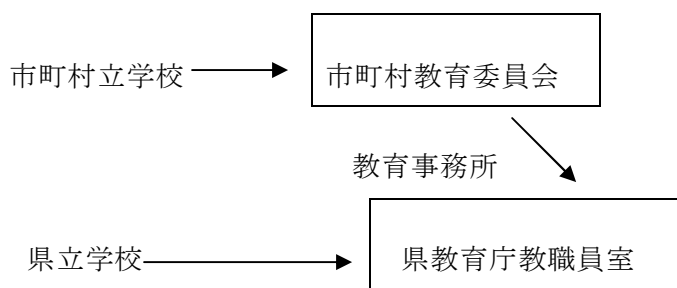
- 被害児童生徒と教諭本人の言い分がちがうまま、教諭本人の言い分だけを保護者に説明すること。
(言い分が違っていることを管理職が把握できていない状況で、謝罪の際に保護者から違いを指摘される等はある))
- 終始、学校に都合の良いいい訳だけに終始すること。
- 保護者からの「うちの子どもも悪いんだ」という言葉に、謝罪を全面的に受け入れてくれたと勘違いしてその後の対応をやめてしまうこと。
(教諭本人が、保護者が自分の指導を受け入れてくれているから指導は間違っていないと謝罪の気持ちを忘れ、体罰を肯定する等はある)) 等

(3) 教育委員会への迅速かつ正確な報告

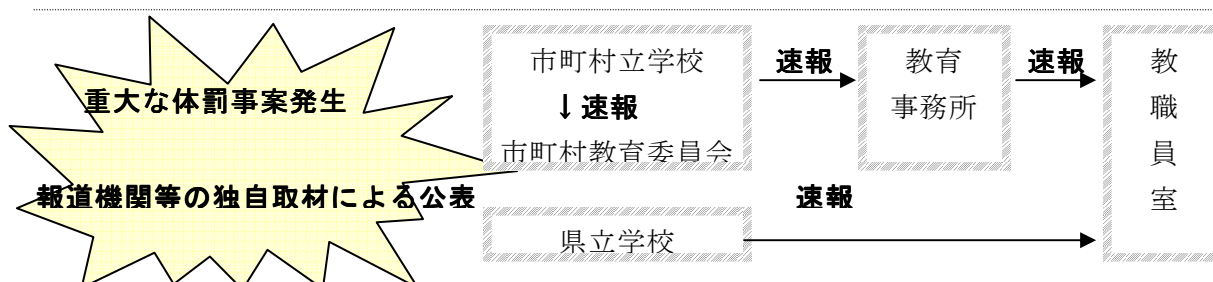
①教育委員会への報告

4 校長からの報告

- ①まずは、口頭で第1報
 - ・その時点で確認できている状況を速やかに報告
- ②報告書を作成し、速やかに提出
 - ・過不足ない正確な報告書

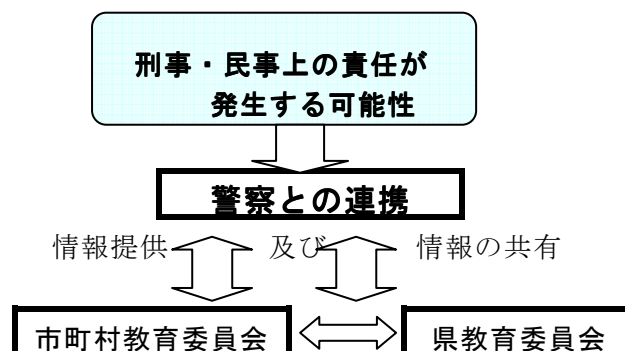


※ 部活動外部コーチ等の場合はスポーツ保健課へ



5 県教育委員会の対応

- ①報告書を受理
- ②報告書等をもとに詳細を調査
- ③懲戒処分決定
免職、停職、減給、戒告
※指導措置（文書訓告、嚴重注意）
- ④県議会・報道機関対応



(4) 全校児童生徒や保護者に向けての説明

①全校児童生徒に向けての説明

- ・全校集会がいいのか、学年集会がいいのかの判断
- ・集会を開く時期の判断（早すぎず〔情報不足〕遅すぎず〔後手後手〕）
- ・謝罪の気持ちが第一、わかりやすい説明、前向きになる締め方 等
- ・プライバシー、被害者児童生徒のダメージ等に最大限の配慮

②保護者に向けての説明

- ・開催時期（報道される又はされた場合は速やかに、そうでないなら適切な時期に）
- ・ねらいは、丁寧な説明をし、不安や疑問や不信を解き、学校の対応に理解と協力をもたらす。保護者の意見や要望を十分聞き、改善に生かす。
- ・しっかりとした準備をする。情報収集は十分か？役割分担等？わかりやすい説明になっているか？（概要、今後の学校の方針、協力依頼する点 等）
- ・プライバシー、被害者児童生徒や保護者のダメージ等への配慮
- ・謝罪の気持ちが第一、謙虚な姿勢で臨む。いい訳が先行するようなことは避ける。

(5) 体罰根絶に向けた実効力のある取組みの強化

①学校体制や職員の心構えの点検

- ・体罰等が発生した場合、相談したり報告したりすることができる「相談しやすい学校」になっているか？（児童生徒が校内の先生に、職員同士で、管理職へ報告 等）
- ・見て見ぬふりの職員関係になっていないか？（普段から人間関係がぎくしゃく）
- ・普段から少しぐらいの体罰はいいという風潮、厳しい指導のためには体罰はやむなしという風潮はないか？ 等

②普段から実践できる体罰根絶の取組み

- ・体罰根絶チェックシートの活用（学校全体で一斉に実施し、職員分を集計し、学校全体の傾向をフィードバックすることで、職員の意識化を図る）

◇体罰根絶のためのチェックシートの例

☆管理職のための「体罰根絶」チェックシート

管理職として、危機管理の視点から、定期的に服務研修を実施し所属職員の体罰等に関する認識を高めたり、体罰や不適切な行為、行き過ぎた指導を生起させない学校環境になっているか、常に意識したりすることが大切になります。

◆次の各項目について、意識していますか？実行できていますか？ レ しましょう。

◆チェックシートを基に、管理職同士で、自らの考え方や思いを話し合ってみましょう。

1 年度の初めに、職員会議等で、服務についての指導を行いましたか？
また、その内容について、定期的に確認がなされていますか？

2 教職員のための「体罰根絶」チェックシートを定期的に教職員に渡し、
体罰根絶への意識の向上に努めていますか？

3 日頃から校内巡視をすると共に、各クラスに自然に入室し、授業を観
察していますか？

4 授業を観察した後、気になることを話題にし、教職員の立場に立ちな
がら必要に応じて指導ができていますか？

5 管理職同士の仲が良く、何でも話せる雰囲気の中で、教職員一人一人
が生き生きとしていますか？

6 日常の「報告・連絡・相談」がスムーズになされていますか？

7 教職員全員が、学校教育目標を意識し、児童生徒の側に立って指導に
あたっていると胸を張って言えますか？

8 一人で悩んでいたり、孤立して指導にあたっている教職員はいません
か？

9 校内の掲示板や学級内の掲示板に目を通すと共に、敷地内の草花や樹
木の変化を感じて、それを話題にできていますか？

10 教職員や保護者、地域の声なき声に耳を傾け、常に改善の視点をも
って学校運営に努めようと、覚悟を決めていますか？

☆教職員のための「体罰根絶」チェックシート

体罰を根絶するためには、折に触れて自分自身の指導について、評価したり、学校全体で組織的に研修したりすることが大切です。

チェックシートを活用して、児童生徒理解に基づく指導を考えてみましょう！

◆次の各項目について、意識していますか？実行できていますか？ しましょう。

◆チェックシートを基に、教職員同士で、自らの考え方や思いを話し合ってみましょう。

1 体罰は、絶対してはならないことをしっかり自覚している。「子ども
のために場合によってはやむを得ない」という考えは一切ない。

2 軽い気持ちで叩く行為も、児童生徒の側からは、「体罰」と受け止める
場合もあることを認識している。

3 どの児童生徒にも、叱る時間と場所のタイミングをよく考えている。

4 頭ごなしに決め付けず、児童生徒の言い分や意見を聞くようにしてい
る。

5 指導中にもかかわらず、注意を聞く態度の悪い児童生徒に対しても、
「冷静に」「感情的な指導にならないように」努めている。

6 児童生徒の「心の内面」を共感的に受け止めるようにしている。

7 日頃から、児童生徒の理解に努め、信頼関係を築いている。

8 同僚の体罰や暴力を傍観したり、見過ごしたりしない。

9 児童生徒に対するちょっとした脅しや配慮のない「言葉遣い」をしな
いように気を付けている。

10 日々の忙しさや家庭のことなどで、いらいらしている気持ちをコント
ロールできている。

◇アンガーマネジメントについて

人間は様々な感情をもっており、それらの感情をなくすことはできません。「怒り」が感情である以上、「怒り」を人間からなくすことは無理な話です。

つまり、大切なのは、怒らないことではなく、怒りを感じていたとしても、その怒りの感情をコントロールし、遭遇した出来事に適切に対応する力を身に付けることです。

児童生徒の成長を願いながら指導にあたっていたとしても、表現方法を誤れば、子どもたちの成長にはつながりません。そこで、自分の「怒り」の感情をコントロールし、伝えたい気持ちをきちんと理解してもらえる表現方法を身に付ける必要があります。そして、その手法の一つとしてアンガーマネジメントがあります。

「怒りが生まれるまでの3段階」

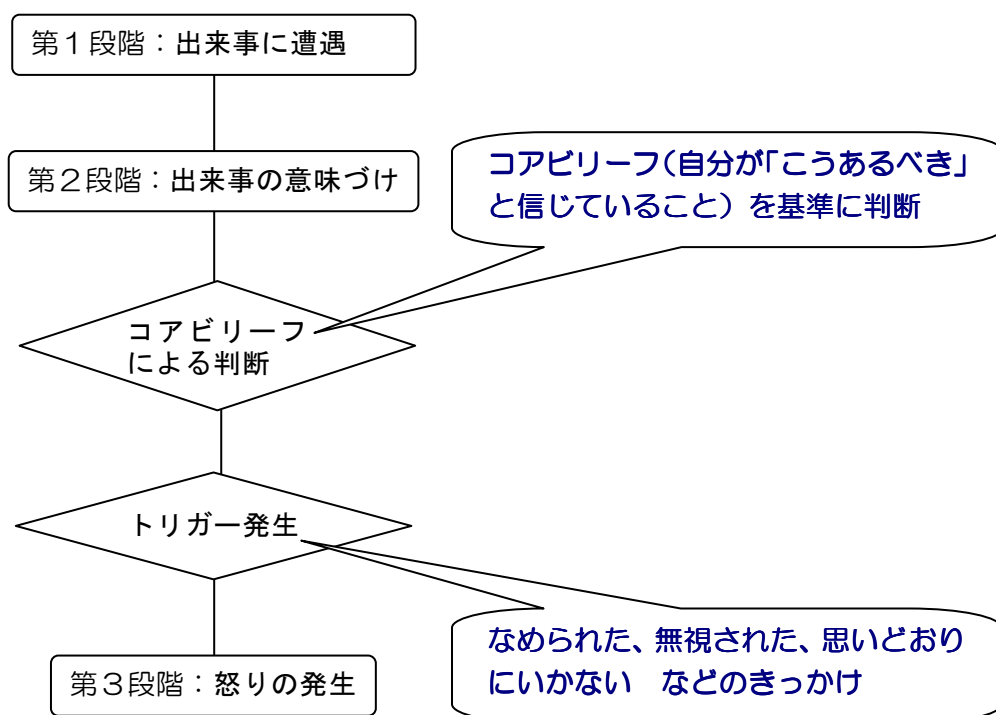
※ 怒りは「コアビリーフ」と「トリガー」の2つがセットになって生まれます。

◆ コアビリーフ

私たちが普段信じているもの、判断の基準にしているもの。(例えば、「仕事では10分前行動をすべきだ。」など)

◆ トリガー (引き金)

怒りのきっかけになること。(例えば、「バカにされた。」「だまされた。」「恥をかかされた。」など)



① アンガーマネジメントの定義

次の三つの意味があります。

- ・ 第一に「怒りを誘発する刺激に対するマネジメント」
- ・ 第二に「怒りを誘発する刺激を認知（解釈）し、評価することに対するマネジメント」
相手の感情を推測したり、自分の中にある感情の種類や程度を理解したりすることに関する介入方策などが相当します。
- ・ 第三に「コーピングスキルの獲得や修正を目的としたマネジメント」



◆ コーピングスキルとは：ストレスを適切に処理する技術・能力のこと

② アンガーマネジメント・プログラム

予防的、開発的なプログラムには次の3つの構成要素が必要です。

(i) 感情を理解すること

自分に湧いた感情は、何（だれ）に対する、どのような、どの程度の感情か、また、相手の表情等から、相手はどのような感情をどの程度抱いているか、など。

(ii) 怒りを理解すること

怒りはどのような状況で感じやすいか、どのような感情か、怒るとどうなるか、など。

(iii) 怒りに対処すること

どうやって自分の怒りをコントロールするか、どうすれば自分も相手も傷つけないように表出できるか、など。

ア) 自分の怒りを「客観視」する

◇ 「怒り」をマネジメントするためには、まず、自分自身の怒りを客観視して、よく知ることから始めます。

- 怒りを客観視するには、怒りを感じたときに、日時、出来事、思ったこと、感情、感情の強さ、行動、結果、異なる考え方、などを記録し、自分が物事をどのように認識しているのか、どのように怒りを感じているのか、どのように行動したのかを理解し、あとで振り返るといった手法があります。

イ) 怒りの感情を「コントロール」する

◇ 最終目標は、自分なりに怒りをコントロールできるようになることですが、衝動をコントロールするためにすぐに実行できるテクニックとして、次のようなものがあります。

- 深呼吸
- カウントバック
「100,97,94,91・・・」といった具合に、100 から3ずつ引いていく逆算を頭の中でする。
- ストップシンキング
怒りを覚えるようなことを言われても、とっさに余計なことを言わない、しない。
- コーピングマントラ・・・魔法の呪文を唱える
「大丈夫。なんとかなるさ。」「これはよい勉強の機会だ。」「明日には忘れてる。」など、自分を落ち着かせたり、勇気づけたりするのに有効な言葉を用意して、自分自身に言い聞かせる。
- タイムアウト
その場所からしばらく離れて頭を冷やす。

など

ウ)「怒らない仕組」をつくる

◇ 記録した自分の怒りを振り返りながら、自分のコアビリーフに向き合い、自分の頭の中に怒らない仕組をつくっていきます。

私たちは出来事や誰かの言動を見たり聞いたりしたときに、自分の判断基準、コアビリーフに照らし合わせて、それがどういうことなのかを考え、意味づけをします。誰かが、自分のコアビリーフと対立する行動や態度をとると、それは間違っている、正しいのはこちらだと思い、相手に怒りを感じてしまいがちです。

しかし、誰かが絶対的に正しくて、誰かが絶対的に誤っているということはありません。「自分のコアビリーフは歪んでいないか」と検証する視点を持ち、自分と向き合いながら、どのようなコアビリーフをもてば自分にもまわりの人にもプラスになっていくのかを考え、自分が望む形に変えていくことが大切です。

エ) 本心が伝わる「コミュニケーション・スキル」を身に付ける

◇ 怒りの後ろにある伝えたい気持ちをきちんと理解してもらうためには、次のようなことに気をつけてコミュニケーションをとるよう心がけます。

- ・怒ったとしても怒りをそのまま相手にぶつけない。
- ・怒っていても、態度に出なければわからない。
- ・同じことを言うにしても、とにかく穏やかに丁寧に伝える。
- ・「絶対」「いつも」「必ず」という言葉を使いたくなったら、ほかに正確な表現ができないか、置き換える言葉や表現を探してみる。
- ・“べき”という言葉で、価値観や考えを押しつけない。

(参考文献)

- ・「アンガー・マネジメント」 安藤俊介著、大和出版、平成 20 年
- ・「中学校におけるアンガーマネジメントの試み」岡山県教育センター、平成 15 年 2 月

◇校内研修のための演習事例

〈演習事例1 小学校 授業中〉

担任の注意も聞かず遊び続ける児童への体罰事例と防止のための適切な指導

【体罰事例】

小学校5年生の児童Aは、授業中によくまわりの友達に話しかけ、特に、グループでの話し合いの学習に集中して取り組むことができない。教師が見ていないとすぐにふざけ、何度も注意されている。児童Aは、注意を受けると、はっとした表情を見せていた。しかし最近、注意を受けても、反省の表情すら見られない。

その日も、グループで話し合う際に、児童Aがきっかけになり友達と消しゴムを取り合って遊び始めた。教師がそばに行き、今は学習中であること、まわりの友達にも迷惑であること、消しゴムを取り合っていた友達に対しては、その友達の学習時間を奪ってしまっていることを話し、注意した。

担任のB教諭は、児童Aにわかってもらおうと、諭すように穏やかに注意した。児童Aはだまって聞いていたが、担任が話し終わって離れた途端に、その友達と顔を見合わせてニヤッと笑った。かっとなったB教諭は、「今、友達に迷惑をかけていると言ったばかりだろう。こういうときは、『迷惑かけてごめんなさい。』と言わなければいけないんだ。まだわからないのか!」とどなり、思わず児童Aの頭を小突いた。

問1 児童Aに伝えなければいけないことは、どんなことですか。

問2 児童Aは、何度も注意されている。また、だんだん反省した様子を見せなくなっている。児童Aが、そのような変容をしたのはどんなことに原因があったと考えられますか。

問3 この場合の「児童生徒理解」にたった具体的な指導とは、どのような指導ですか。

〈演習事例2 中学校 授業中〉

注意に対して口答えする生徒への体罰事例と防止のための適切な指導

【体罰事例】

中学2年生の生徒A（男子）は体育が得意な反面、判断力が弱く短絡的な行動を取ってしまうことがたまにあった。その日の体育の授業は体育館でバスケットボールを行っており、グループごとに課題に応じた練習を行っていた。

このクラスの体育を担当しているB教諭は、バスケットボール部の顧問を務め、普段の授業や部活動では、あいさつ・礼儀についての指導や、用具を丁寧に扱う指導を徹底していた。

それぞれのグループでパス練習を行っていたとき、生徒Aの足下にとり隣のグループのボールが転がっていった。生徒Aは自分のグループのパス練習に夢中で、手で拾おうとはせずそのまま足で蹴り飛ばした。その場面を見ていた、B教諭はすぐに生徒Aを呼びつけ、「おまえ、ボールを足でけっただろう。」と強い口調で問いただした。すると、生徒Aは「蹴っていません。ボールが足に当たっただけです。」としらばっくれた。B教諭は「嘘をつくな！」と言って、生徒Aの頭を1回平手で叩いた。

問1 B教諭は、生徒Aが嘘をついたときに、どのような気持ちになって、体罰を行ってしまったのか考えてみましょう。

問2 上の事例を自分自身に置き換えて、どのように指導すべきだったのか考えて見ましょう。

問3 上の事例のようなことが起きないために、日頃から必要なことは何か考えてみましょう。

〈演習事例3 高等学校 放課後〉

注意する教員に反抗する生徒への体罰事例と防止のための適切な指導

【体罰事例】

1 1月の放課後、3年担任のA教諭が、推薦入試を控えた生徒Bに小論文の答案を返却するため、図書館に行ってみると、周りに学習している生徒がいるにも関わらず、友人と大声で話しふざけている生徒Cがいた。生徒Cも3年であり、受験にむけて、勉強に励まなければならない時期であった。「騒いでいる場合ではない、勉強しないと合格できないぞ！」と注意したところ、その時は静かになったようであった。返却を終え職員室に戻ったA教諭が、また図書館にやってきたところ、生徒Cは反省の色もなく、今度は生徒Bにちょっかいをかけていたため、A教諭は図書館の外に連れ出し、厳重に注意した。生徒Cは反省するどころか、にらみつけるような態度をしたため、平手で顔を数発叩いた。生徒Cは激昂し、暴言を吐きながら帰宅してしまった。夕方、生徒Cの様子を不審に思った母親から学校に連絡があり、A教諭の体罰が発覚した。

問1 A教諭が2度目に生徒Cを注意したとき、どのような注意をすべきだったのか、考えてみましょう。

(例) 感情的にならず、生徒Cに寄り添い、大事な時期に学習に集中できない理由・悩みを冷静に聞き、不安を取り除こうとする声掛けが必要である。

問2 帰ってしまった生徒Cに対し、A教諭はどのようにすべきだったのか、考えてみましょう。

(例) すぐに家庭に電話をし、平手打ちしたことを謝罪した上で、図書館での出来事を話し、本人の悩みを家庭と共有し、保護者とともに本人への支援の在り方を考える。

<演習事例4 特別支援学校 給食中>

障がいを持った子どもへの体罰事例と防止のための適切な指導

【体罰事例】

高等部2年男子生徒Aは偏食があり、家庭でも自分の好きな食べものしか食べない。毎日の給食でも、食べ残しが多く、担任の先生は、中学部からの取り組みの継続を考え、個別の指導計画においても、食事に関する内容を重視して生徒Aに支援してきた。

ある日の給食の時間、苦手な野菜が盛りつけられていることに気付いたAさんは、急に「きれい！」と大声を上げ混乱した表情で、自分の席にある盛りつけられた皿を手にして、床に投げつけてしまった。それを見てカッとなった担任の先生は、生徒Aを怒鳴り平手で叩いた上、給食を取り上げ食べさせなかった。

問1 担任の先生は、生徒Aが皿を投げた姿を見て、どのような気持ちになり体罰を行ったのでしょうか。

問2 あなたがこの担任の立場であったら、どのように対応しますか。

問3 次のことを話し合いまとめましょう。

(1) 担任の先生は、生徒Aが皿を投げた時の適切な対応について

(2) 生徒Aの食事に関する支援で、日常から留意することは何でしょうか。

<演習事例5 中学校 部活動>

力を抜いた練習が原因で「体罰」に至った事例と防止のための適切な指導

【体罰事例】

剣道が得意な体育のA教諭は、4月から勤務した学校では指導の経験のない男子バレー部を受け持つこととなった。また、どの学校でも部活動指導に非常に熱心で、生徒や保護者からも信頼されていたので、厳しい指導も受け入れられていた。

男子バレー部は、部長・副部長を中心にした自主的な練習で、みんな楽しく活動しているようであるが、なかなか技能の向上が見られなかった。保護者からも強いチームにしてほしいという期待をかけられていただけに、なんとかしたいと思ったA教諭は、部長・副部長に練習方法を変える旨の話をした。

しかし、A教諭が指導している時は厳しい練習にも真面目に取り組む部員も、会議や出張で不在の時は、他の部の顧問や副顧問に監督をお願いするのだが、活動は、力を抜いたような練習になっていた。会議が早めに終了し、気力のない練習の姿を見たA教諭は、部長を呼びつけ、興奮したように叱り、平手で頬を強く叩いた。

問1 A教諭はどのような気持ちになって、部長を平手で叩いたのでしょうか。

問2 これまでのバレー部の活動方針とA教諭の指導方針にはどのような違いがあると予想されますか。

問3 次のことを話し合いまとめましょう。

(1) A教諭は、今後の練習方法を決めるにあたってどうすればよかったのでしょうか。

(2) 自分の意に反することでも冷静に対応するために、A教諭はどのような努力をしていく必要があるのでしょうか。

3. 文部科学省通知

平成 25 年 3 月 13 日付け 24 文科初第 1269 号

文部科学省初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知

(各都道府県教育委員会教育長 各都道府県知事 等あて)

体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について

昨年末、部活動中の体罰を背景とした高校生の自殺事案が発生するなど、教職員による児童生徒への体罰の状況について、文部科学省としては、大変深刻に受け止めております。体罰は、学校教育法で禁止されている、決して許されない行為であり、平成 25 年 1 月 23 日初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知「体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について」においても、体罰禁止の徹底を改めてお願いいたしました。

懲戒、体罰に関する解釈・運用については、平成 19 年 2 月に、裁判例の動向等も踏まえ、「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」(18 文科初第 1019 号 文部科学省初等中等教育局長通知) 別紙「学校教育法第 11 条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方」を取りまとめましたが、懲戒と体罰の区別等についてより一層適切な理解促進を図るとともに、教育現場において、児童生徒理解に基づく指導が行われるよう、改めて本通知において考え方を示し、別紙において参考事例を示しました。懲戒、体罰に関する解釈・運用については、今後、本通知によるものとします。

また、部活動は学校教育の一環として行われるものであり、生徒をスポーツや文化等に親しませ、責任感、連帯感の涵養(かんよう)等に資するものであるといった部活動の意義をもう一度確認するとともに、体罰を厳しい指導として正当化することは誤りであるという認識を持ち、部活動の指導に当たる教員等は、生徒の心身の健全な育成に資するよう、生徒の健康状態等の十分な把握や、望ましい人間関係の構築に留意し、適切に部活動指導をすることが必要です。

貴職におかれましては、本通知の趣旨を理解の上、児童生徒理解に基づく指導が徹底されるよう積極的に取り組むとともに、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、国立大学法人学長にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長にあっては認可した学校に対して、本通知の周知を図り、適切な御指導をお願いいたします。

記

1 体罰の禁止及び懲戒について

体罰は、学校教育法第 11 条において禁止されており、校長及び教員(以下「教員等」という。)は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行ってはならない。体罰は、違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為である。

体罰により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生む恐れがある。もとより教員等は指導に当たり、児童生徒一人一人をよく理解し、適切な信頼関係を築くことが重要であり、このために日頃から

自らの指導の在り方を見直し、指導力の向上に取り組むことが必要である。懲戒が必要と認める状況においても、決して体罰によることなく、児童生徒の規範意識や社会性の育成を図るよう、適切に懲戒を行い、粘り強く指導することが必要である。

ここでいう懲戒とは、学校教育法施行規則に定める退学（公立義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。）、停学（義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。）、訓告のほか、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為として、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、学校当番の割当て、文書指導などがある。

2 懲戒と体罰の区別について

- (1) 教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。
- (2) (1) により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。

3 正当防衛及び正当行為について

- (1) 児童生徒の暴力行為等に対しては、毅然とした姿勢で教職員一体となって対応し、児童生徒が安心して学べる環境を確保することが必要である。
- (2) 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避したりするためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛又は正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。

4 体罰の防止と組織的な指導体制について

(1) 体罰の防止

- ① 教育委員会は、体罰の防止に向け、研修の実施や教員等向けの指導資料の作成など、教員等が体罰に関する正しい認識を持つよう取り組むことが必要である。
- ② 学校は、指導が困難な児童生徒の対応を一部の教員に任せきりにしたり、特定の教員が抱え込んだりすることのないよう、組織的な指導を徹底し、校長、教頭等の管理職や生徒指導担当教員を中心に、指導体制を常に見直すことが必要である。
- ③ 校長は、教員が体罰を行うことのないよう、校内研修の実施等により体罰に関する正しい認識を徹底させ、「場合によっては体罰もやむを得ない」などといった誤った考え方を容認する雰囲気がないか常に確認するなど、校内における体罰の未然防止に恒常的に取り組むことが必要である。また、教員が児童生徒への指導で困難を抱えた場合や、周囲に体罰と受け取られかねない指導を見かけた場合には、教員個人で抱え込まず、積極的に管理職や他の教員等へ報告・相談できるようにするなど、日常的に体罰を防止できる体制を整備することが必要である。

- ④ 教員は、決して体罰を行わないよう、平素から、いかなる行為が体罰に当たるかについての考え方を正しく理解しておく必要がある。また、機会あるごとに自身の体罰に関する認識を再確認し、児童生徒への指導の在り方を見直すとともに、自身が児童生徒への指導で困難を抱えた場合や、周囲に体罰と受け取られかねない指導を見かけた場合には、教員個人で抱え込まず、積極的に管理職や他の教員等へ報告・相談することが必要である。

(2) 体罰の実態把握と事案発生時の報告の徹底

- ① 教育委員会は、校長に対し、体罰を把握した場合には教育委員会に直ちに報告するよう求めるとともに、日頃から、主体的な体罰の実態把握に努め、体罰と疑われる事案があった場合には、関係した教員等からの聞き取りのみならず、児童生徒や保護者からの聞き取りや、必要に応じて第三者の協力を得るなど、事実関係の正確な把握に努めることが必要である。あわせて、体罰を行ったと判断された教員等については、体罰が学校教育法に違反するものであることから、厳正な対応を行うことが必要である。

- ② 校長は、教員に対し、万が一体罰を行った場合や、他の教員の体罰を目撃した場合には、直ちに管理職へ報告するよう求めるなど、校内における体罰の実態把握のために必要な体制を整備することが必要である。

また、教員や児童生徒、保護者等から体罰や体罰が疑われる事案の報告・相談があった場合は、関係した教員等からの聞き取りや、児童生徒や保護者からの聞き取り等により、事実関係の正確な把握に努めることが必要である。

加えて、体罰を把握した場合、校長は直ちに体罰を行った教員等を指導し、再発防止策を講じるとともに、教育委員会へ報告することが必要である。

- ③ 教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者が、体罰の訴えや教員等との関係の悩みを相談することができる体制を整備し、相談窓口の周知を図ることが必要である。

5 部活動指導について

- (1) 部活動は学校教育の一環であり、体罰が禁止されていることは当然である。成績や結果を残すことのみならず、固執せず、教育活動として逸脱することなく適切に実施されなければならない。

- (2) 他方、運動部活動においては、生徒の技術力・身体的能力、又は精神力の向上を図ることを目的として、肉体的、精神的負荷を伴う指導が行われるが、これらは心身の健全な発達を促すとともに、活動を通じて達成感や、仲間との連帯感を育むものである。ただし、その指導は学校、部活動顧問、生徒、保護者の相互理解の下、年齢、技能の習熟度や健康状態、場所的・時間的環境等を総合的に考えて、適切に実施しなければならない。

指導と称し、部活動顧問の独善的な目的を持って、特定の生徒たちに対して、執拗かつ過度に肉体的・精神的負荷を与える指導は教育的指導とは言えない。

- (3) 部活動は学校教育の一環であるため、校長、教頭等の管理職は、部活動顧問に全て委ねることなく、その指導を適宜監督し、教育活動としての使命を守ることが求められる。

(別紙) 学校教育法第 11 条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例

本紙は、学校現場の参考に資するよう、具体の事例について、通常、どのように判断されるかを示したものである。本紙はあくまで参考として、事例を簡潔に示して整理したものであるが、個別の事案が体罰に該当するか等を判断するに当たっては、本通知 2 (1) の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。

(1) 体罰 (通常、体罰と判断されると考えられる行為)

○ 身体に対する侵害を内容とするもの

- ・ 体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。
- ・ 帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして転倒させる。
- ・ 授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。
- ・ 立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず席につかないため、頬をつねって席につかせる。
- ・ 生徒指導に応じず、下校しようとしている生徒の腕を引いたところ、生徒が腕を振り払ったため、当該生徒の頭を平手で叩 (たた) く。
- ・ 給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかったため、持っていたボールペンを投げつけ、生徒に当てる。
- ・ 部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片づけが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する。

○ 被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの

- ・ 放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。
- ・ 別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない。
- ・ 宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。

(2) 認められる懲戒

(通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為。ただし肉体的苦痛を伴わないものに限る。)

※学校教育法施行規則に定める退学・停学・訓告以外で認められると考えられるものの例

- ・ 放課後等に教室に残留させる。
- ・ 授業中、教室内に起立させる。
- ・ 学習課題や清掃活動を課す。
- ・ 学校当番を多く割り当てる。
- ・ 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- ・ 練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

(3) 正当な行為（通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為）

- 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使
 - ・ 児童が教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、児童の背後に回り、体をきつく押さえる。

- 他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使
 - ・ 休み時間に廊下で、他の児童を押さえつけて殴るという行為に及んだ児童がいたため、この児童の両肩をつかんで引き離す。
 - ・ 全校集会中に、大声を出して集会を妨げる行為があった生徒を冷静にさせ、別の場所で指導するため、別の場所に移るよう指導したが、なおも大声を出し続けて抵抗したため、生徒の腕を手で引っ張って移動させる。
 - ・ 他の生徒をからかっていた生徒を指導しようとしたところ、当該生徒が教員に暴言を吐きつばを吐いて逃げ出そうとしたため、生徒が落ち着くまでの数分間、肩を両手でつかんで壁へ押しつけ、制止させる。
 - ・ 試合中に相手チームの選手とトラブルになり、殴りかかろうとする生徒を、押さえつけて制止させる。

4. 体罰・いじめ相談窓口一覧

◆市町村における相談窓口一覧

機関名	電話番号	備考(メールアドレス等)
山形市教育委員会	023-645-6182, 023-631-4425	soudan-y@ymgt.ed.jp
上山市教育委員会	023-672-1111	gakkyou@city.kaminoyama.yamagata.jp
天童市教育委員会	①保護者 023-654-1111(内線823)	②児童・生徒 023-654-4520
山辺町教育委員会	①023-667-1115 ②023-664-6042	②教育相談室
中山町教育委員会	023-662-5590	
寒河江市教育委員会	0237-86-1700	教育相談ダイヤル/平日8:30~17:00
河北町教育委員会	①0237-71-1152 ②0237-71-1136	①教育相談
西川町教育委員会	0237-74-2114	
朝日町教育委員会	0237-67-3302	毎月第2火曜日を教育相談日に設定
大江町教育委員会	0120-874037	教育相談全般
村山町教育委員会	0237-55-2111	
東根市教育委員会	①080-3441-1409 ②0237-43-1170	kyouiku@city.higashine.yamagata.jp
尾花沢市教育委員会	0237-22-2399	
大石田町教育委員会	0237-35-2111	kyouikuso@town.oishida.yamagata.jp
新庄市教育委員会	0233-23-7266	
金山町教育委員会	0233-52-2902	gakuji@town.kaneyama.yamagata.jp
最上町教育委員会	0233-43-2053	
舟形町教育委員会	0233-32-3118	
真室川町教育委員会	0233-62-2337	kyouiku@town.mamurogawa.yamagata.jp
大蔵村教育委員会	0233-75-2323	
鮭川村教育委員会	0233-55-3051	
戸沢村教育委員会	0233-32-0071	
米沢市教育委員会	0238-22-5111(内線7301)	
南陽市教育委員会	①0238-40-3211(内線516)	②南陽市教育相談室 0238-43-6919
高畠町教育委員会	0238-52-4474, 3054	教育総務課指導係
川西町教育委員会	0238-42-6659	
長井市教育委員会	①0238-88-5767	②市民相談センター 0238-87-0682
小国町教育委員会	0238-62-2141(内線33)	
白鷹町教育委員会	0238-85-6144(内線673)	
飯豊町教育委員会	0238-72-2111	学校教育内線 164 165、幼児教育内線 163 167
鶴岡市教育委員会	①0235-57-4864 ②23-9351 ③25-2019	soudan@school.city.tsuruoka.yamagata.jp
庄内町教育委員会	0234-56-3317, 3318	いじめ相談・体罰相談
三川町教育委員会	0235-35-7005	体罰・いじめ相談ダイヤル
酒田市教育委員会	①0234-26-5775	②教育相談室 0120-783042, 0234-24-3650
遊佐町教育委員会	①0234-72-3413 ②0234-72-5891	①教育なんでもダイヤル相談 毎週水曜日 9:00~17:00

◆県の相談窓口一覧

機関名	電話番号
県教育センター	023-654-8383
村山教育事務所	0237-86-8313
最上教育事務所	0233-29-1439

機関名	電話番号
置賜教育事務所	0238-88-8240
庄内教育事務所	0235-68-1982

体罰等の根絶と児童生徒理解に基づく指導のガイドライン
～信頼される学校教育を推進するために～

平成25年7月 発行

編集・発行 山形県教育委員会

問い合わせ先

〒990-8570 山形市松波二丁目8-1

山形県教育庁義務教育課

TEL 023-630-2866 FAX 023-630-2774

HP <http://www.pref.yamagata.jp/>

※ 本ガイドライン・概要版・保護者用リーフレットは、山形県教育庁のホームページよりダウンロードできます。